

新宿区自治基本条例

検 証 報 告 書

令和5年 3月

新 宿 区

目次

第1章	新宿区自治基本条例の検証	
1	検証の趣旨・基本的な考え方	1
2	検証の流れ	2
第2章	令和4年度新宿区区民意識調査	3
第3章	新宿区自治基本条例に関する区民検証会議	
1	区民検証会議について	14
2	区民検証会議の実施概要	15
3	区民検証会議プログラム	15
4	区民検証会議の進行	16
5	討議のまとめ	17
6	総括（まとめ）	44
第4章	新宿区自治基本条例の関連諸制度等の庁内検証	
1	検証項目一覧	46
2	関連諸制度等の取組状況	52
3	平成26年度及び平成30年度検証時における指摘事項の 対応状況	136
4	総括（まとめ）	150
第5章	新宿区自治基本条例の検証結果及び必要な措置について	159
資料1	新宿区自治基本条例	161
資料2	新宿区自治基本条例に関する区民検証会議情報提供資料	168
資料3	新宿区自治基本条例に関する区民検証会議参加者名簿	180
資料4	新宿区自治基本条例に関する区民検証会議 参加者アンケート結果	181

第1章 新宿区自治基本条例の検証

1 検証の趣旨・基本的な考え方

平成23年4月1日に施行された、新宿区自治基本条例（平成22年新宿区条例第43号。以下「自治基本条例」という。）は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会・区長等の責務及び区政運営の原則など、新宿区の「自治の基本ルール」を定めたものです。

自治基本条例第25条には、「区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずる」ことを規定しています。

自治基本条例施行から4年目となる平成26年度は、区民と学識経験者からなる「新宿区自治基本条例検証会議」を設置し検証を行いました。検証会議では、条例に関連する諸制度等が条例の趣旨に沿って運用されているかなどの検証を行い、概ね条例の趣旨に則して運用されていると評価されました。

平成30年度は、区民討議会形式による「新宿区自治基本条例に関する区民検証会議（以下、区民検証会議という。）」を開催しました。区民検証会議では、自治の担い手である区民に係る2つの条文、「区民の権利（第5条）」（区政に参加すること、区政情報を知ること）及び「区民の責務（第6条）」（良好な地域社会を創出するために自分にできること）についての検証を行いました。区民検証会議では、効果的な情報提供方法の工夫の必要性や、SNS等を活用した区民参加の促進、支え合うまちに向けた交流機会の拡充や安全・安心で快適なまちに向けた個人の意識・活動の向上など、区民の視点から条例を推進するための意見や提案等をいただきました。また、平成26年度では検証の対象としなかった「住民投票（第17条～第20条）」、「地域自治組織（第21条）」についても意見をいただきました。

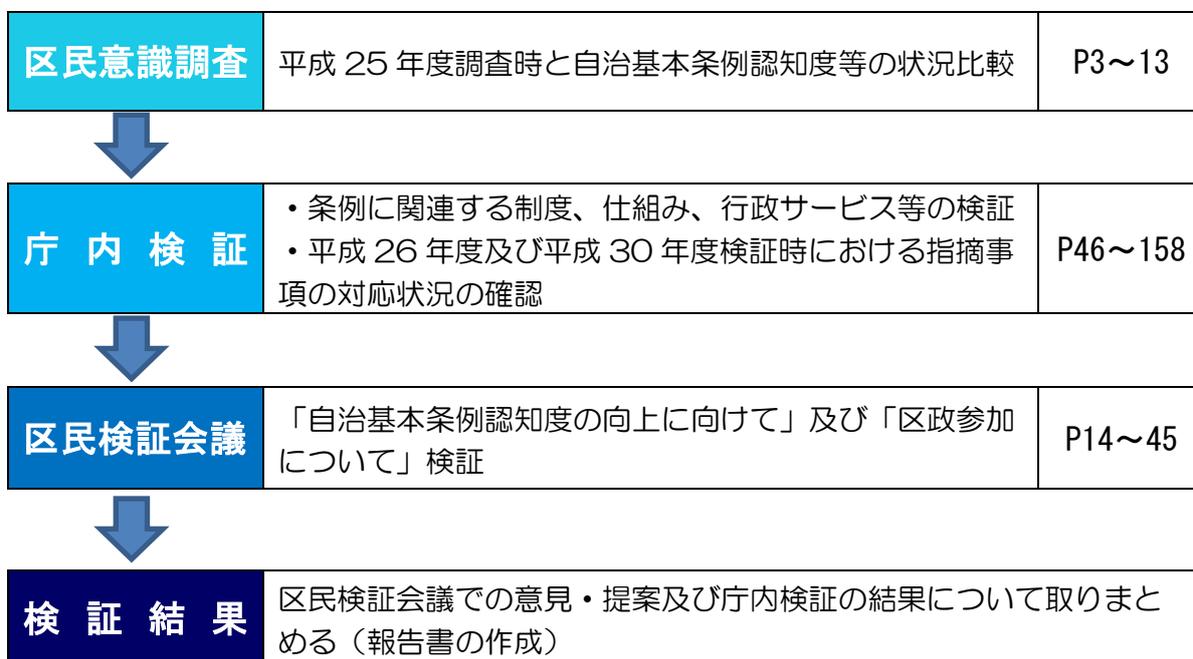
令和4年度は、区民討議会形式による区民検証会議を対面方式とオンライン方式を併用したハイブリッド方式により開催しました。検証にあたり、「令和4年度新宿区区民意識調査」（以下「区民意識調査」という。）を実施しました。自治基本条例における認知度について、前回の調査時（平成25年度）との比較を行ったところ、自治基本条例の「内容を知っている」と回答した割合が下がっており（3.7%⇒1.7%）、自治基本条例のさらなる周知が必要であることが分かりました。そのほか、「区の役割に対する取組状況の評価」において、「進んでいないと感じる」項目について、「区政への区民参加を推進すること」が最も高くなっていました。そのため、今回の区民検証会議では、「自治基本条例認知度の向上に向けて」と「区政参加について」を討議テーマとし、ご意見等をいただきました。

また、庁内における検証として、平成25年度に、「新宿区自治基本条例庁内検証委員会」（以下、「庁内検証委員会」という。）を設置し、自治基本条例に規定している区民生活に大きく関わってくる具体的な区政運営の制度・仕組み、行政サービスが自治基本条例の趣旨に則して実施されているかの視点から評価を行い、概ね条例の趣旨の実現に向けて関連する諸制度等の運用や取組が行われていると評価しました。

平成30年度は、平成26年度と同様に庁内検証委員会において、制度等が自治基本条例の趣旨に則して実施されているか評価を行うとともに、平成26年度の検証時における指摘事項等の対応状況の確認を行い、様々な分野において新たな取組を展開するとともに、他の制度や取組についても着実に推進しているものと評価しました。

令和4年度も同様に、庁内検証委員会において、制度等が自治基本条例の趣旨に則して実施されているか評価を行うとともに、平成26年度及び平成30年度の検証時における指摘事項等の対応状況の確認を行いました。

2 検証の流れ



第2章 令和4年度新宿区区民意識調査

区民意識調査とは、毎年、新宿区在住の満18歳以上の方から無作為抽出した2,500人を対象に区の施策などについてお伺いしているものです。

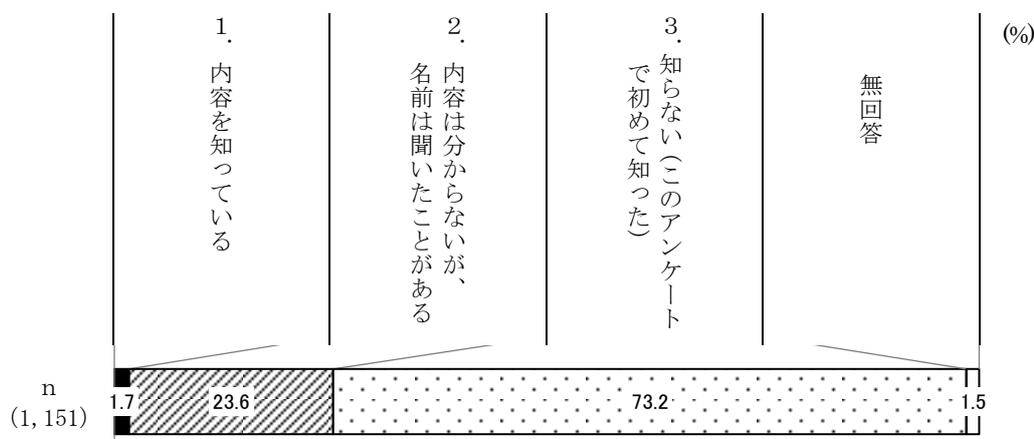
条例制定から2年後である平成25年度に自治基本条例について区民意識調査を実施しており、令和4年度は、自治基本条例の認知度等の比較を行うため、実施しました。

[数字等の見方]

- (1) 集計は、項目単位で小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- (2) 回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しているため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- (3) 複数の選択肢をあわせた項目の回答の比率(%)は、その選択肢の選択者数を基数で除して算出しているため、各選択肢の比率を足し上げた数値と差が生じることがあります。
- (4) グラフ・文章は区民意識調査より抜粋のため、年度によりまとめ方が一部異なります。

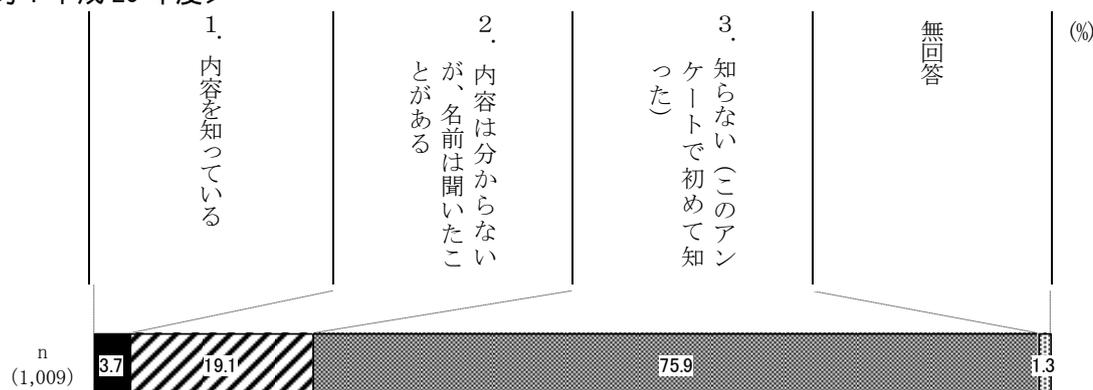
(1) 「新宿区自治基本条例」の認知度

<令和4年度>



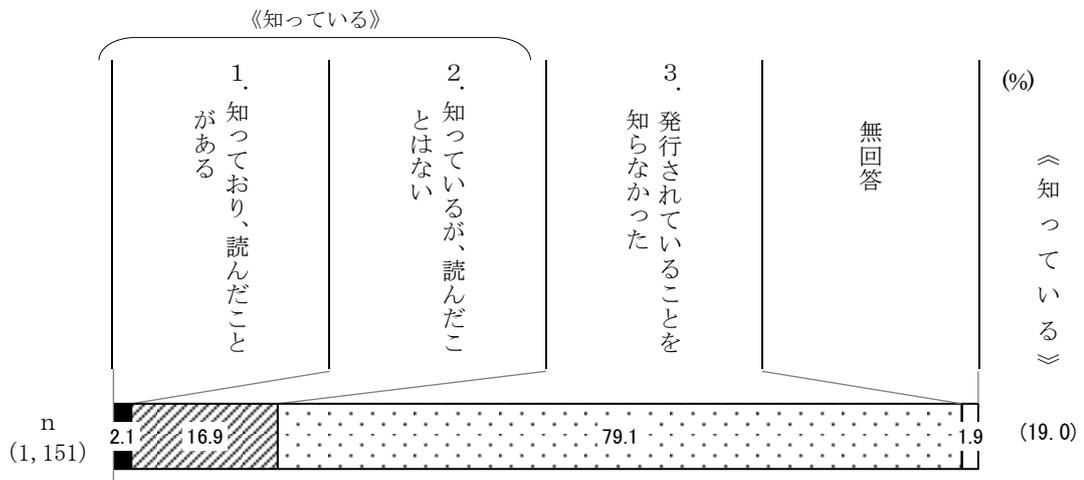
「新宿区自治基本条例」の認知度は、「知らない(このアンケートで初めて知った)」(73.2%)が7割台半ば近くで最も高くなっている。一方、「内容を知っている」は1.7%となっており、「内容は分からないが、名前は聞いたことがある」(23.6%)は2割台半ば近くとなっている。

<参考：平成25年度>



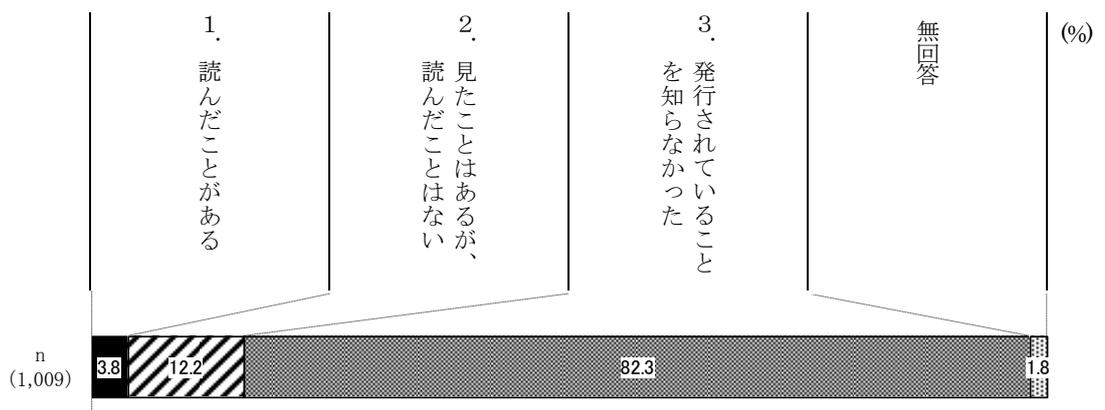
(2) 「新宿区自治基本条例」のハンドブックやパンフレットの認知度

<令和4年度>



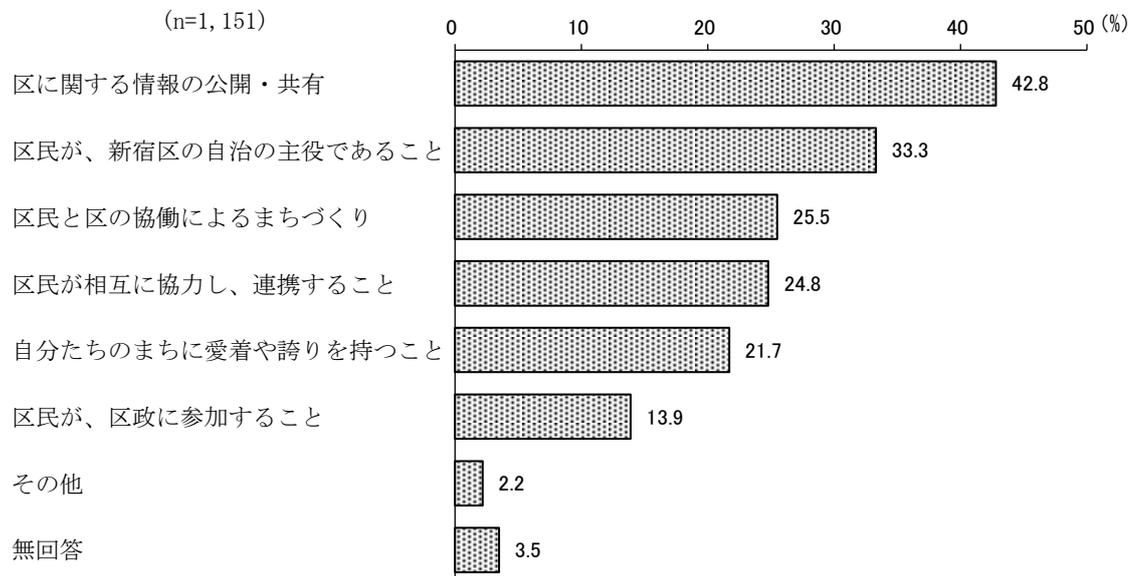
「新宿区自治基本条例」のハンドブックやパンフレットの認知度は、「発行されていることを知らなかった」(79.1%)が8割弱で最も高くなっている。一方、「知っており、読んだことがある」(2.1%)と「知っているが、読んだことはない」(16.9%)をあわせた《知っている》(19.0%)は2割弱となっている。

<参考：平成25年度>



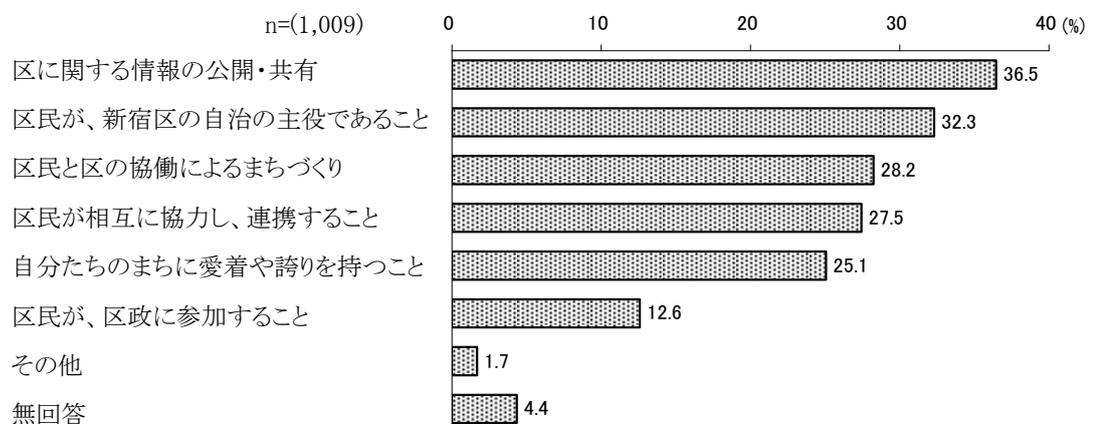
(3) 新宿区の自治の基本的な考え方において大切なこと(複数回答)

<令和4年度>



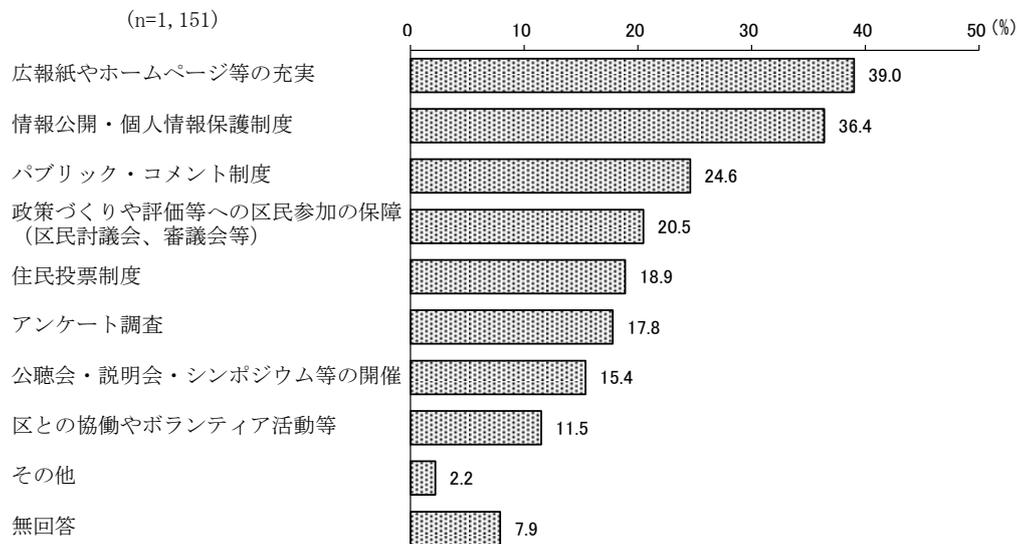
新宿区の自治の基本的な考え方において大切なことは、「区に関する情報の公開・共有」(42.8%)が4割強で最も高く、次いで「区民が、新宿区の自治の主役であること」(33.3%)が3割台半ば近くで続く。

<参考：平成25年度>



(4) 区政への参加の仕組みにおいて重要なこと(複数回答)

<令和4年度>



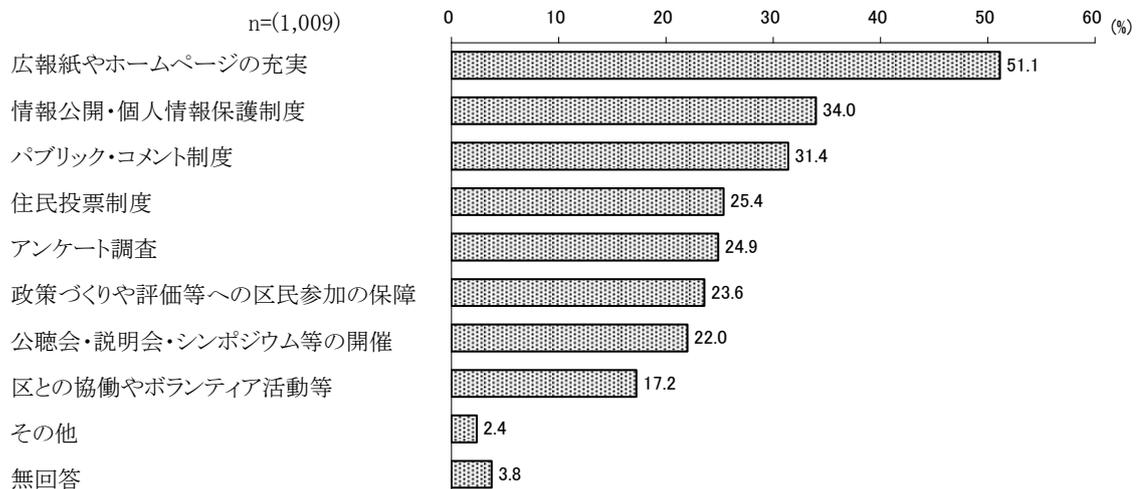
区政への参加の仕組みにおいて重要なことは、「広報紙やホームページ等の充実」(39.0%)が4割弱で最も高く、次いで「情報公開・個人情報保護制度」(36.4%)が3割台半ばを超えて続く。

「住民投票制度」を選んだ理由や実施における課題

(回答抜粋)

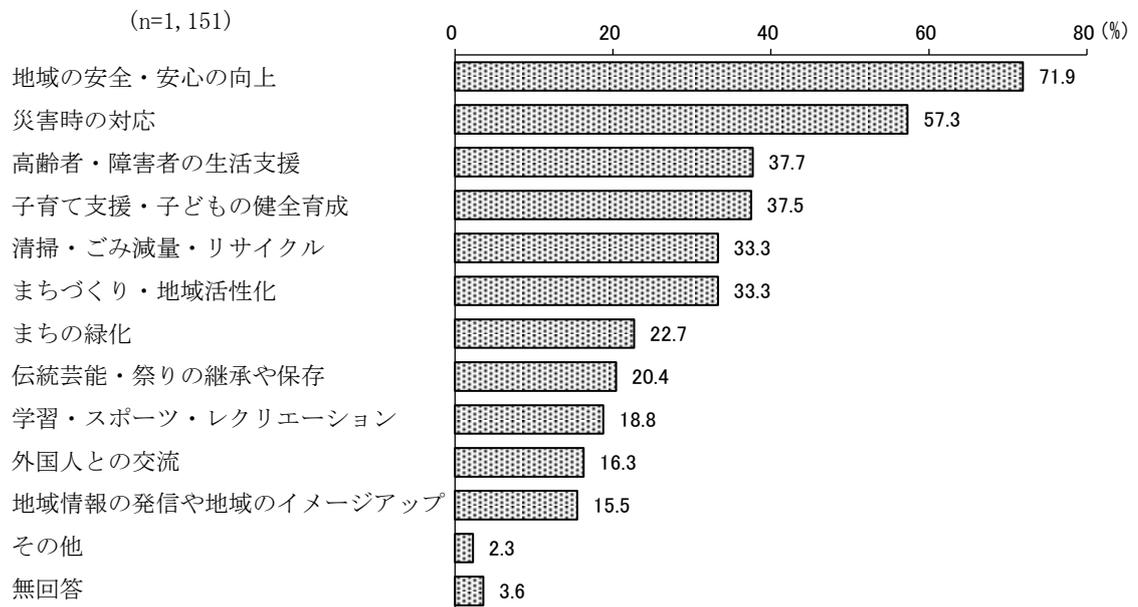
- 【理由】**
- 区で新たに政策づくりを進めようとした時に住民から直接的に賛否の意見を確認できる手段となる。
 - 直接、区政に参加しているという実感が得られると思う。
 - 投票の権利があると区政への関心も高まる。
- 【実施における課題】**
- 投票方法を広くインターネットや町のスーパーなどでも気軽に投票できるとよいと思う。
 - 周知や投票する上での判断材料となる情報公開などが課題だと思う。
 - 投票に参加する意識を高める。

<参考：平成25年度>



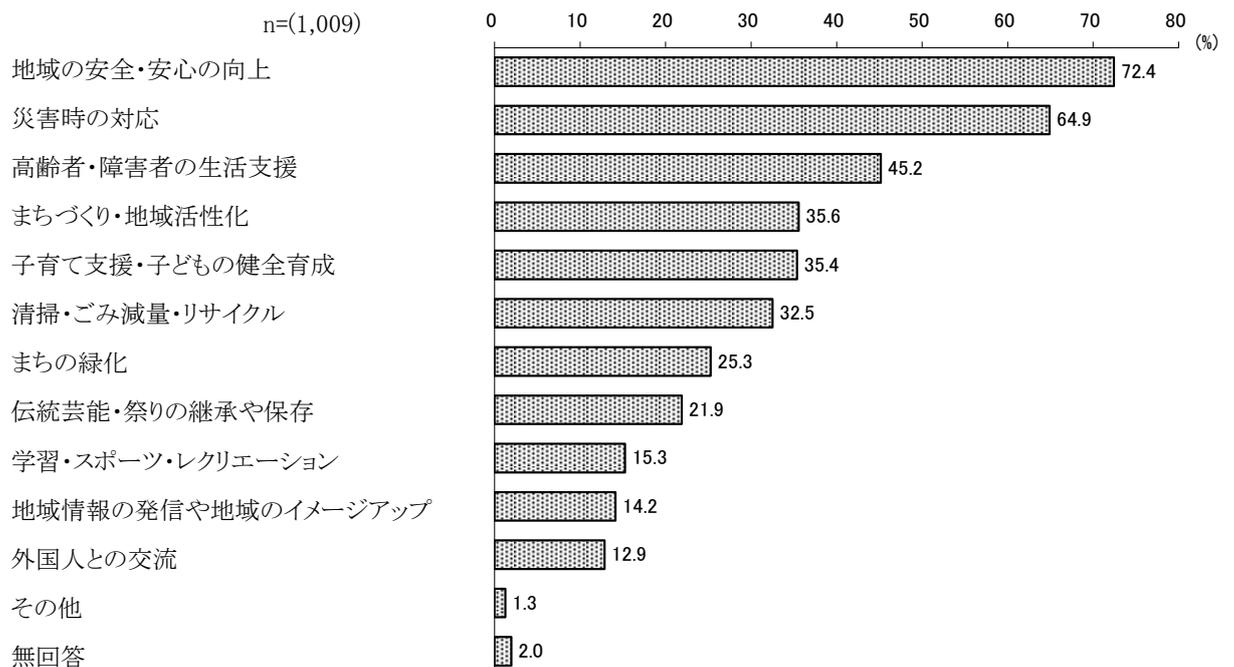
(5) 地域自治の推進により解決することがふさわしいと考えること(複数回答)

<令和4年度>



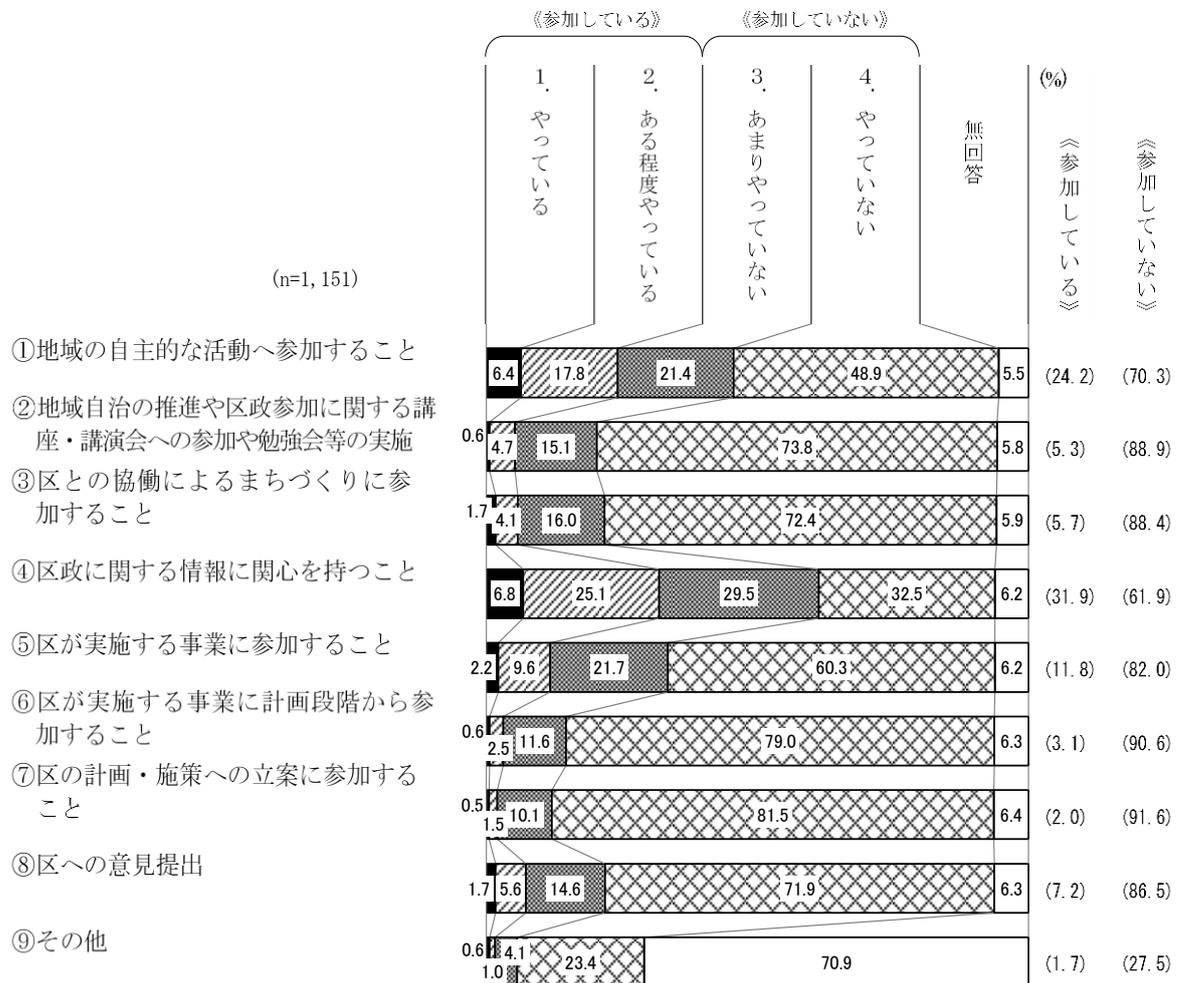
地域自治の推進により解決することがふさわしいと考えることは、「地域の安全・安心の向上」(71.9%)が7割強で最も高く、次いで「災害時の対応」(57.3%)が5割台半ばを超えて続く。

<参考：平成25年度>



(6-A) 地域自治の推進や区政への参加状況

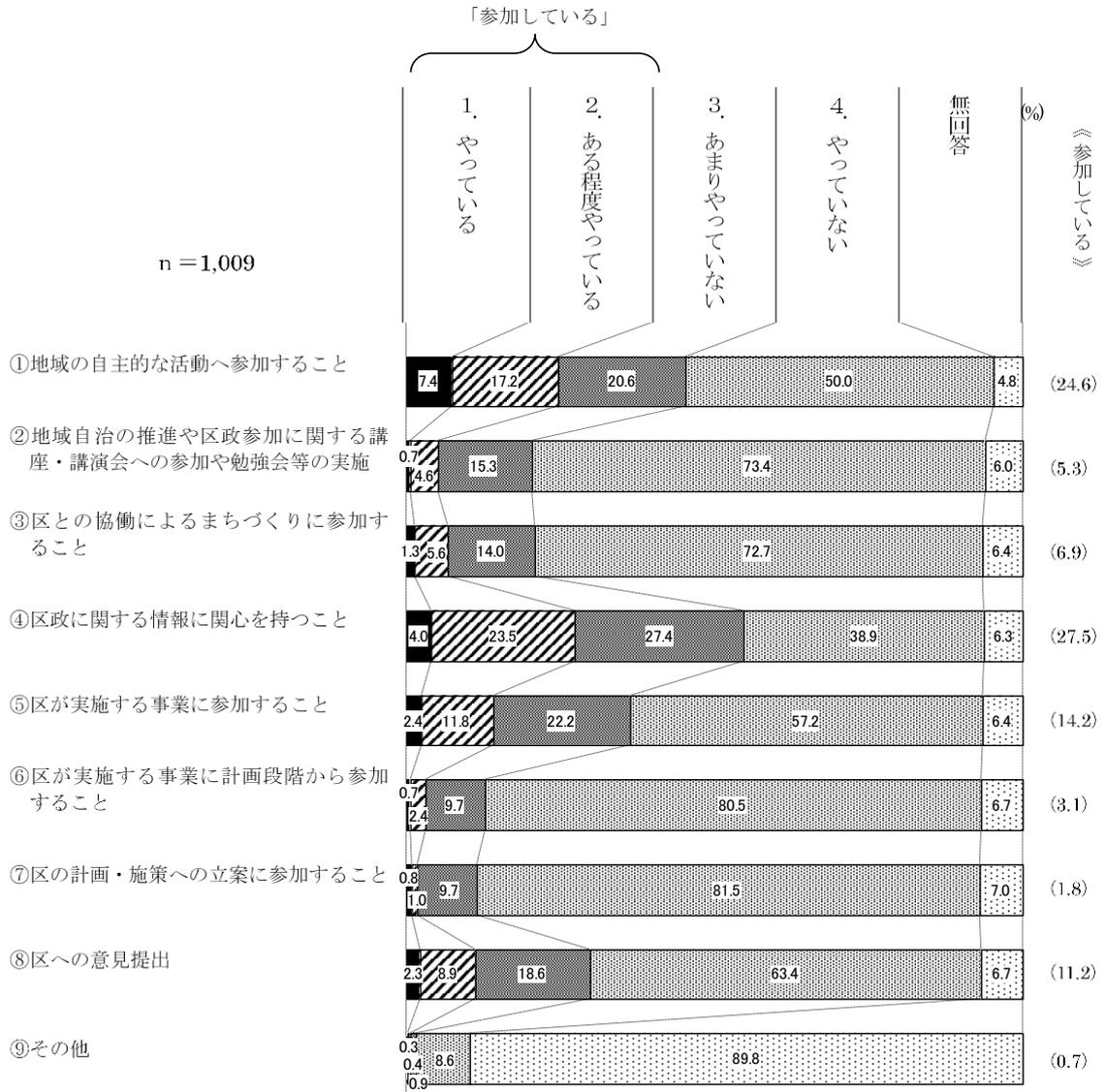
<令和4年度>



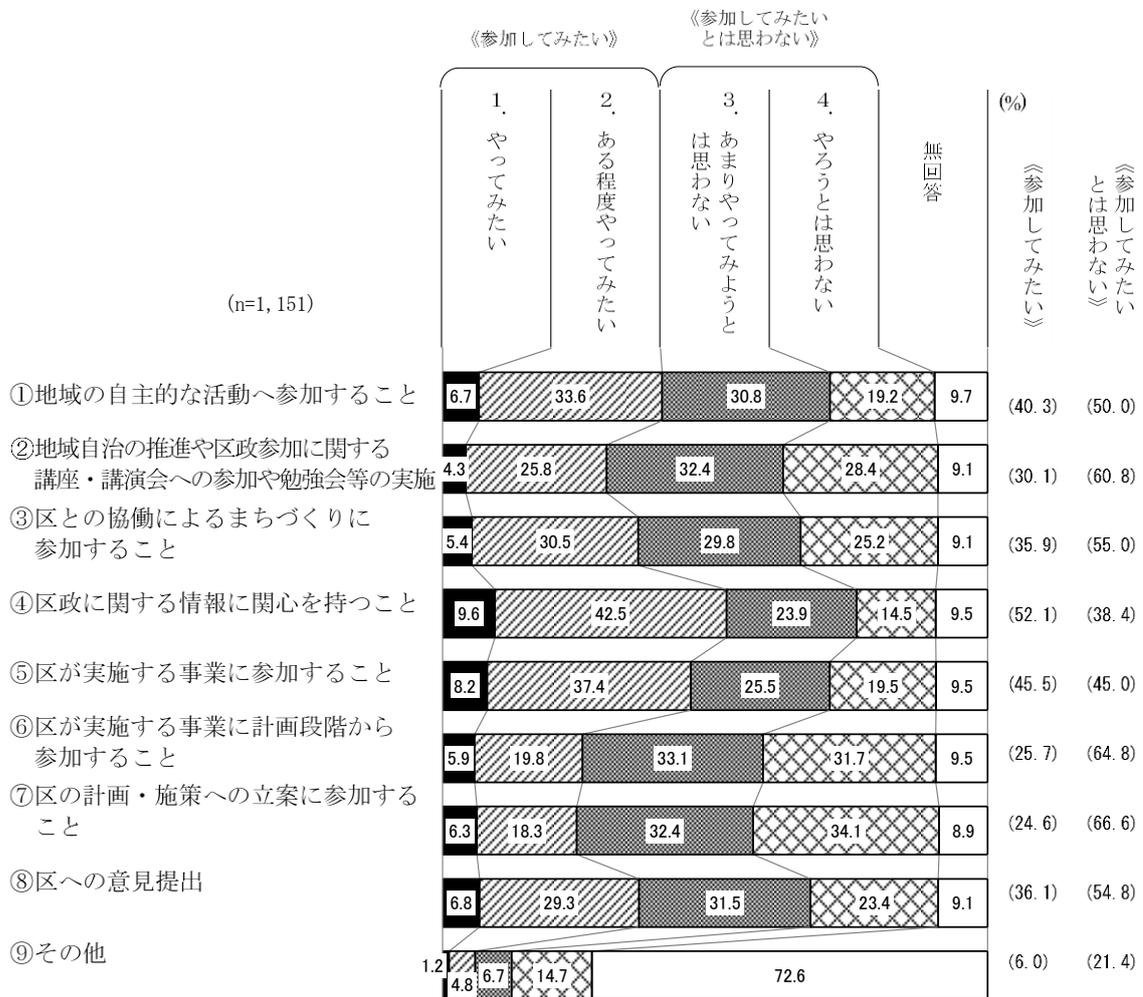
地域自治の推進や区政への参加状況は、「やっている」「ある程度やっている」をあわせた《参加している》は、“④区政に関する情報に関心を持つこと” (31.9%) が3割強で最も高く、次いで“①地域の自主的な活動へ参加すること” (24.2%) が2割台半ば近く、“⑤区が実施する事業に参加すること” (11.8%) が1割強で続く。

一方、「あまりやっていない」「やっていない」をあわせた《参加していない》は、“⑦区の計画・施策への立案に参加すること” (91.6%) が9割強で最も高く、次いで“⑥区が実施する事業に計画段階から参加すること” (90.6%) が約9割、“②地域自治の推進や区政参加に関する講座・講演会への参加や勉強会等の実施” (88.9%) と“③区との協働によるまちづくりに参加すること” (88.4%) が9割近くで続く。

<参考：平成 25 年度>

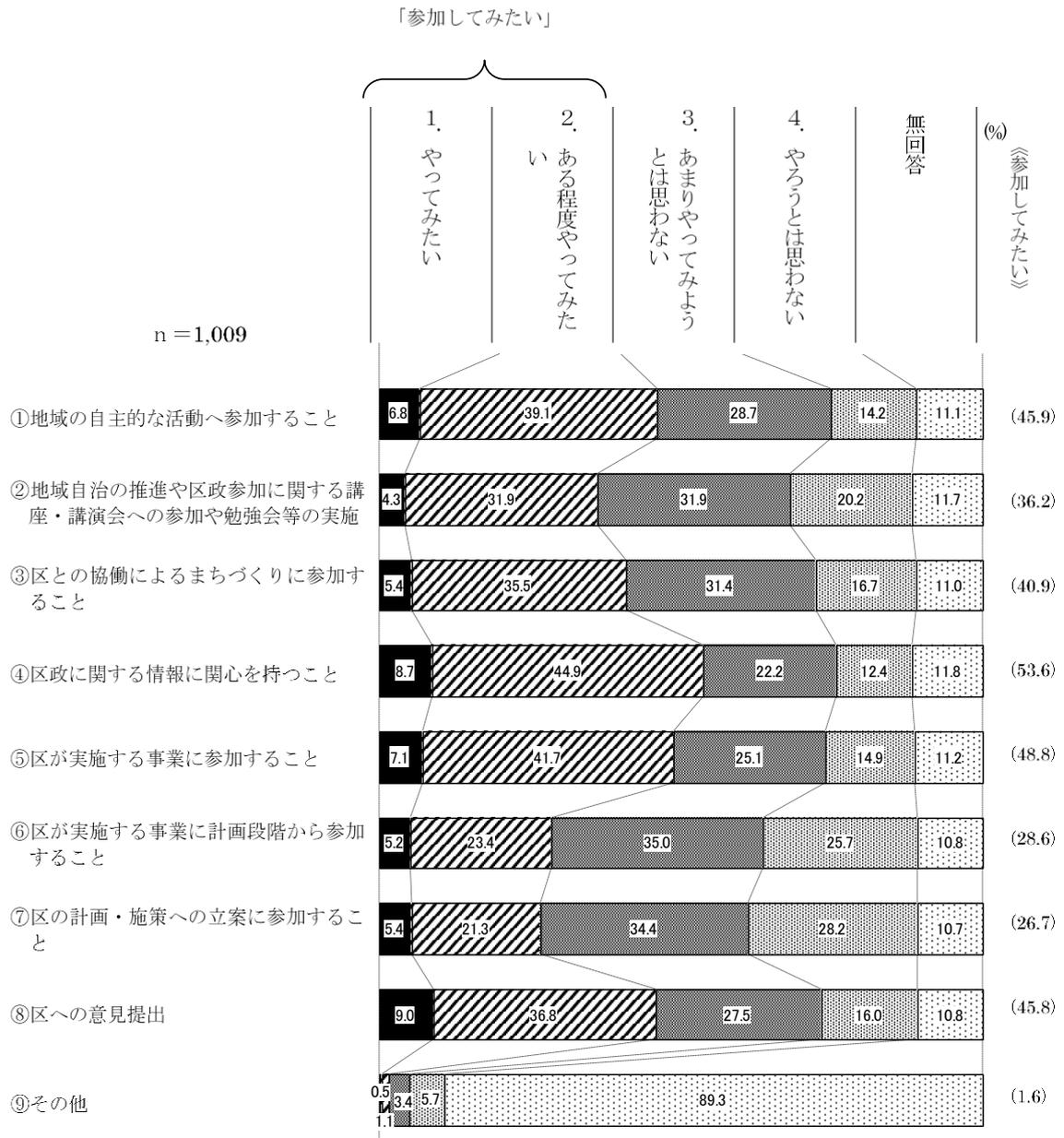


(6-B) 地域自治の推進や区政への今後の参加意欲
 <令和4年度>



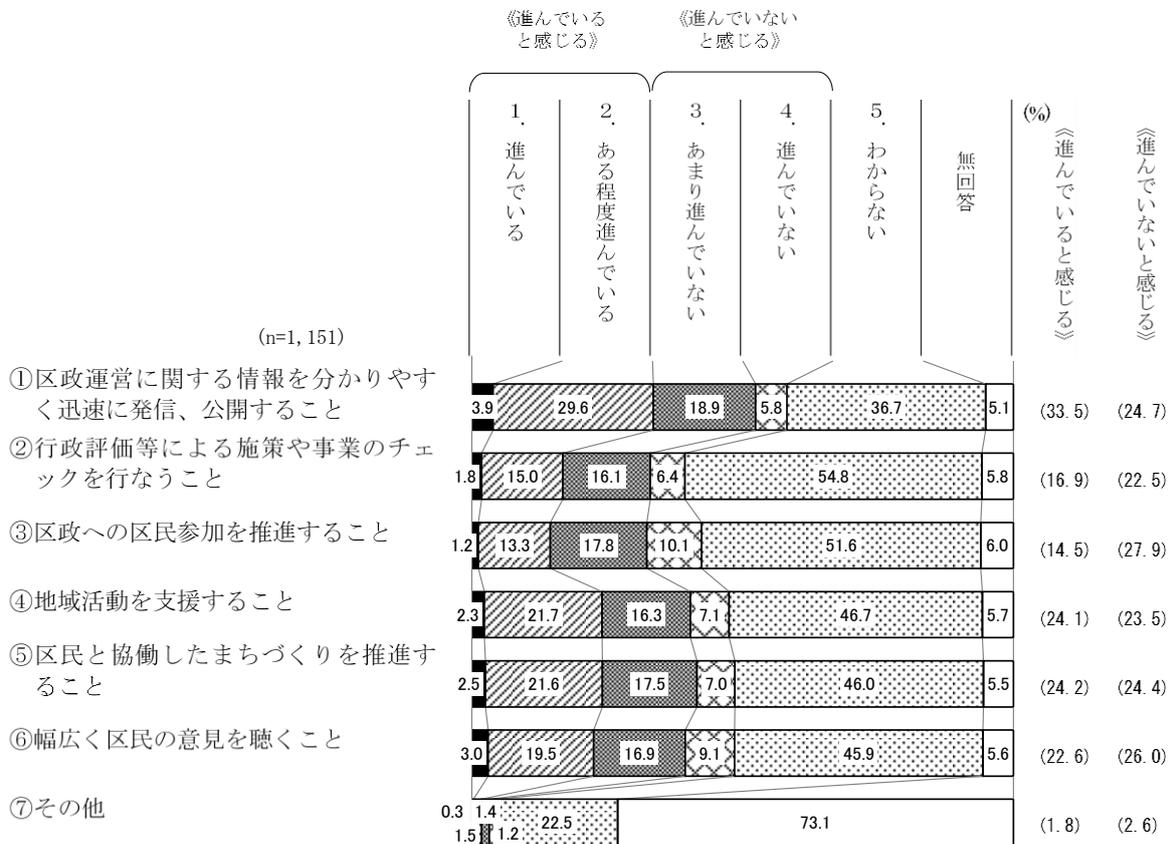
地域自治の推進や区政への今後の参加意欲は、「やってみたい」「ある程度やってみたい」をあわせた《参加してみたい》は、“④区政に関する情報に関心を持つこと”（52.1%）が5割強で最も高くなっている。次いで“⑤区が実施する事業に参加すること”（45.5%）が4割台半ば、“①地域の自主的な活動へ参加すること”（40.3%）が約4割で続き、“⑧区への意見提出”（36.1%）、“③区との協働によるまちづくりに参加すること”（35.9%）、“②地域自治の推進や区政参加に関する講座・講演会への参加や勉強会等の実施”（30.1%）が3割台となっている。

<参考：平成 25 年度>



(7) 区の役割に対する取組状況の評価

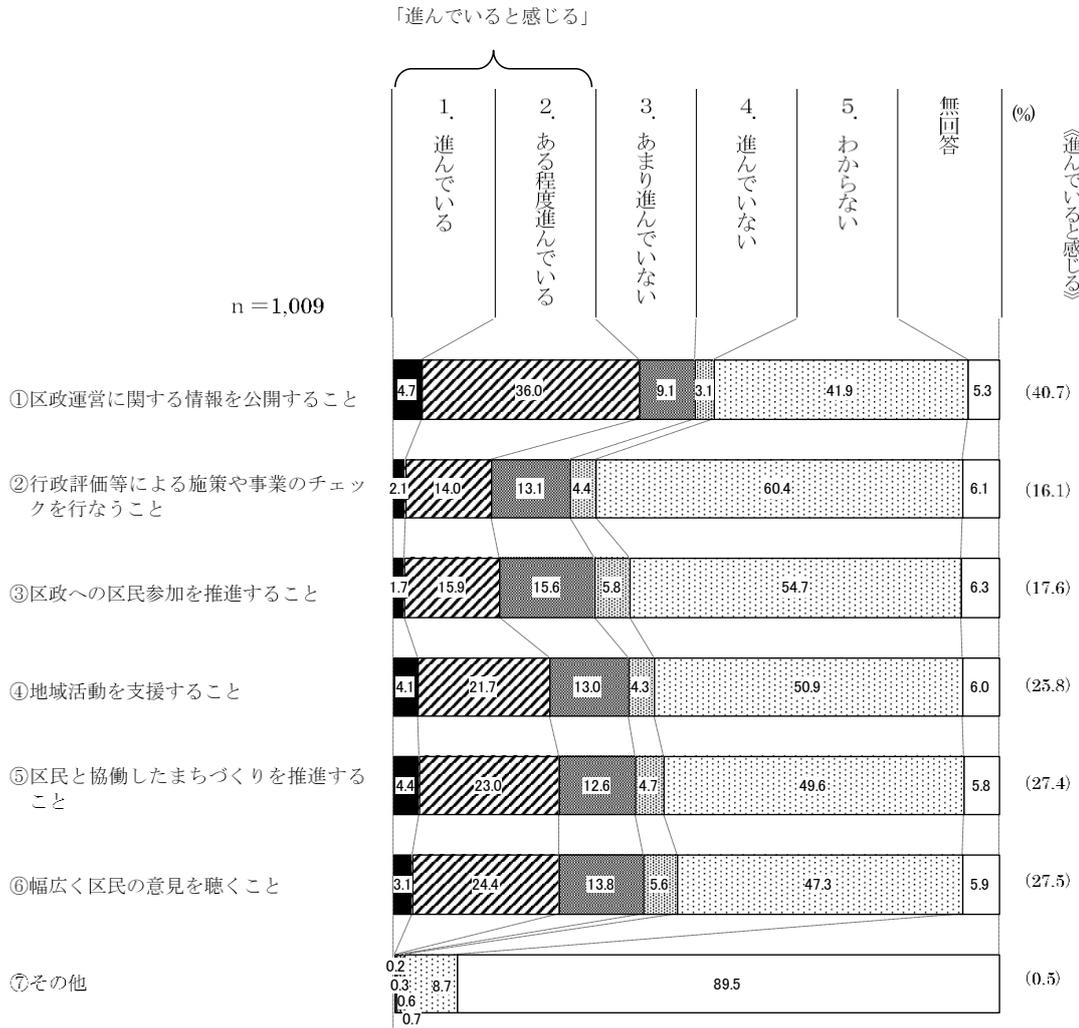
<令和4年度>



区の役割に対する取組状況の評価は、「進んでいる」「ある程度進んでいる」をあわせた《進んでいると感じる》は、“①区政運営に関する情報を分かりやすく迅速に発信、公開すること”（33.5%）が3割台半ば近くで最も高くなっている。次いで、“⑤区民と協働したまちづくりを推進すること”（24.2%）、“④地域活動を支援すること”（24.1%）が2割台半ば近くとなっている。

「あまり進んでいない」「進んでいない」をあわせた《進んでいないと感じる》は、“③区政への区民参加を推進すること”（27.9%）が2割台半ばを超えて最も高く、次いで“⑥幅広く区民の意見を聴くこと”（26.0%）が2割台半ばを超えている。

<参考：平成 25 年度>



第3章 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議

1 区民検証会議について

自治基本条例は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、区民の権利や責務、区議会・区長等の責務及び区政運営の原則など、区の「自治の基本ルール」を定めたものです。

自治基本条例の第25条には、「区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、令和4年度は、前回(平成30年度)の検証から4年目に当たることから、区民、議会とともに検証を行うこととしています。

このうち、区民による検証方法の一つとして、「区民討議会」形式での検証を行うものが「区民検証会議」です。「区民討議会」は、区民から「無作為抽出」で参加者を募ることにより、区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を行政に届ける仕組みです。ドイツで行われている「プラーヌクスツェレ」という市民参加方式がモデルになっています。新宿区では、平成22年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成23年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成28年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成29年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催しています。

なお、今回の「区民検証会議」は、「区民討議会」形式を基本としますが、検証を行うという趣旨から、自治基本条例に特に興味がある方からの意見をお聴きする必要があり、参加者の一定程度は公募することとしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、従来の対面方式による討議と、オンライン上での討議とを組み合わせ、一体的に同時進行する「ハイブリッド方式」で実施しました。討議内容を絵などを使いグラフィックとしてまとめるグラフィッカーを各グループに配置し、「グラフィック・レコーディング」を行うことで、グループ間で討議内容を共有しやすくする工夫を図りました。



▲グラフィッカーによるグラフィック・レコーディング



▲グラフィック・レコーディングをオンライン上で共有

2 区民検証会議の実施概要

区民検証会議は下記の通り実施しました。

参加者	住民登録のある区民から無作為抽出した 18 歳以上の 1,000 名のうち参加希望者 30 名、公募から 6 名を抽選で選出しました。 当日は、33 名（対面方式：9 名、オンライン方式：24 名）にご参加いただきました。
日程	令和 5 年 2 月 5 日（日）午後 1 時 30 分～午後 5 時
場所	新宿区役所 6 階 第二委員会室
討議方式	対面方式の会場にプロジェクターとスクリーンを設置し、オンライン上の画面をスクリーンに投影して会場で見えるようにするとともに、会場のカメラで発表者の席と全景を写し、オンライン上でも見えるようにすることで、一体的に同時進行できる「ハイブリッド方式」としました。

3 区民検証会議プログラム

当日のプログラムは下記の通りです。

時刻	時間	内容
13:30～13:45	0:15	開会、全体ガイダンス
13:45～14:05	0:20	役割分担・自己紹介
14:05～14:15	0:10	新宿区自治基本条例についての説明【新宿区】
14:15～15:25	1:10	【討議 1】「自治基本条例認知度の向上に向けて」
15:25～15:35	0:10	休憩
15:35～16:45	1:10	【討議 2】「区政参加について」
16:45～17:00	0:15	本日の振り返り・感想、アンケート、閉会

4 区民検証会議の進行

参加者のグループ分け

対面方式の参加者9名をA・Bの2つのグループに、オンライン方式の参加者24名をC・D・E・Fの4つのグループに分けました。

情報提供

討議に入る前に、参加者が意見交換を活発に行えるように、自治基本条例の概要について説明しました。



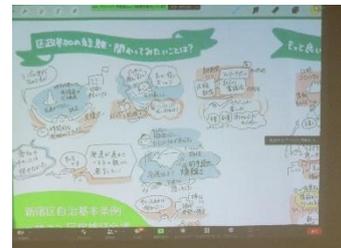
役割分担・自己紹介

対面方式の2グループについては、グループの中で「進行役」「時計係」「書記」を決めました。その後、対面・オンライン方式それぞれグループごとに自己紹介を行いました。

グループ討議

討議1「自治基本条例認知度の向上に向けて」、討議2「区政参加について」のそれぞれのテーマについて、対面方式は、付せんに意見やアイデアを書いて模造紙に貼り出し、模造紙上で付せんをグループ化しながら取りまとめを行いました。オンライン方式では、参加者の意見やアイデアをファシリテーターがジャムボードに書き出し、ジャムボード上で意見やアイデアをグループ化して取りまとめを行いました。

なお、対面・オンライン方式とも、各グループに1名ずつグラフィッカーが付き、討議の内容をその場でグラフィックとしてまとめていきました。



発表

対面方式（会場）とオンライン方式の画面をつないで発表し、全体で共有しました。各グループの代表者が模造紙やジャムボードをもとに発表するとともに、各グループに付いたグラフィッカーからもグラフィックをもとに発表を行いました。



5 討議のまとめ

各グループにおける討議の結果について、意見交換を取りまとめた模造紙（対面方式）またはジャムボード（オンライン方式）と、グラフィッカーが整理したグラフィックを掲載します。

討議1 「自治基本条例認知度の向上に向けて」

- 1 「条例を知っていたか、条例の中で大事だと思ったこと」について意見を出し合っ
てグループとしてとりまとめを行いました。
- 2 その上で、「条例のことをもっと区民に知ってもらうにはどうすればよいか？」につ
いて意見やアイデアを出し合い、グループとしてとりまとめを行いました。

1 「①条例を知っていたか、②条例の中で大事だと思ったこと」

グループ	主な意見	頁
A	①・全員が知らなかった。 ②・抽象的であるため、具体性がほしい。 ・区政に参加できるのはよい。	P18～19
B	①・興味のある条文は知っている参加者がいた。 ②・地域のルールがある方が生活しやすい。 ・子どもの意見表明の条文が大事	P20～21
C	①・全員が知らなかった。 ・区民検証会議の通知で初めて知った。 ②・認知度が低いため周知が必要	P22～23
D	①・知っていた、知っていたが内容は知らないという参加者がいた。 ②・「国際社会との関係」の条文が大事 ・自分の生活に関係しないと響かない。	P24～25
E	①・全員が知らなかった。 ②・「子どもの権利」の条文が大事 ・自分事として捉えてもらうことが必要	P26～27
F	①・知っていたが内容は知らないという参加者がいた。 ②・意見が区政に反映されるなど区との繋がりがあることを発信	P28～29

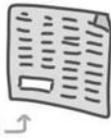
2 「条例のことをもっと区民に知ってもらうにはどうすればよいか？」

グループ	主な意見	頁
A	・周知冊子を人が立ち寄る目につく場所で配布 ・多くの方に届く工夫が必要 ・区民の方に分かりやすく伝える情報発信が必要	P18～19
B	・SNS での情報発信やイベントで周知 ・対話の機会を設ける。 ・条例を知るのではなく区政に参加できる仕組みづくりが必要	P20～21
C	・小学生、中学生だけでなく、高校生にも周知する。 ・SNS での情報発信。区ホームページで一目で分かるようにする。	P22～23
D	・条例の伝え方やアンケートの工夫 ・SNS での情報発信 ・条文を伝えるのではなく、区民は条例で何が守られているかを伝える。	P24～25
E	・区役所に行かない人向けに手軽にみられる SNS での情報発信 ・条例の具体例を提示する。 ・ターゲットにあった周知方法	P26～27
F	・自分に関係があると思ってもらえる身近なテーマを SNS で情報発信 ・親同士の共有のため幼稚園や保育園の保護者へ周知する。転入者へ伝える。	P28～29

2023. 2.5 自治基本条例の認知度を向上するには？

条例を知ってた？ 大事だと思っただことは？

みんな知らない



新聞ってない

条例に関心を持ってない...



自分の生活に直結する
ことなら別だわって...
ex) 町内会費など

具体性がほしい！

but...

基本条例は、抽象的なもの
住民投票のときは
具体性が
→でも参加したことはない



「ほうは、
読みたくはない... 大変...



よいこと！
区政に参加できる

そもそも、条例の認知度を
上げる必要が
あるのよってない？

新宿区自治基本条例
に関する 区民検証会議

条例をもっと区民に知ってもらうには？

手にとってもらえる冊子

- デザイン
- イラスト...



今は
カワイ

懸賞金出す



「採用される」と
期待できるように出す

パブリックコメント

電卓等と集算の告知
→メールと提示



お金の動か幅が広いは
ホントは本質をいかにして...

新聞とってない人には
届くしおめ

- 閲覧板の活用
- 学校
子ども止まりにしない

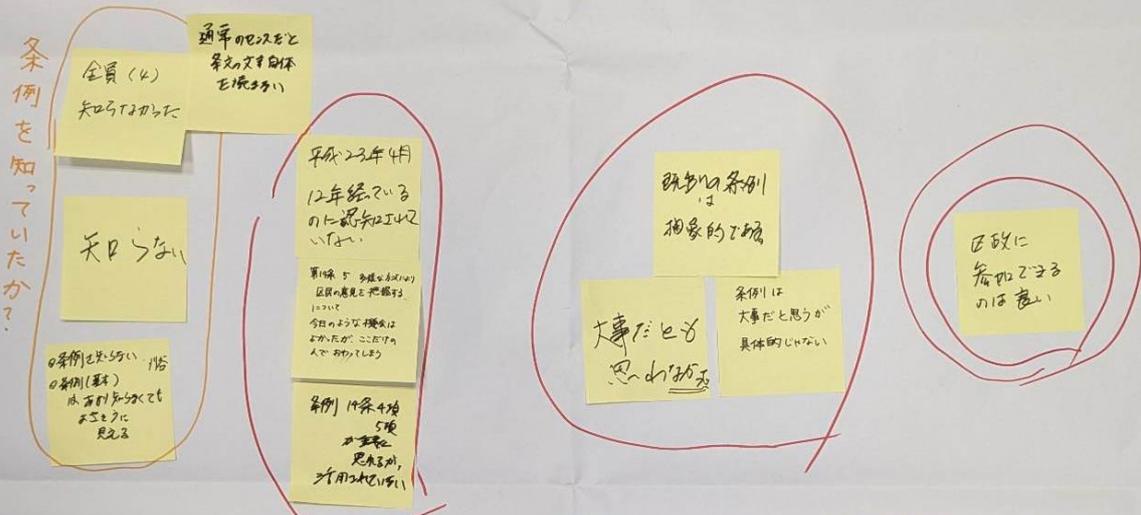


明石市をロールモデルに？
(市長さん 頑張ってる)

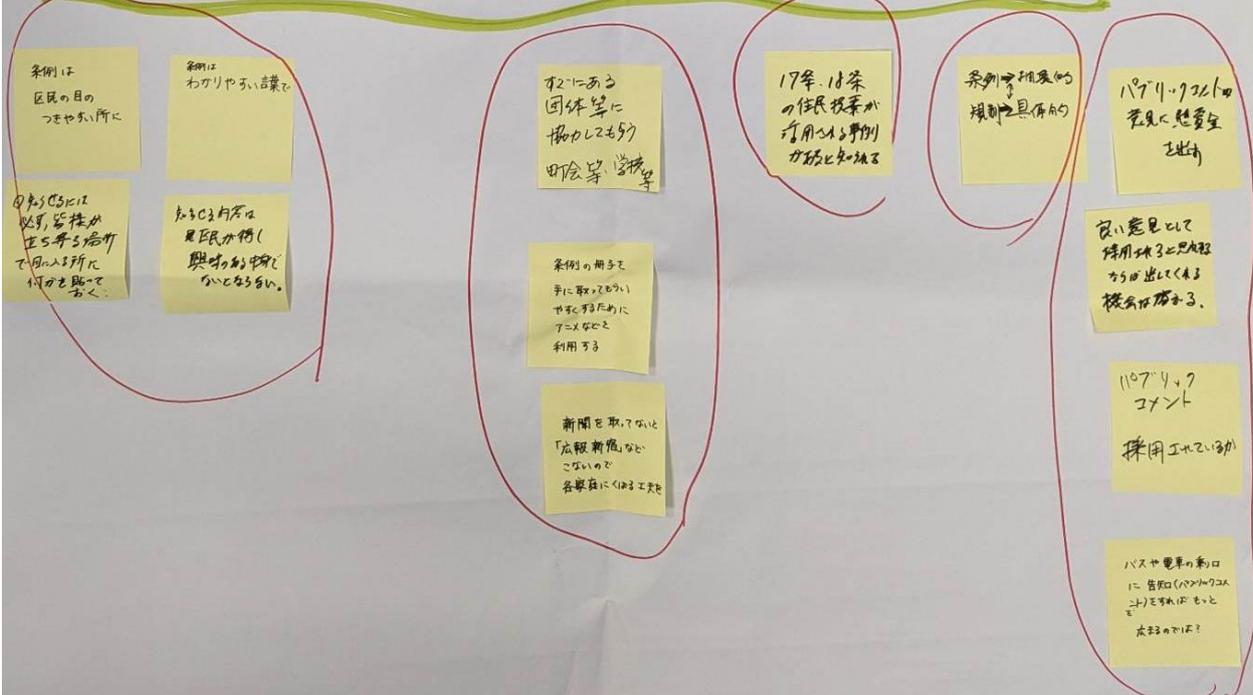
自治基本条例の 認知度を向上するには?



条例を知ってた? 大事だと思ったことは?



条例をもっと区民に知ってもらうには?



自治基本条例の認知度を向上するには？

条例を知ってた？ 大事だと思っただことは？

なぜ認知度を向上させるのか？

住民参加の取り組みをすすめる方が大事では？

新居

- 知らなかった
- し 伝すきる
- し 実生活に不必要
- 知ったきっかけ
 - 区役所
 - 町29-
- 区役所
- 町29-
- コロナ即成金と調べて

大事

地域のルール

ある方が生活しやすい

応酬の速さをとめる

子供の意見

住民との関係が深まらない

もっとこうしたい！

減税してほしい！

LGBTQ

ごみステーション

218200

条例をもっと区民に知ってもらうには？

SNS LINE@ SNS Xアプリ

地域コミュニティ

意見と声を届けたいと出向いて伝える

標言語や短歌など

自分の手でつくる

区民センター

金銭湯 イベント

区民センター

区長や区議会議員の努力(広報)

新宿区自治基本条例
に関する区民検証会議

自治基本条例の 認知度を向上するには？

条例を知った？ 大事だと思っ、たことは？

意識の違い
をまとめる事
が出来る

ルール作り
しやすい
(条例があると)

音分的に
条例について知った
※ 意味のある文章

条例
・実生活に於て
必要性は感じない
・有るが知らない

知、いた。
法的権利
新法(知)

知った

痛くは
ない

教方

いざ

子供

・知らない
・能動的に参加
できる場所
・必要性
・子供に不利

知、研...

子供の
意見表明が
明確に

・参加する
地域の
コミュニティ

知らな、た

ルール 決まった
時

住民生活の
利用促進が
決まれば

前文に
20日以内
の表示

7月1日
LGBTQ+
の権利保障
の表示

昔は... 入らな、い

条例の制定は
大事だ思う。
※ 100% 決まらな、い

・20日以内
の表示
・子供

条例をも、と区民に知ら、せようには？

区議会
議員
区長

又、区議会議員
の協力、リソース
公報の仕方
重要性

区議の職務的
な市民との関
わり
36~38人

小さい
コミュニケーション
形成

対話の
機会を
作る

意見を求
めるだけだ
なく出向い
て伝える。

標語や
短歌にして
街に貼る

コミュニティ
形成

自分の声
を、いかに
表現、伝
えるか？

知ればは
る、参加
する(対面
型) 作り

地域の
コミュニティ

自分の声
を、いかに
表現、伝
えるか？

独自の
特徴
・他自治体
・差別化

相談窓口
を、いかに

個人

金銭

SNS

X(旧
Twitter)

LINE@

SNS 発信
場所
新宿区在籍？
区長？ 区議会議員

SNS

自治基本条例の認知度を向上するには？

条例を知ってた？ 大事だと思ったことは？

全員が「知らなかった」...

- 平成になって条例が出来たのは驚き
- 今回の通知で知りました。

「はい！」
アンケート結果から
知らない人に周知する!!

新宿区自治基本条例
に関する 区民検証会議

条例をもっと区民に知ってもらうには？

• 内容 **難**

- を現状 **HP**
- アクセスしにくい...

「あっ！」と一目で分かるように

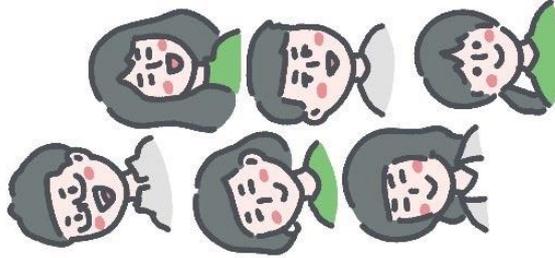
教育

パンフレットづくり
小中 + 高まで「取組む」

「伝え方」

SNS発信 (Youtube)
区民だより、電車広告
漫画で伝える

チーム



Dグループ

2/3 自治基本条例認知度の向上に向けて

条例のことを知っていたが、
条例の中で大事だと思ったこと

条例のことをもっと区民に知ってもらう
にはどうすればよいか？

条例へのアクセシビリティを
向上させる

自身事として捉えさせる

3-4つくらい書き出し
してTwitterの投稿機能
などを使って条例を注
文をつけていく。住民にゆだね
る。知る。自分事として捉
えていける！

自分が知らない
ところではあるが、
知らないこと
で進行させて
いる。。。

good!
24条 国際
社会との関
係の条例

新宿区らし
さがないか
な。。。。
ちよっとつまらん。。。
当たり前すぎる。。。

条例を知らなくて困る
人、困っている人、誤
解するよつな人を誤解す
べきだと感じます。そ
こから具体的な利用方
法がわからなないとイ
メージできないです。

生活的にかかわ
るの？関係
あるの??

自分の生活にど
うリンクしてい
るか。。。

自分関係ある？
身の上に関
係ない。。。

知らな
かった

地元神楽 毎
月22日「鍋 地
産条例」
産地消

知って
いた

せつがなくなら
多数が知って
いる。多数が利用
する条例が良い

地域の特長を
ドパイス的な要
因があることよ
び

地域の特長を
ドパイス的な要
因があることよ
び

手続き等を実施
する際、その
都道府県アソ
シア、パブリック
トランスポー
トを案内する

基本条例という名称が
馴染み深いと感じてし
まう。そもそも条例
を知らなかったかもし
れません

申請電子化は案内入
れるとよいのでは？

条例、すべて具
体化されていない
のかわからない
のかわからない

条例、すべて具
体化されていない
のかわからない
のかわからない

条例、すべて具
体化されていない
のかわからない
のかわからない

SNSの活用！、
YouTubeの活用
(説明動画など
があることよ
い！)

お祭りや3D
イラスト

芸能人、イ
ンフルエンサー

条例の伝え方とアンケー
トの方法を伝えればよい
と思います。条例文を伝
えているのではなく、何々で
回っていたら条例で守ら
れていきますよという伝え
方がいいし、アンケート
も何々が条例で守られて
いることを知ってもらえ
たらいい。

条例の伝え方とアンケー
トの方法を伝えればよい
と思います。条例文を伝
えているのではなく、何々で
回っていたら条例で守ら
れていきますよという伝え
方がいいし、アンケート
も何々が条例で守られて
いることを知ってもらえ
たらいい。

商店
街

アイドル

音楽
Jazzイ
ベント

サッ
カー
チーム

条例、すべて具
体化されていない
のかわからない
のかわからない

期間が短い
条例があっ
てもよいの
では？

幅広い年
齢、誰もが
当事者とな
れるような
条例

固い、重
い。。。

条例、すべて具
体化されていない
のかわからない
のかわからない

幅広い年
齢、誰もが
当事者とな
れるような
条例

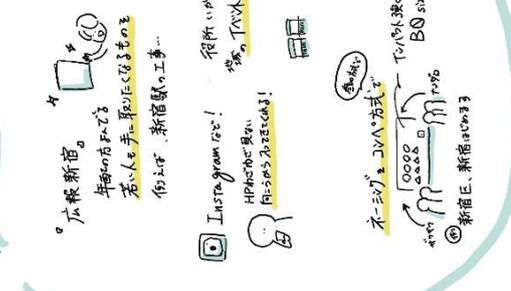
条例、すべて具
体化されていない
のかわからない
のかわからない

自治基本条例の認知度を向上するには？ グループE

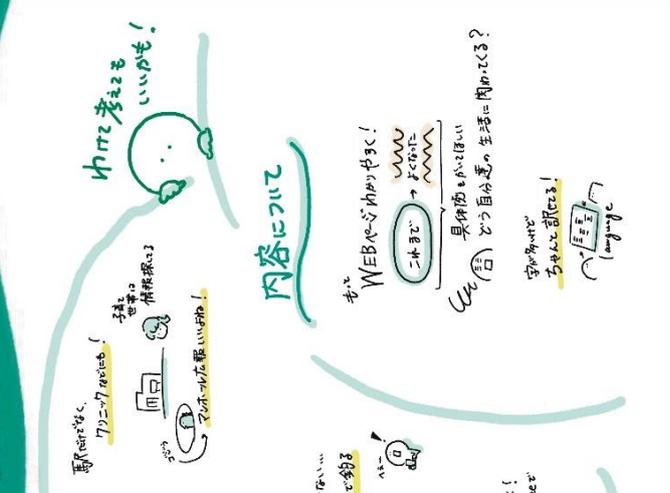
条例を知った？ 大事だと思っただことは？



発信に力



条例をもっと国民に知らせてもらうには？



新宿区自治基本条例 に関する区民検証会議

グループE 2/3 自治基本条例認知度の向上に向けて

条例のことをもっと区民に知ってもらうにはどうすればよいか？

条例のことを知っていたが、
条例の中で大事なところを
※3分間で考えをメモに書き、
その後1分発表

「知ってもらう内容」と「発信」を分ける。

翻訳のしかたはOK！
新宿には外国の方も多
いので、多言語も考慮

分かります
Webページ

自治基本条例の活用に関する具体的な提示
新宿区にある企業にお誘いして社内にポスターなど掲示

「広報新宿」の活用もっとデジタルを工夫して！
年配の方は結構読んでいます？
新宿の現状をもっと伝えるデジタル

1: 先ずはいいから
もろうか2: それをいかに運用するの
「広報新宿」の活用もっとデジタルを工夫して！

参加のメリットが分からない。リテラシーがあっても成果の具体例が分かりにくい。

住民投票に関する機会は大切かと思えます。

参加する権利？ 努力義務？
自治は権利？ 義務？
自治は権利？ 義務？
義務はもう少し強くてもいい？
義務がもう少し強くとらえても自分事としてとらえても

身近なテーマ、少子化の中で区よりよく暮らしていくには？

もうすぐ子どもが生まれ、子どもも権利等が気になります
子供の権利等、が大事そうだと感じました！



ネットが硬いよね〜

新宿区の住んでる方の年齢比率を確認して、ターゲットにあったアクションを実施する(例えば若者にはSNS)

区役所などにはめったに行かないので、手軽に見られるSNSなどで発信する。

ネットをコンペ形式で区民から公募

みんなが参加したらこんなこと出来るなど具体的なことを短い言葉で発信発信方法→駅中ポスターB0サイズと

ネットをコンペ形式で区民から公募

区役所などにはめったに行かないので、手軽に見られるSNSなどで発信する。

オンライン・DM募集はよい
そもそも会議を知らない...
会議以外でも通常時でも、フラットに書き込み等が受けられる

耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを

耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを

→それができて発信では、QRコード + 大きいポストカード + 大きい層にアクセス

新宿区内のタウン誌に掲載

ネットをコンペ形式で区民から公募

区役所などにはめったに行かないので、手軽に見られるSNSなどで発信する。

オンライン・DM募集はよい
そもそも会議を知らない...
会議以外でも通常時でも、フラットに書き込み等が受けられる

耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを

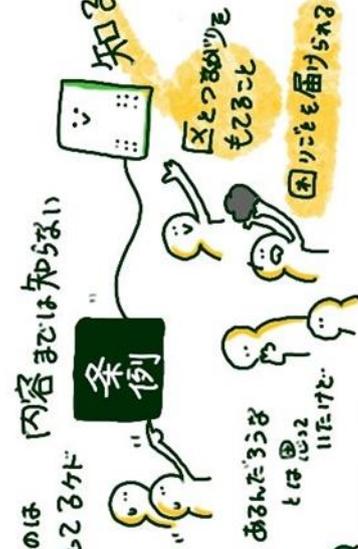
耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを耳に残るネーミングを

Fグループ 自治基本条例の認知度を向上するには？

条例を知ってた？ 大事だと思っただことは？

あるのは
知っているけど
内容は知らない

条例

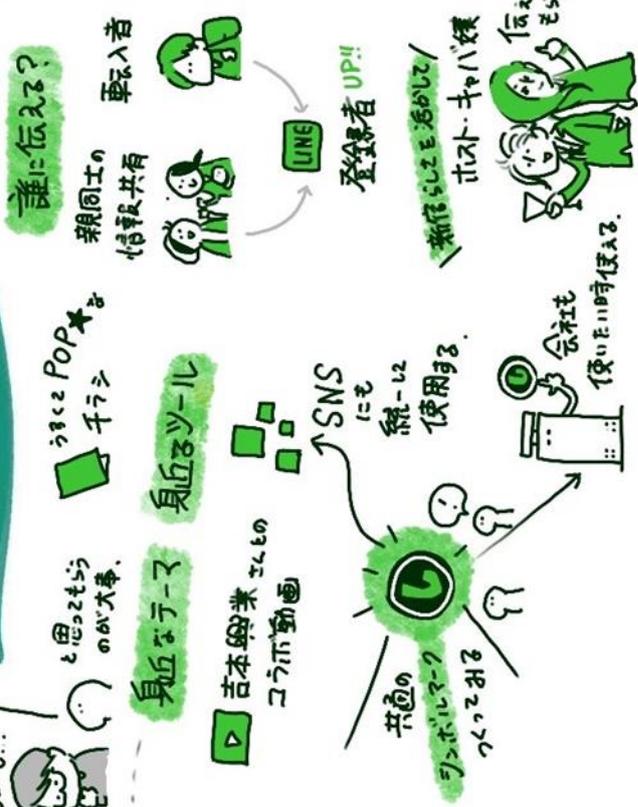


知ることも大事



新区自治基本条例
に関する 区民検証会議

条例をもっと区民に知ってもらうには？



うらやま POP★
チラシ

身近なテーマ

SNS

統一して
使用する

共通の
リ>ポルターク
つくる

会社も
使った11時使える。

討議2「区政参加について」

- 1 「区政参加の経験、区政で関わってみたいこと、関心があること」について意見を出し合ってグループとしてとりまとめを行いました。
- 2 その上で、「もっとよい新宿区にするために、区民ができること」について意見やアイデアを出し合い、グループとしてとりまとめを行いました。

1「①区政参加の経験 ②区政で関わってみたいこと・関心があること」

グループ	主な意見	頁
A	①・区政参加の経験はないが、選挙やPTAはある。 ②・完全ボランティアではなくある程度の報酬があるなら関わってもよい。 ・外国人児童、生徒への日本語指導 ・プログラミング指導 ・乳幼児と母親へのサポート など	P32～33
B	①・区政参加の経験はない。 ・イベントをしていても知らない。 ②・区政に関わりたいが、区政参加の仕組みが分からないため参加方法を知りたい。 ・子どもの社会科見学、主権者教育 ・区民まつり ・外国人コミュニティ ・区民会議 ・議員との対話 ・議会傍聴 など	P34～35
C	①・区政参加の経験はないが、選挙はある。 ・区政参加の範囲等が分からない。 ②・意見を出す先が分からないため、周知方法を知りたい。 ・子育て政策 ・子どもへの教育 ・他自治体とのつながりづくり ・生活に関わるルールの検討 など	P36～37
D	①・広報新宿を見て、区政に参加したことがある。 ・参加方法が分からない。 ・参加の報償費は、ひとつのモチベーションになる。 ②・子どもの発達に不安がある親への支援 ・母子、父子家庭の支援 ・多文化共生 ・議会傍聴 など	P38～39
E	①・区の審議会等に参加経験がある。 ・区政参加の経験がないが選挙はある。 ・参加したいが、どのような内容の会議に参加できるか分からない。 ②・自身の経験を活かせる場（保育経験、母子保健等） ・老後も暮らせるまちづくり、地域コミュニティの再生や活性化 など	P40～41
F	①・しんじゅく若者会議、オンラインイベントに参加したことがある。 ・区政参加の経験はないが、選挙はある。 どこまでが区政参加なのか。 ②・子育て関連 ・地域コミュニティの活性化に関する活動 ・環境保護、景観保全 ・外国人へのサポート制度 など	P42～43

討議2「区政参加について」

2「もっとよい新宿区にするために、区民ができること」

グループ	主な意見	頁
A	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどデータ収集に協力する姿勢が必要 ・アンケートや調査は、選択式など答えやすいものがよい。 ・意見を言いやすいツール（LINE アンケートなど）が良い。 ・積極的に意見を出す。 	P32～33
B	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が広報新宿を読むなど、積極的に情報収集を行い、区政に参加する。 ・イベントの周知の強化 ・自分たちの手で、まちづくりをする自覚を持つ。 ・区長の発言や議員の仕事が見えるようにしてほしい。 	P34～35
C	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃から区政参加のイメージを持つ。 ・情報収集の意識を高める。 ・必要な情報発信、区政の見える化 ・区民の声に耳を傾けてほしい。 	P36～37
D	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に区政に参加する、区に意見を伝える。 ・DX化など区が推奨することに取り組む。 ・DX化や新しい技術を取り入れて区役所に行かなくても済むとよい。 ・情報は、参加しやすい興味を引くトピックの情報を伝える。 	P38～39
E	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会などの傍聴に申し込む。傍聴は、忙しくても参加できるようオンラインで参加ができるとよい。 ・ごみ拾い、区のイベントに積極的に参加する。 ・区内のユニークな企業とイベントを行うとよい。 ・親子向けイベントなどの企画に協力したい。 	P40～41
F	<ul style="list-style-type: none"> ・町会などの地域コミュニティ行事に参加する。 ・自発的に区の取組情報をキャッチする。 ・無作為抽出のアンケートなどを通して、関心を持てる機会を増やす。 ・ごみ拾い、ボランティアなど活動の情報を伝える。 	P42～43

2023.2.5 区政参加について

区政参加の経路・関わりたいことは？

- 選挙以外 / 基本 **な**
- PTA等
- 町内会 高齢化
- 多岐のある児童の支援

- 外国人の児童に日本語を教える **教育**
- プログラミングやExcelを教える
- 施設運営 アドバイス
- 乳幼児・そのお母さんのサポート

★ 完全ボランティアはX
 高くなくともある程度の報酬を
 ← 年齢重ねると変わることを

もっと良い新宿区にするために区民ができること

選択式のアンケート

より多くの意見収集
 女子学生 解読本変

データ活用

データ収集に協力する姿勢

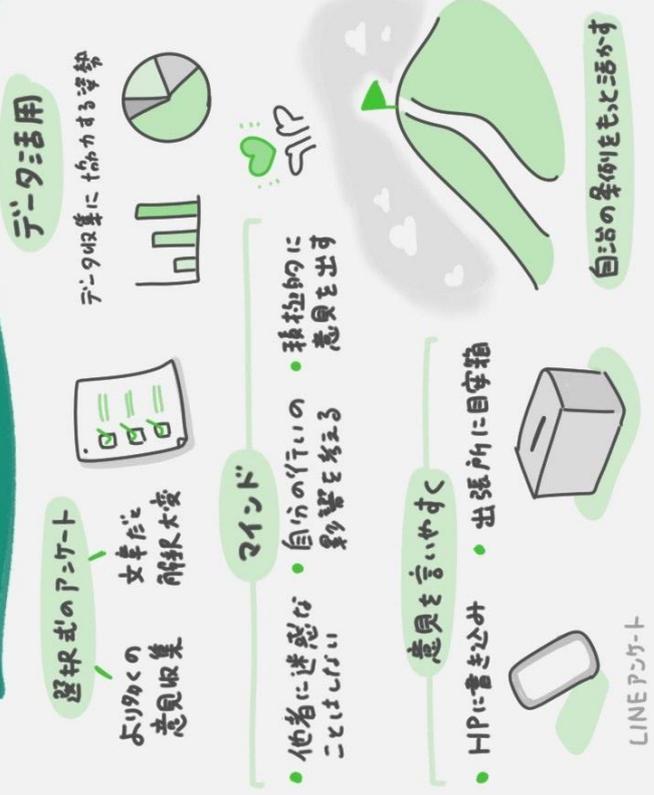
マイルド

他者に迷惑なことはしない
 自分への行いの影響を考える
 積極的に意見を出す

意見を言ひやすく

- HIPに書き込み
- 出張所に目安箱

自治の条例をちゃんと活かす



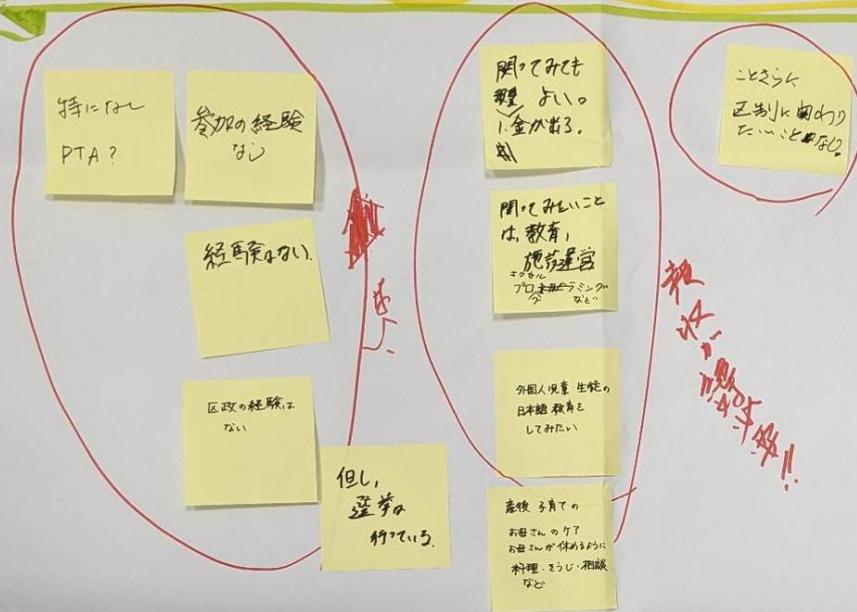
LINEアンケート

新宿区自治基本条例に関する区民検証会議

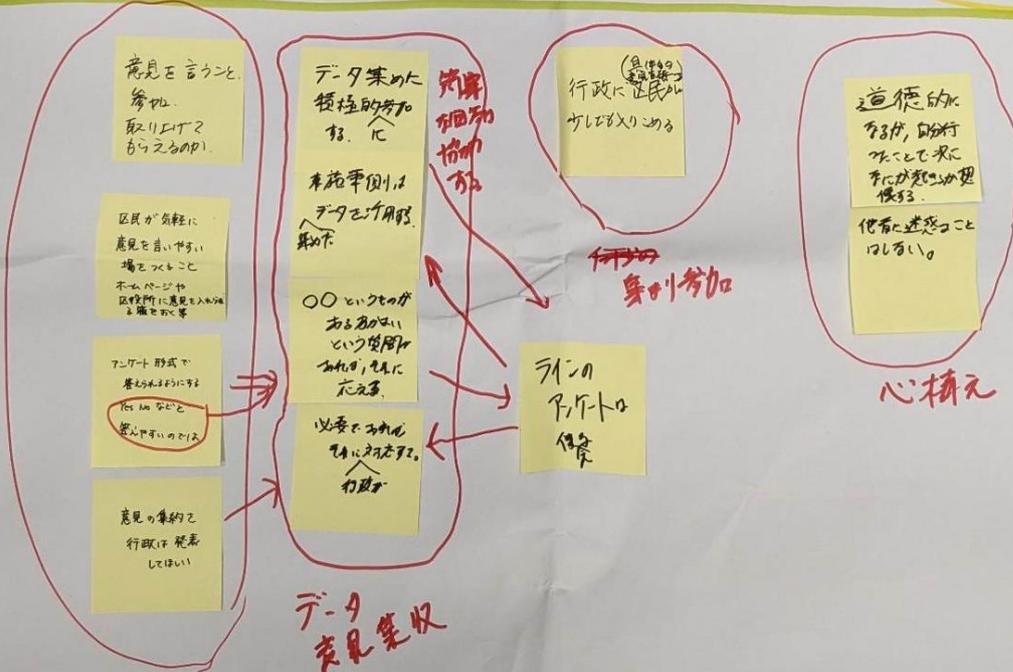
区政参加について



区政参加の経験・関わりたいことは?



もっと良い新宿区にするために区民ができること



区政参加について

区政参加の経路を見ながら、開いてみたいことは？

開いてみたいこと

経験ない

NO!

でも開いてみたい!!

仕組みが分からない
どこへ行けばいい?
知りたい!



区議会
議員と対話
一般質問
議員傍聴



外国人
コミュニティ



SDGs



子ども
社会科見学



主権者教育



困りごとを聞いてほしい

清原

イベントや、できるけど
参加したい...

もっと良い新宿区にできるために区民ができること



ALTAビルディング
区長より発言

区にむけて
ほしい

議員の仕事と
見せる

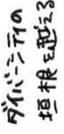


新宿の
発信方法
を考える



優しい
交流

交流



町会・PTAの
垣根を越える

何が出来るか
知りたい!



住民参加型
行動計画



治安維持
情報公開
代行



区報を読む



20代が気軽に
参加できるイベント



若者のコミュニティ

新宿区自治基本条例
に関する区民検証会議

区民参加について

区政参加の経験・関わりたいことは?

参加の経験 ⇒ ない!

How?

議員との
直接対話

どこで
聴取?

どこに行けば
いいか?

いくらまで
行くか?
何分?

区政参加の
経験は
ない。

区政は
関わりたい人が
多い。

関わりたい

区民参加行事!
・村祭
・新宿区民のふし
・新宿神楽祭
etc.

SDG's
環境問題

若者議会
等

主婦者教育
(社会福祉
等)

一般質問

外国人
コミュニティの
増加

区民に
関心してほしい

議会傍聴

子どもの
社会科見学

審議会
区民会議
区長選交代
等

清原さん
さん

職場体験

もっと良い新宿区にするために区民ができること

良い新宿区にある

新宿区の
発信方法を
考える

色んな面での
周通の良さ
を伝える

議員の
お仕事
内容を見せる

小さな
コミュニティの
交流

世代毎
のコミュニティ
の形成

対話

多様な
環境と地域
交流

ALTA
ビジョンで
区長への発信

治安
維持
への意識

将来的に
どうある
べきか

イベント等
にもインジアップ
作業
クラン化!!

歩道の
カーブ
・歩道の
・歩道の
・歩道の
・歩道の

廃墟の活用
PARKING
等

新宿区
アビリティ
アップ

今、区民が出来る事

優しい
交流

代わり
の
役割

区民
が出来る
こと

自分たちの
まちづくり
の
自主性

不満を
表現する
行動

ボランティア
の
組織化

積極的に
情報に
住民参加

情報
提供
等

区民の
代弁

区政参加について

区政参加の是非調査・関心してみたいことは？

選挙ぐらい... 子育て

- ・明石市の少子化対策
- ・教育費

生活

- ・ゴミ出し @福岡市
- ・住みやすさ (生活ルールなど)

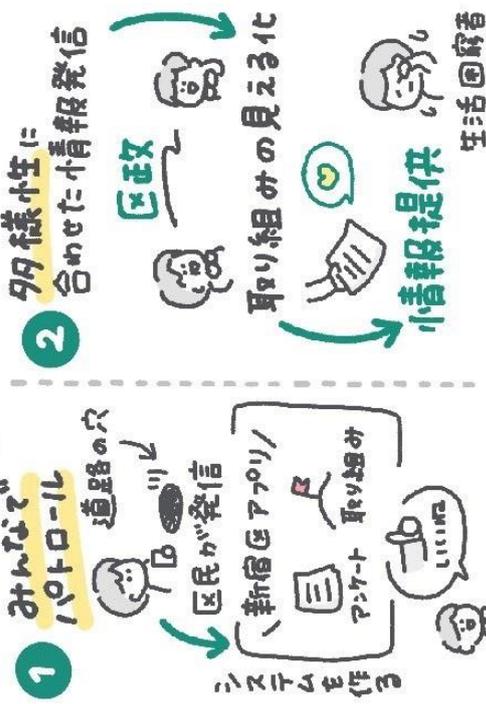
自治体の

横のつながり



新宿区自治基本条例
に関する 区民検証会議

もっと良い新宿区にするために区民が出来ること



区民の声に耳を傾けてほしい

グループC 3/3 区政参加について 区政参加の経験、区政で関わってみたい こと、関心があること

区政参加の経験

選挙く
らい

区政参加の策
画・実施もわか
らず、参加でき
ることを知った

関わってみたいこと・関心があること

子ども世代
への教育
すみやすく
なる取組

子育て政策
関わってみ
たい

子育て関連

身近な相談・ルール

意見表明の
先がわから
ない・周知
に関心あり

生活にかが
わるルール
の検討

困っている
ときの相
談・解決

全国の工
業の取
組の情報を
知りたい

外部のいい
ところを
キャッチし
て活かして

横のつなが
りがあると
意見も言い
やすい

SNS/HPで共有
するプラットフォーム(自治
体等)があれば

多様性
のある
町

新規以外を知ら
ない=普通のと
ころだと思っ
ている

貧困など
困っている
人たちがも
いる

多様性の活用・
問題解決

もっとよい新宿区にするために区民が できること

自発的に関与する仕組み

区民として
声を上げて
条例を作る
権利がある

道路状況を
アプリで致
謝・修繕す
る仕組み

暮らししてい
る人が改善
ポイントを
挙げる

台湾：
鶏母

情報収集・提供

経済弱者など
関心が多く、支
援に関する情報
アクセス

SNSのビューも
少ない、専門家
にインタビューを
あけてもらう

「理髪部」、イ
ンフルエンサー
と新宿区
YouTubeのコ
ラボ

情報収
集の意
識

必要な
情報の
提供

区政参加のイメージ・成果

区政参加のイ
メージをもっ
ていく(子ども
のころから)

無作油出ア
ンケートは区
からのレスポ
ンス、結果に
基づく施策
があるべき

区政に参
画できる
という認識
の周知

簡易な・気
軽な意見表
明

民主的
なア
プローチ

興味・関心
の意識を醸
成

しっかり活動・団体と
いうよりも、ハードル
を下げて気軽に参加し
て反応を寄せる仕組み
(「いいね」など)

一体感の醸成

区民同士の
コミュニケーション

一緒に取り組
み、共有
できるコ
ミュニ
ティの可
視化

区にしっか
り要望を伝
え信頼関係
を築く

グループD 3/3 区政参加について

区政参加の経験、区政に関わってみたいこと、関心があること

参加経験

あり

育休中にファミサポ参加、子どもの送り迎えを
まちづくり協議会
広報新宿をみて参加
参加費は一つのモチベーションになる！

なし

これまで参加のチャンスあり

これまで参加のチャンスなし

探し出せない...

どうやって参加する？

考えたことない。。。

興味が...

関わってみたいこと・関心があること

母子家庭・
父子家庭の
支援をして
いきたい

子どもの教育、
非理に不安がある
子・妻の生活
支援

ヨーロッパ移住
をする、手紙を
が預け！手紙を
プロセス、ス
ピード改善して
いけないか

公的
手続の
在り方

新居住者
のコミュニ
ティ醸成

多文化
共生

議会傍
聴くら
いなら...

パワレル
ワーク、ま
ちのNPO

料理、コンテン
ツ、そろした好
きなことで参加
できるか？

どんなこと
に参加でき
る??

自分が役に立てるの...??

新宿区で募集し
ていた協働に関
する委員会に必
ず参加したが参加
できなかった

■ Dグループ

もっとよい新宿区にするために区民ができること

区民が
できる！

自分で動け
ないといけ
ないも...
やっ
ていて
見つけ、
積極的
に参
加す
るし
が
ない

区民は参加
する、意見
を述べる、
繋がる

スマホ(LINE
等)でコミュニ
ティ作って
もらう

西新宿デジタル
化の中でデジタル
コミュニティ
がある、情報
をもらえたり
する

再開発、意見を伝えることができる先に
アクセス可能

区にやっ
て
ほしい！

区民は新宿区に
お金を落とす
経済活動を行う

どんどん新
しい技術等
を取り入れ
て！

役所に書類
を取りに行
く時間
が...

区が推奨す
ることをや
るしがい！

マイナンバー、DX化

東側と西側で差
がある！西にも
スポーツ施設
を！

区政参加について

グループE

区政参加の経験・関わってみたことは？

台所にたづねる場
 母の相談会
 町会の目録作り
 この町は...?
 個性豊かな親子...
 新宿の宝庫現場!
 老後準備講座...
 地域講座... 3月開催!
 PFI, PPPの現場!
 無償
 新宿区は... 32万人
 70代以上...
 一部の人口... 高齢者に
 が多いから...

区からしてほしいこと
 公開審議会の傍聴
 取手や... 聴かせる
 新宿の子育て...
 身近な公園の築物取付
 区民がでるこ
 コミ捨て X アラ
 区民の巻き込み!
 区は...
 本来の役割... 果たす...
 市民の力で...

新宿区自治基本条例 に関する区民検証会



区政参加への入口
 市民力が発揮できる場
 市民の力を活かす場
 市民の力を活かす場

グループE 3/3 区政参加について

区政参加の経験、区政で関わってみたい
こと、関心があること

ある

区民検討会
議事参加した
ことがある

区の委員会、審
議会の委員をい
くつか務めてい
ます。

選挙以外
特にな
い

区政の参
加、関り
特にな
い

選挙投票以外
区政に参加
したことは
ありません

区政の参
加経験はあ
りません。

選挙以外
の経験はあ
りません。

区政の参
加経験はあ
りません。

気軽な意見交換ならOK

生活、子育て、教育、
文化芸術に関わること
なら参加してみたいで
すが、そもそもみんな
内容で区民が議論に参
加できる機会があるの
かわかりません！

自身の経験を活かしたい

母子保健を中心
とした、医療・
福祉であれば、
関わってみたい
と思います。

自分のスキルで
役に立つことが
あれば、有償？
無償？

保育経験を活かしたも
の、今後であれば子育
て関連のものに興味
があるので関わって
みたい。

VRで母の目線を体験

参画の入り口
分かりやすい区が示
す

区から募集をか
けてもらえる
やってみようか
なと協力しやす
いかなと思いま
す。

傍聴に応募

自分で... 区の委員
会や審議会は公開なの
で傍聴してみる
>
興味があれば公募委員
に応募する。

忙しいと出席が大変！

区が... 委員会や審
議会の傍聴は会場に出
向かなければならな
いが、zoomを活用し
てリモート参加でき
るようになり、口頭
を聞いてみる？

経験上、親子向けイベ
ンなどの企画協力は出
来ないと思います。子育
世代から子育てしやす
い、楽しいと思ってもら
えるきっかけになるかも
しれない。なでもかな
自分からの発信は難しい
と思うので、

アプリでゴミ拾い
状況共有→ゴミ拾
いから自治をはじ
めてみよう

住民主体でできたらいいけど、新
宿はどこをターゲットにするか。

若手のお集まり、分かれ
易くて羨望ですね。出身
の会津若松でも、「乾杯
各例」があり、会合など
量初の一歩は、会場の
お酒でかんだまわってこ
が、条例で決まっていま
す。でも、新宿は広すぎて
多様性ありすぎて、そ

もっとよい新宿区にするために区民が
できること

区は立案>実行
スピード感が大事

吉本興業やスクエアエ
ニックなどなど工
二ツクな会社が多い
で企業を巻き込んでイ
ベントなど行った方が
いいと思います。

区は区民の意見をきちんと
い上げることに専念

協力のきっかけが分からず悩む
どんな人に参加してもらいた
いから
区にやってもらいたい
バス・交通面・防犯

治安の維持（今も民
力されてると思います
が区内の公園で薬物売
買がされているという
話も聞いたことがある
ので子育て

・ 区民バスの充実（港
区はちいばりなど区内
を結ぶ路線通して下さ
る新宿区は新宿駅付近
だけなので...）

子どもだけではな
く、多様な人々も

この条例の、「子ども
の権利等」のところだ
け、真実な気がしまし
た。子どもは宝で大切
ですが、疾病のある方
や外国人とか、権利が
保障されるべき方は沢
山いるけど...と思いま
した。

Fグループ

区政参加について

区政参加の経路・関わってみたいことは？

子どもと
区政参加の2言うんだらう

選挙

政策は見るけど
声がある...

マラソン

しんじやく若者
Web会議

広報

外国人への
サポート制度

まちづくり

景観
環境保護
新築

子育て
子ども5人にと
良いまち
とは？

もっと良い新宿区にするために区民ができること

子育ての仕組み

その後も関係つづけて

粗大ゴミ
ちやんと出す

引越する
引っ越しのときに...

身近な
ことから考えよう

ゴミ拾い
ボランティア

お金も
あたる

回を重ねるごとに
質が上がる！

区主催の
イベントに
参加する

興味を
もてる

できること
思い浮かばず...
いきなり
意見を言うのは
ハードル高い

メモリー
サポート

新宿区自治基本条例
に関する区民検証会議

グループF 3/3 区政参加について
 区政参加の経験、区政で関わってみたい
 こと、関心があること

しんじゆく若者
 Webイベント参
 加/地域コミュ
 ニティの活性に
 関する活動

選挙/広
 報、まぢづ
 くり(景
 観)

選挙前に区議会議員の
 政策などをみる/都心
 における選挙区選の任
 り方・外国人へのサ
 ポート制度

職員の若い理
 (子どもも選ば
 せる、おしやれ
 なカフェなど)

選挙以外では今
 回が初めて/関
 心はどうかしら
 ても子育てが中
 心、安心して
 住める街づく
 り

選挙・スポーツ
 イベント(マラ
 ソン)への参加
 /健康づくり

マラソン大
 会など/子
 育て関連

関心を持って
 増える機会を増
 やすことが
 大事

無作為抽出
 のアンケート
 いろいろなテ
 マについて、事
 実をアンケート
 に出してもら
 うことあり

ボランティア
 活動

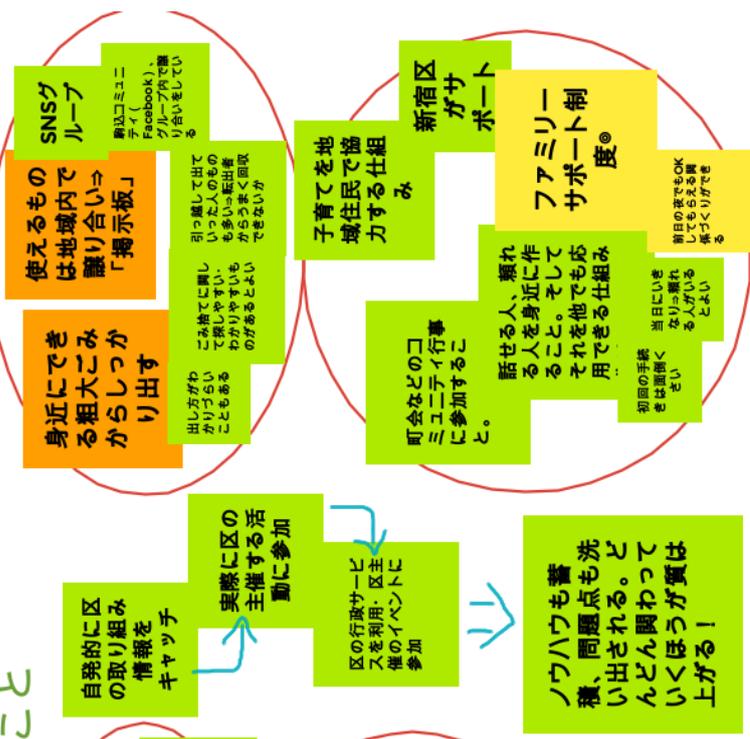
新宿通りコミュ
 ニティ活動
 が増えたとま
 ちとして盛り
 上がる

外国人への
 日本語サ
 ポート活
 動

公報で報
 告、情報を
 オープンに

新宿区にお
 金を落とす

もっとよい新宿区にするために区民が
 できること



6 総括（まとめ）

■ 自治基本条例認知度の向上に向けて

自治基本条例の認知度については、区民意識調査では、「内容を知っている」が1.7%、「内容は分からないが、名前は聞いたことがある」が23.6%となっており、多くの区民が認知していない状況にあります。区民検証会議においても、「内容を知っている」という参加者は1名のみで、「内容は分からないが、名前は聞いたことがある」という参加者も約3割にとどまり、「知らなかった」という参加者が3分の2を占めました。

一方、討議の中では、「抽象的である」といった意見も多く集まりましたが、「大事なことが書いてある」「地域のルールがある方が生活しやすい」など、その重要性を改めて認識する意見もあげられました。

自治基本条例のことをもっと区民に知ってもらうためのアイデアとしては、「条例の伝え方や、アンケートで条文を伝えるのではなく、区民は条例で何が守られているかを伝える」「条例の具体例を示す」といった、条例の伝え方を工夫する意見があげられました。

また、「SNS や動画などメディアを活用して発信する」「区ホームページで一目でわかるように発信する」といった、発信の手段を工夫・多様化する意見も多くあげられました。

さらに、「小・中学生だけでなく、高校生にも周知する」「人が立ち寄り、目につく場所で冊子を配布する」といった広く周知する意見や、「条例について対話の機会を設ける」「親同士の共有のため幼稚園や保育園の保護者へ周知する」といった区民同士でコミュニケーションする中で、自治基本条例についての理解を深めていくアイデアも出されました。

また、LGBTQ+や外国人など多様性に配慮し、新宿らしさを発揮すべきとの意見もありました。なお、「なぜ認知度を向上する必要があるのか」という問いを立てたグループもあり、認知度を上げようとするよりも、区民参加が進む仕組みを整える方が大事ではないか、という議論も行われました。

■ 区政参加について

区政参加については、現状では「選挙」以外には経験がないという意見や、「そもそもどこまでを区政参加というのか？」という問いかけもあり、PTA や町内会、ゴミ出しや地域のマラソン大会への参加も「区政参加」といえるのではないかと、という議論もありました。

一方、現状では区政に参加していないものの、今後区政に参加してみたいという意見は多く出され、具体的には「外国人児童・生徒へのサポート」「乳幼児とお母さんへのサポート」「主権者教育」「老後も暮らせるまちづくり」「地域コミュニティへの関わり」「環境保護・景観保全」「議員との対話」といった分野に関心が寄せられました。また、「自分のスキル・経験をいかしたい」という声もありましたが、こうした関心や意向はあるものの、「仕組みがわからない」「どこに行けばよいかわからない」といった状況があり、仕組みや自身のスキル等を活かす場に関する「情報が知りたい」というニーズが強いことも見受けられました。

「もっと良い新宿区にするために区民ができること」については、「地域のイベントに積極的に参加する」「地域での交流を促進する」といった地域活動に参加することについての意見が多くあげられました。また、「区民として声を上げる。データ収集に協力する」「広報新宿などを読み情報収集する」といった情報の収集・提供を積極的に行うことについての意見もあげられています。「積極的に意見を出す」「他者に迷惑をかけない」といった「自治のマインド」を高めることを指摘するグループもありました。

その上で、「区にしてほしいこと」についても意見があがり、「区民の声に耳を傾けてほしい」「区民が意見を言いやすくしてほしい」「区長の発信や議員の仕事が見えるようにしてほしい」といった区民の意見を受け止め、開かれた区政を求める声が聞かれました。また、スマートフ

オンやアプリを活用した仕組みや、今回の区民検証会議で謝礼があったことが参加の一つのきっかけになったように、ポイントの付与など何らかのメリットが得られるようなインセンティブの設定についての意見もありました。

■ 区民討議会方式による区民検証会議について

区民討議会方式での区民検証会議を前回導入し、今回それを引き継いで2回目の開催となりましたが、対面方式とオンライン方式を併用するハイブリッド方式としたこともあり、定員を上回る応募がありました。検証会議後のアンケートによると、参加者の4割強が参加を決めた理由を「無作為抽出で選ばれたから」と回答していることから、これまで区政に対して発言する機会が少なかった区民の方々の声を聞くという目的に対し、一定の成果があったと考えられます。また、「謝礼があったため」という回答も約3分の1を占め、参加のきっかけになったと考えられます。

参加した感想については、9割以上の参加者が「よかった」「どちらかといえばよかった」と回答しており、関心や理解についても9割以上が「深まった」「どちらかといえば深まった」と回答していることから、区民の方々が自治基本条例に対する関心・理解を深める機会としても一定の成果があったと考えられます。

区民検証会議の進め方や方法については、対面方式とオンライン方式を併用するハイブリッド方式や、グラフィック・レコーディングの導入といった新たな工夫を取り入れましたが、9割以上の参加者が「適切である」「どちらかといえば適切である」と回答しており、一定の評価を得たと考えられます。いずれのグループも活発な討議が行われ、とりまとめ・発表された意見も充実した内容のものとなり、参加者の高い満足度にもつながっていると考えられます。「もっと学びたい」という意見や「また参加したい」という意見も複数の参加者からあがりました。

さらに、今後、自治の推進や区政参加に取り組みたいと思いますか、という問いに対しては、「やってみたい」と「ある程度やってみたい」を合わせると94.0%とほとんどの参加者が前向きな回答をしており、区民参加に向けたきっかけとしても効果が高いといえます。

今後の課題としては、区民検証会議において、募集人数の2倍を超える参加申込があったことから、今回実施した「ハイブリッド方式」の手法を検証するとともに、より多くの人に検証会議に参加していただける仕組みづくりの検討が必要です。

また、「検証会議」の方式として区民討議会方式で行うことに対する課題として、「条例の区政における位置付けがわかりにくい」「もっと具体的な施策内容を検討すべき」「地域で活動する当事者や有識者の意見を反映できるようにすべき」といった意見があげられました。

広く区民の参加・交流を図り、自治基本条例に対する関心や理解を深めつつ、まちづくりについて幅広く意見交換をすることに適しているという討議会方式のメリットを活かしつつ、検証会議としての検証行為の精度を高めるための、手法の工夫が必要です。

■ まとめ

「自治基本条例認知度の向上に向けて」については、条例の伝え方を工夫する意見が多くあげられるとともに、SNSや動画などを活用した情報発信など、発信手段の工夫・多様化の意見があげられました。

「区政参加」については、「現状では区政に参加していないものの、今後区政に参加してみたい」という意見が多く、区政参加に関心があるが「仕組みが分からない」という意見が多くあげられました。また、「もっと良い新宿区にするために区民ができること」については、「地域のイベントに積極的に参加する」など地域活動に参加することについての意見が多くあげられ、区政参加を周知するための情報提供が求められています。今回の区民検証会議では、初めて対面方式とオンライン方式を併用する「ハイブリッド方式」を導入しましたが、オンライン方式の申込が多く、今後もオンライン方式を取り入れていく必要があると考えます。

第4章 新宿区自治基本条例の関連諸制度等の庁内検証

区民生活に大きく関わる具体的な区政運営の制度・仕組み、行政サービスなどを、25の「検証項目」に整理して、自治基本条例の趣旨に則して運用されているかどうかの検証を進めました。検証項目は、次のとおりです。

なお、取組状況については、原則、前回（平成30年度）の検証会議後の令和元年度～令和3年度の実績を記載しています。令和4年度に実施した特徴的な取組のみ、令和4年度の実績も掲載しています。なお、庁内検証は、令和4年11月末にとりまとめを行いました。

1 検証項目一覧

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
1	区政に関する情報を知る権利	第5条 区民の権利	① 広報新宿、くらしのガイドの発行・配布
			② 区ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びLINE、Twitter、Facebook、Yahoo!くらし、YouTubeを使った情報発信
			③ ケーブルテレビを活用した広報番組の制作
			④ 多文化共生のまちづくり（外国人への情報提供）
			（再掲）新宿区財政状況の公表に関する条例
			（再掲）予算編成の情報公開
			（再掲）新宿区情報公開条例
			（再掲）新宿区個人情報保護条例 ※令和4年度末廃止
2	区政に参加する権利	第5条 区民の権利	① 区政モニター制度
			② 区民意識調査
			③ 若者の区政参加の促進
			④ パブリック・コメント制度
			⑤ 区長へのはがき・投書・区ホームページによる広聴
			⑥ 区民意見の把握（多文化共生）
			⑦ 区民意見の把握（各施設利用者アンケート）
			⑧ 区民意見の把握（景況調査）
			⑨ 区民意見の把握（障害者及び高齢者）
			⑩ 区民意見の把握（男女共同参画）
			⑪ 区民意見の把握（健康づくり）
			⑫ 区民意見の把握（建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備）
			⑬ 各種審議会等
			⑭ 区民討議会等

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
3	自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利	第5条 区民の権利	生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化
4	良好な地域社会の創出に努める責務	第6条 区民の責務	① 歌舞伎町地区のまちづくり推進
			② 平和の啓発活動（平和派遣者との協働事業）
			③ 多様な主体との協働の推進
			④ 大学等との連携による商店街支援
			⑤ 高齢者を見守り・支えあう地域づくり・地域支え合い活動の推進
			⑥ 次世代育成協議会への区民委員の参画等
			⑦ 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動
			⑧ 地域における健康づくりの推進（ウォーキングの推進）
			⑨ 地域における健康づくりの推進（高齢期の健康づくりと介護予防の推進、新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動）
			⑩ 女性の健康づくり
			⑪ 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり
			⑫ 区民との協働による公園づくり
			⑬ 新宿区公園及び道のサポーター制度
			⑭ 交通安全総点検
			⑮ 第三次環境基本計画の推進
			⑯ 路上喫煙対策の推進
			⑰ 食品ロス削減の推進
			⑱ 協働によるまちづくりの推進
			⑲ 地域が参画する学校運営の充実
			⑳ 「将来の有権者」（小中高生）に対する主権者教育
5	区民ニーズの的確な把握	第12条 区の行政機関の責務	(再掲)区政モニター制度
			(再掲)区民意識調査
			(再掲)パブリック・コメント制度
			(再掲)区長へのはがき・投書・区ホームページによる広聴
			(再掲)区民討議会等

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
6	区民への説明責任	第12条 区の行政機関の責務	(再掲) 広報新宿、くらしのガイドの発行・配布
			(再掲) 区ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びLINE、Twitter、Facebook、Yahoo!くらし、YouTubeを使った情報発信
			(再掲) ケーブルテレビを活用した広報番組の制作
			(再掲) 新宿区財政状況の公表に関する条例
			(再掲) 予算編成の情報公開
			(再掲) 新宿区情報公開条例
			(再掲) 新宿区個人情報保護条例 ※令和4年度末廃止
7	公益保護	第13条 職員の責務	新宿区公益保護のための通報に関する条例
8	法令遵守	第13条 職員の責務	新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例
9	公正・公平な職務遂行	第13条 職員の責務	新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例
10	職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上	第13条 職員の責務	① 職員向け研修の実施
			② 新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条
			③ 新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブック
11	財政の健全化	第14条 区政運営の原則	財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立
12	効果的かつ効率的な公共サービスの提供	第14条 区政運営の原則	① 公民連携（民間活用）の推進
			② 効果的・効率的な業務の推進
			③ 多様な決済手段を活用した電子納付の推進
			④ 行政手続のオンライン化等の推進
			⑤ (再掲) 行政評価制度
13	総合的な計画の策定	第14条 区政運営の原則	基本構想・総合計画・実行計画
14	区の財政状況の公表	第14条 区政運営の原則	① 新宿区財政状況の公表に関する条例
			② 予算編成の情報公開
15	組織の整備	第14条 区政運営の原則	① 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
			② 組織の整備（組織改正）

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
16	区民の意見把握	第14条 区政運営の 原則	(再掲) 区民意見の把握 (多文化共生)
			(再掲) 区民意見の把握 (各施設利用者アンケート)
			(再掲) 区民意見の把握 (景況調査)
			(再掲) 区民意見の把握 (障害者及び高齢者)
			(再掲) 区民意見の把握 (男女共同参画)
			(再掲) 区民意見の把握 (健康づくり)
			(再掲) 区民意見の把握 (建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備)
			(再掲) 区政モニター制度
			(再掲) 区民意識調査
			(再掲) 若者の区政参加の促進
			(再掲) パブリック・コメント制度
			(再掲) 区長へのはがき・投書・区ホームページによる広聴
			(再掲) 区民討議会等
			(再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等
(再掲) 第三次環境基本計画の推進			
17	区民の区政への 参加、協働の機 会を提供	第14条 区政運営の 原則	(再掲) 歌舞伎町地区のまちづくり推進
			(再掲) 平和の啓発活動 (平和派遣者との協働事業)
			(再掲) 多様な主体との協働の推進
			(再掲) 大学等との連携による商店街支援
			(再掲) 高齢者を見守り・支えあう地域づくり・地域支え合い活動の推進
			(再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等
			(再掲) 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動
			(再掲) 地域における健康づくりの推進 (ウォーキングの推進)
			(再掲) 地域における健康づくりの推進 (高齢期の健康づくりと介護予防の推進、新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動)
			(再掲) 女性の健康づくり
			(再掲) 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり
			(再掲) 区民との協働による公園づくり

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
17	区民の区政への参加、協働の機会を提供	第14条 区政運営の原則	(再掲)新宿区公園及び道のサポーター制度
			(再掲)交通安全総点検
			(再掲)第三次環境基本計画の推進
			(再掲)路上喫煙対策の推進
			(再掲)食品ロス削減の推進
			(再掲)協働によるまちづくりの推進
			(再掲)地域が参画する学校運営の充実
			(再掲)「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育
			(再掲)区民討議会等
			(再掲)各種審議会等
(再掲)若者の区政参加の促進			
18	行政評価の実施と区政運営への適切な反映	第14条 区政運営の原則	① 行政評価制度
			② 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
19	情報公開制度	第15条 情報公開	新宿区情報公開条例
20	個人情報保護制度	第16条 個人情報保護	新宿区個人情報保護条例 ※令和4年度末廃止
21	住民投票	第17条 住民投票	自治基本条例(住民投票)
		第18条 住民投票の実施	
		第19条 住民投票の実施の結果の尊重	
		第20条 条例への委任	
22	地域自治	第21条 地域自治	自治基本条例(地域自治)
23	自らの意見を表明する権利、健やかに育つ環境の保障	第22条 子どもの権利等	① 新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)
			② 新宿区子ども未来基金
			③ 養育費確保支援事業
			④ 出産・子育て応援事業
			⑤ 新宿区教育ビジョン

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
24	国、他の自治体及び関係機関との連携協力の連携協力	第 23 条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力	① 特別区全国連携プロジェクト
			② 災害時に関する協定
			③ 特殊詐欺対策に関する区内 4 警察署との連携
			④ 児童虐待の未然防止と早期発見に向けた区内 4 警察署との連携
			⑤ 伊那市等との交流・連携
			⑥ 文化・歴史に関する協定
25	国際社会との相互理解及び協調、多文化共生のまちづくりの推進	第 24 条 国際社会との関係	① 海外友好都市交流
			② 多文化共生のまちづくり

2 関連諸制度等の取組状況

第5条 区民の権利

(区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

【解説】第1項は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利を規定しています。第2項は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。第3項は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。第4項は、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

検証項目No.1：区政に関する情報を知る権利

■ 広報新宿、くらしのガイドの発行・配布

◇制度・事業の概要

区の施策やサービス等、区政に関する最新の情報や喫緊の課題、イベント・講座の情報や地域の話題などの提供を通し、区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持っていただけるよう、「広報新宿」「くらしのガイド」を発行・配布しています。

「広報新宿」は月3回・年36回発行し、日刊6紙に折り込みのほか区の施設や駅、郵便局、スーパー・コンビニエンスストア、公衆浴場等で配布するとともに個別配達もしています。また、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」、Web閲覧サービス「マイ広報紙」を導入し、電子媒体を活用した広報紙記事の情報発信をしています。

「くらしのガイド」は隔年で発行し、地図とともに全戸配布しており、区の窓口や郵送でも配布しています。

◇取組状況

1	<p>広報新宿 (配布の拡大)</p>	<p>新聞購読者が減少し、折り込み配布数の減が続くことから、広報新宿を折り込み配布している日刊6紙を購読していない方にも広く区政情報を提供するため、身近な配布場所の拡大と個別配達(ポスティング)の実施で、広報新宿を手にする機会を確保しています。</p> <p>個別配達は、平成20年4月から、主に高齢者・障害者を対象に開始しました。自治基本条例の施行を踏まえ、平成23年度に、新聞を購読していない方も配布対象とし、町会・自治会に制度の周知を依頼しました。また、くらしのガイド全戸配布時に「個別配達のご案内兼申込書」を同封しているほか、令和3年9月15日から個別配達の子申し込みを開始したことで、利用者が大幅に拡大しています。高齢者向け情報紙「ぬくもりだより」への個別配達案内記事の掲載などでも制度の認知度が高まり、利用者が拡大しています。身近な配布場所として令和2年度から設置許可をいただいたマンションに、令和3年度から私立保育園・幼稚園に広報新宿を設置し配布場所を拡大しています。</p> <p>【実績】 広報新宿(個別配達) 令和元年9月:5,700件 令和2年9月:6,700件 令和3年9月:7,000件</p>
2	<p>広報新宿 (視覚障害者への配布)</p>	<p>視覚障害者向けには点字版、カセットテープ版、デージー版、CD版を郵送のほか、区ホームページ、動画サイト「YouTube」に音声データをアップし、区民のニーズに合わせた多様な選択肢を用意しています。</p>
3	<p>広報新宿 (電子媒体を使った広報紙記事の情報発信)</p>	<p>より多くの方に区政情報を提供できるよう、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」を平成28年2月25日号から、Web閲覧サービス「マイ広報紙」を平成30年10月25日号から開始しました。</p> <p>「マチイロ」は広報新宿をバックナンバーを含めて閲覧できるほか、「子ども」「健康」など登録した気になる分野の新着情報も入手できます。</p> <p>「マイ広報紙」はカテゴリーごとに記事を検索でき、興味のあるカテゴリーをマイページに登録しておくで見つけたい情報が効率的に探せます。</p> <p>【実績】 マチイロ登録者数(区内・区外、令和4年10月末日現在) 区内:6,107名 区外:878名</p> <p>【実績】 マイ広報紙ページ月平均閲覧(ページビュー)数(令和4年4月～10月) 2,231回</p>
4	<p>くらしのガイド (特集掲載)</p>	<p>くらしのガイドには行政情報のほか、防災情報や区の主な情報ツールを紹介する特集記事などを掲載し、読み物としても親しまれる構成としています。</p> <p>2022年(令和4年)版では、防災の特集記事「いざというときに備えて」で災害に備えて準備しておきたいことや知っておきたい知識を紹介しているほか、YouTube「新宿区チャンネル」や外国人向け生活情報ホームページなど、行政情報・イベント情報等を発信している区の主な情報ツールを紹介する「新宿区の主な情報ツール」を掲載しています。</p>

■区ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びLINE、Twitter、Facebook、Yahoo!くらし、YouTube を使った情報発信

◇制度・事業の概要

区民にとって区政が身近なものとなるよう、様々な手段で区政情報を積極的に発信しています。その一つとして区ホームページに加え、LINE、Twitter、Facebook、Yahoo!くらし、YouTube など情報発信しています。

「区ホームページ」は、令和 4 年度に、最新情報の発信・各ページの探しやすさ・わかりやすさをコンセプトにトップページのリニューアルを行いました。

「しんじゅくノート」は、区民・地域の団体等がサイト内で情報発信、交流を行う場です。

「LINE・Twitter・Facebook・Yahoo!くらし」は、緊急時の情報発信手段を確保するために開設しました。地震や台風等の災害関連情報を発信するほか区のイベントや事業なども案内しています。

「YouTube」は、広報番組のほか、講座や講演会など様々な動画を配信しています。

◇取組状況

1	<p>【区ホームページ】 必要な情報が探しやすく使いやすいサイトに向けた取組</p>	<p>スマートフォンの普及などインターネットを取り巻く状況の変化を踏まえ情報を探しやすく、見やすいページとするため、令和 4 年 10 月に区ホームページのトップページのリニューアルを実施し、デザインの変更や情報をスムーズに検索できるよう表示されるカテゴリーの見直しを行いました。</p> <p>今後も「必要な情報が探しやすく使いやすい」サイトを目指しています。</p> <p>【実績】日平均アクセス数・日平均閲覧者数・一人当たりの日平均アクセス数 令和元年度:44,106pv・17,540 人・2.51pv 令和 2 年度:61,745pv・24,045 人・2.57pv 令和 3 年度:68,601pv・27,839 人・2.46pv</p> <p>障害者・高齢者を含み誰にでも使いやすいホームページとなるよう、アクセシビリティの維持・向上を目指し、職員向けのアクセシビリティ研修とホームページのアクセシビリティ検証に取り組んでいます。アクセシビリティの JIS 規格「JIS X 8341-3:2016」では、適合レベル「AA一部準拠」(令和 3 年度検証結果)を達成・維持しています。</p>
2	<p>【しんじゅくノート】 掲載内容の充実に向けた取組</p>	<p>しんじゅくノートは、行政・事業者・区民等の多様な主体が情報を発信しています。区ホームページの新着情報や商店等事業所の情報、地域のニュースやおすすめスポットの紹介、イベント情報、サークルの会員募集などを掲載しています。令和 3 年 10 月には、デザイン変更やロコミ機能の拡張等リニューアルを実施し、情報・コンテンツの充実に取り組んでいます。</p> <p>【実績】日平均アクセス数・日平均閲覧者数 令和元年度:1,600pv・1,314 件 令和 2 年度:924pv・813 件 令和 3 年度:1,013pv・910 件 登録会員数:令和 4 年 3 月・2,969 名</p>

3	<p>【LINE、Twitter、Facebook、Yahoo!くらし、YouTube】より魅力ある情報発信に向けた取組</p>	<p>緊急時の情報発信手段の確保のため、平成 23 年 4 月に区公式 Twitter、平成 25 年 3 月に区公式 Facebook、令和 4 年 7 月に区公式 LINE、Yahoo!くらしのアカウントをそれぞれ開設しました。</p> <p>地震や台風等の災害関連情報を発信するほか区のイベントや事業なども案内しています。利用者の拡大や、より魅力的な情報発信のため、平成 29 年度にハッシュタグや画像の積極的な利用を開始したほか、平成 30 年度は動画配信を試行し、令和 2 年度・3 年度には動画を活用し、新型コロナ感染拡大防止やワクチン接種の呼びかけ等を行いました。</p> <p>YouTube では、タイムリーな情報を届ける広報番組や区のイベントを記録したアーカイブ映像のほか、各種講座など様々な動画を配信しています。</p> <p>【実績】Twitter 累計フォロワー数・年間ツイート(発信)数／Facebook 累計「いいね！」数・年間投稿数／YouTube 登録者数</p> <p>令和元年度:9,139 名・376 件／1,556 件・343 件／3,280 人 令和 2 年度:10,878 名・321 件／1,677 件・253 件／4,490 人 令和 3 年度:15,115 名・695 件／1,981 件・500 件／5,390 人</p>
---	--	--

■ ケーブルテレビを活用した広報番組の制作

◇制度・事業の概要

<p>より多くの区民の方へタイムリーなニュース等をお知らせするため、広報番組「しんじゅく情報局」(5 分番組)を月 3 回更新し毎日区内のケーブルテレビ局(ジェイコム東京 港新宿)で放送しています。また、地域の方々に登場してもらいながら、地域の魅力を掘り下げ発信していく、地域密着型の広報番組「わたしのまち新宿 プラス」(20 分番組)を年 2 本、新春特別番組「新宿区長 年頭のあいさつ」(10 分)を年 1 本制作し、区内のケーブルテレビ局(ジェイコム東京 港新宿)で放送しています。</p> <p>また、区ホームページ(YouTube を利用)で動画配信しているほか、「しんじゅく情報局」は SNS で動画配信、「わたしのまち新宿 プラス」「新宿区長 年頭のあいさつ」は区政情報センター・区立図書館(所蔵は中央・四谷・下落合図書館のみ)で DVD を貸し出しています。</p>

◇取組状況

1	<p>魅力的な番組内容・区民参加の番組作り</p>	<p>「しんじゅく情報局」は、区内のタイムリーなニュースを届けられるよう、広報新宿の原稿等から放送時期に合わせた情報を選別し制作しています。「わたしのまち新宿 プラス」は、若い世代や子育て世代にも興味を持っていただけるよう、学校の取組を紹介するなど、まちの魅力を視覚的かつ効果的に伝えるため、ロケ収録を基本に、地域の人へのインタビューなども取り入れながら、視聴者に伝わりやすく魅力的な内容となるよう心掛けています。「新宿区長年頭のあいさつ」は、視聴者を飽きさせないよう、毎年異なるテーマで特集コーナーを制作し放送しています。令和 2 年度に番組構成を見直し、区長と MC の対談に加え、地域の方々へのインタビューや区内のスポット紹介など、視聴者が親しみやすい番組となるよう工夫しながら制作しています。</p>
2	<p>視聴者数の拡大</p>	<p>令和 3 年度まで、年間をとおして限られた放送月にのみ広報番組を放送していましたが、令和 4 年度から毎月・毎日放送の「しんじゅく情報局」(月 3 回更新)の放送を開始しました。また、区公式 SNS (LINE Twitter、Facebook、Yahoo!くらし)での配信を開始し、配信時に YouTube 動画の URL を記載、または動画本体を添付して投稿することで、区民の方が広報番組に触れる機会を増やす工夫をしました。</p>

■ 多文化共生のまちづくり（外国人への情報提供）

◇制度・事業の概要

<p>外国人住民の方へ情報提供するため、「外国語広報紙」、「外国語生活情報紙」、新生活を始める方に役立つ情報をまとめた冊子「新宿生活スタートブック」を発行しています。あわせて、映像で紹介する動画「新宿生活スタートガイド」を区ホームページで公開し、住民記録係窓口前のロビーで上映するほか、外国人向け生活情報ホームページや外国語版 SNS（LINE、Twitter、Facebook、微博〈Weibo〉）を通じた情報発信に取り組んでいます。また、区ホームページは、多言語瞬間翻訳機能※を導入しています。</p> <p>※令和 4 年 11 月末現在：108 か国語対応（日本語含む）</p>

◇取組状況

1	外国人への 情報提供	<p>外国人向け生活情報・行政情報を、平成 21 年度に策定した外国人への情報提供ガイドラインに基づき、4 言語（日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語）で提供しています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語広報紙「新宿ニュース」の発行（年 3 回発行） ・外国語生活情報紙の発行（年 1 回発行） ・外国語ホームページの運営（月 3 回更新） ・新宿生活スタートブックの発行（日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語） ・外国語版 SNS の運用（LINE、Twitter、Facebook、微博〈Weibo〉） <p>外国人住民の生活に必要な情報をより入手しやすく提供するため、区施設のほか、外国人コミュニティや外国人支援団体等の協力により、積極的に配布場所を拡大しています。</p> <p>第 5 期多文化共生まちづくり会議からの「ライフステージなどの属性や目的別に分類し、属性や目的に応じて情報を取得できるように工夫する。」という提言を踏まえ、既存の外国人向け生活情報ホームページの見直しに向けて準備を進めています。</p>
---	---------------	--

■（再掲）新宿区財政状況の公表に関する条例（P103）

■（再掲）予算編成の情報公開（P104）

■（再掲）新宿区情報公開条例（P116）

■（再掲）新宿区個人情報保護条例（P118）※令和 4 年度末廃止

検証項目No.2：区政に参加する権利

■ 区政モニター制度

◇制度・事業の概要

<p>平成 16 年度より、区民の区政に対する意見・要望等を聴取し、これを区政運営の参考とするため、アンケート区政モニターを設置し、区政への区民参加を推進しています。</p> <p>(1)調査対象 満 18 歳以上の区民、1,000 名(住民基本台帳からの無作為抽出者の中から希望者)</p> <p>(2)調査時期 年 4 回</p> <p>(3)調査方法 郵送配布、郵送回収</p>
--

◇取組状況

1	アンケート区政モニター	<p>無作為抽出した対象者の中から希望者を募り、若年層や勤労世帯を含む幅広い層から選出した 1,000 人をアンケート区政モニターとして委嘱します。委嘱したモニターから区事業についての意見、要望、状況などを聴取し、区政運営に反映するほか、区政への区民参加を推進することを目的としています。</p> <p>※令和 3 年度の調査項目は以下のとおりです。</p>
---	-------------	---

年度	回	調査項目
令和 3 年度	1	震災に備えて
		新型コロナウイルス感染症流行下の食生活について
		建築物上の緑化について
		男女共同参画に関する意識について
	2	ごみの減量とリサイクルについて
		地域の安全について
		認知症になっても安心して暮らせるまちについて
		成年後見制度について
		ユニバーサルデザインについて
	3	生涯を通じた女性の健康づくりについて
		健康づくりについて
		自転車に関する意識について
		苦情処理機関「区民の声委員会」について
	4	『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて～新宿区総合計画～

■ 区民意識調査

◇制度・事業の概要

区民意識調査は、区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるために毎年1回実施している調査で、昭和 48 年から実施しています。

調査内容は、経年調査項目として、同じ設問内容を設定し、毎年調べ比較するもので、居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政情報の入手方法、区政への要望、選挙といった 6 項目を設定しています。また、特集調査項目として、それぞれの年度の今日的な課題や今後の施策に影響を及ぼすような項目を特に調査する内容になっています。

(1)調査地域 新宿区全域

(2)調査対象 満 18 歳以上の区民、2,500 名(住民基本台帳からの無作為抽出)

(3)調査方法 郵送配布、郵送またはインターネットによる回収

◇取組状況

1	区民意識調査	<p>調査票は日本語・英語・中国語・韓国語の 4 か国語版を用意し、外国籍の方については 4 か国語版をすべて同梱することで、言語的にもわかりやすく、答えやすい環境を整えています。令和 3 年度からは若い世代が回答しやすいように、インターネット回答を導入しました。</p> <p>【実績】令和元年度 (1)標本数:2,500 人(日本国籍 2,196 人 外国籍 304 人) (2)有効回収数:1,176 人(日本国籍 1,089 人 外国籍 66 人 無回答 21 人) (3)有効回収率:47.0%(日本国籍 49.6% 外国籍 21.7%)</p> <p>【実績】令和 2 年度 (1)標本数:2,500 人(日本国籍 2,185 人 外国籍 315 人) (2)有効回収数:1,313 人(日本国籍 1,210 人 外国籍 93 人 無回答 10 人) (3)有効回収率:52.5%(日本国籍 55.4% 外国籍 29.5%)</p> <p>【実績】令和 3 年度 (1)標本数:2,500 人(日本国籍 2,231 人 外国籍 269 人) (2)有効回収数:1,267 人(日本国籍 1,167 人 外国籍 76 人 無回答 24 人) (3)有効回収率:50.7%(日本国籍 52.3% 外国籍 28.3%)</p>
2	区民意識調査 (調査結果の周知)	<p>調査報告書を作成し、区内各図書館に送付しているほか、区政情報センターでも閲覧できるようにしています。また、区ホームページ上でも電子データ(PDF)を公開しています。電子データについては、過去の報告書の検索も可能となっています。</p> <p>調査結果の要約版を日本語・英語・中国語・韓国語の 4 か国語でそれぞれ作成し、区内各図書館、区政情報センター、多文化共生プラザで閲覧できるようにしています。また、区の外国語ホームページ上でも電子データ(PDF)を公開しています。</p> <p>【実績】令和 3 年度 (1)報告書 250 部 (2)要約版 800 部 (日本語 700 部、英語 40 部、中国語 30 部、韓国語 30 部)</p>
3	区民意識調査 (IT活用方法の提供)	<p>意識調査の回答データを使って、住民の方が独自の視点による分析・解析を行うことができるよう、回答内容のローデータ(エクセル)を区ホームページ上で公開しています。</p>

■ 若者の区政参加の促進

◇制度・事業の概要

<p>持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。</p> <p>日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるため、若者会議を開催しています。</p>
--

◇取組状況

1	しんじゅく若者会議	<p>日頃、区と関わりの少ない若い世代の方の、区への関心を高め、区政への関わりを持つきっかけづくりを目的とし、区の依頼を引き受けていただいた区内在住の18歳～39歳を対象に年1回会議を開催します。</p> <p>【実績】 令和元年度:テーマ「新宿の魅力」(2回に分けて開催) 参加者:1回目 25名 2回目 15名(無作為・公募) 令和2年度:中止 ※新型コロナウイルス感染症の影響による 令和3年度:テーマ「新宿の情報発信 2021」 参加者:16名(公募)</p>
---	-----------	--

■ パブリック・コメント制度

◇制度・事業の概要

<p>パブリック・コメント制度は、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見等をいただき、当該意見等を踏まえた施策等の決定を行うこととともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度であり、平成14年7月から実施しています。</p> <p>これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていき、更に、区民にとってより身近で分かりやすい、区民と区との協働による開かれた区政を推進しています。</p>
--

◇取組状況

1	施策等の案の事前公表と意見募集の周知	<p>周知方法は、広報新宿及び区ホームページに掲載するほか、施策等の案は、担当課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所等、多くの区民が閲覧できるようにしています。</p>
2	意見募集期間	<p>意見募集の期間は、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則上、「広報新宿」の発行日から2週間以上の期間としていますが、過去3年(令和元年度以降)、19件の募集期間は、30日以上が16件、14日以上30日未満が3件と、当該規則に定める日数を大きく上回る期間を設定し、広く区民の意見を寄せていただけるよう図っています。</p> <p>意見募集の方法については、区民の方それぞれの状況に応じて意見が提出できるよう、担当課等の窓口で直接意見用紙を受け付けるほか、郵送、FAX、区ホームページからの受付や「区長と話そう～しんじゅくトーク」や、関係団体への説明会など多様な方法を取り入れています。</p>

3	意見等の公表	<p>施策等の意思決定を行う際には、「意見等」、「意見等に対する区の考え方等」を広報新宿、区ホームページのほか、担当課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所等で閲覧できるよう公表し、区民参加、区民と区との協働による区政を推進するよう努めています。</p> <p>【実績】実施件数・1件平均意見募集日数・意見件数／意見提出人数 令和元年度:9件・28.5日・1,575件／708人 令和2年度:6件・31.3日・814件／137人 令和3年度:4件・31.5日・160件／10人</p>
---	--------	--

■ 区長へのはがき・投書・区ホームページによる広聴

◇制度・事業の概要

<p>区民の声を広く聴取し、区政の参考とするため「区長へのはがき」により、意見・要望・苦情等を受け付けています。「区長へのはがき」は、「新宿区くらしのガイド」に綴じ込みのほか、特別出張所、図書館など区の主要施設において配布しています。また、区政情報課窓口、一般投書、FAX、区ホームページの「ご意見専用フォーム」によっても意見等を受け付けています。匿名等の投書を除き、原則として收受日から14日程度(土日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。)で回答を作成し、当該意見、要望を行った本人あてに送ります。</p>

◇取組状況

1	区民意見システムによる投書管理	<p>行政需要が多様化する中、様々な媒体による意見等に対し、迅速かつ的確に対応するため、一元的管理を行い投書処理の進行管理を行うとともに、処理後の意見等をデータベース化し、類似案件の回答処理への活用や集計及び分析を行う、新宿区区民意見システムを平成21年4月に導入しました。意見等の收受から回答までの進捗状況をシステム上で管理し、処理の効率化を図るとともに、行政需要の把握のための支援機能としては、寄せられた意見等をシステム上で集計し、活用しています。</p> <p>【実績】令和元年度意見件数 ※施策別件数は、意見内容別の延べ数 投書:186件(区政への意見) 施策別件数:320件 期限内回答率:81.6%</p> <p>【実績】令和2年度意見件数 投書:307件(区政への意見) 施策別件数:684件 期限内回答率:58.4%</p> <p>【実績】令和3年度意見件数 投書:147件(区政への意見) 施策別件数:339件 期限内回答率:83.5%</p>
---	-----------------	--

■ 区民意見の把握（多文化共生）

◇制度・事業の概要

<p>多文化共生実態調査は、地域で共に生活する日本人と外国人の現状を把握し、今後の多文化共生施策の推進に向けた基礎資料を得ることを目的として実施しています。</p>
--

◇取組状況

1	多文化共生実態調査	<p>平成 27 年度に、地域で共に生活する日本人と外国人の現状を把握するため、多文化共生実態調査として、「外国人住民調査」及び「日本人住民調査」の 2 種類のアンケート調査を実施しました。調査対象は、住民基本台帳から無作為抽出した区内に在住する 20 歳以上の男女個人(外国人住民調査:5,000 人、日本人住民調査:2,000 人)です。</p> <p>調査結果に基づき、第 2 期多文化共生まちづくり会議から「外国人へのゴミ出し等の生活ルールの周知や多文化共生プラザの認知度向上が課題である」等の提言を受けました。このことから、第 3 期以降の多文化共生まちづくり会議において、「外国人の住まいや暮らし」や「しんじゅく多文化共生プラザの活用による多文化共生の更なる推進」等をテーマとした審議を行い、新宿生活スタートブックの改訂や新宿生活スタートガイド(映像)を作成するなど施策に反映してきました。</p>
---	-----------	---

■ 区民意見の把握（各施設利用者アンケート）

◇制度・事業の概要

区立施設の運営にあたって、施設利用者の満足度を高め、効果的・効率的な施設運営を実現するため、毎年、各施設において、指定管理者が利用者アンケートを実施し利用者ニーズの把握を行っています。

◇取組状況

1	各施設利用者アンケート(各指定管理者)	<p>毎年、各施設において、指定管理者が利用者アンケートを実施して区民ニーズを把握し、施設運営に反映しています。また、区は、指定管理者の管理業務の事業評価の際に、利用者ニーズの把握が適切に行われ実績に反映したかの判断資料として活用しています。</p> <p>地域センター10 所、区民ホール 3 所、区民保養所・区民健康村、新宿コズミックスポーツセンター、新宿スポーツセンター、大久保スポーツプラザ、四谷スポーツスクエア、公園内運動施設 6 所、生涯学習館 5 館、新宿 NPO 協働推進センター、新宿文化センター、新宿歴史博物館、林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館、漱石山房記念館、高田馬場創業支援センター、新宿消費生活センター分館</p>
---	---------------------	--

■ 区民意見の把握（景況調査）

◇制度・事業の概要

区内中小企業の景気動向を把握し、産業振興施策の指針として活用するため、4 半期ごとに区内中小企業を対象に景況調査を行っています。

◇取組状況

1	景況調査	<p>中小企業の景気動向を把握するため、平成 23 年度から、区内の中小企業を対象とした「景況調査」を 4 半期ごとに実施しています。景況調査の結果は、的確な商工相談を行うための判断資料や産業振興施策を策定する際の指針として活用しています。</p> <p>なお、景況調査の結果は、区ホームページで公表しています。</p>
---	------	--

■ 区民意見の把握（障害者及び高齢者）

◇制度・事業の概要

<p>1 高齢者の保健と福祉に関する調査</p> <p>「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する基礎資料とするため、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施しています。令和4年度は「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）の策定前年度であるため調査を実施しました。</p> <p>2 障害者生活実態調査</p> <p>「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画」を策定する基礎資料とするため、障害者・障害児の生活実態を把握するための調査を「区民の生活のニーズに関する調査」として実施しています。令和4年度は、「第3期新宿区障害児福祉計画」・「第7期新宿区障害福祉計画」（令和6年度～令和8年度）の策定前年度であること、また、「新宿区障害者計画」の見直しのため調査を実施しました。</p>

◇取組状況

<p>1 高齢者の保健と福祉に関する調査</p>	<p>「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者・保健施策の現状や課題、施策の方向性、並びに介護保険サービスの提供体制整備の方策をまとめ体系化したものであり、3年ごとに策定しています。</p> <p>令和元年度は「新宿区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）策定前年度にあたり、「高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施し、計画の基礎資料としました。</p> <p>区民に対する調査は、①一般高齢者調査（要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者約6,000人を対象）、②要支援・要介護認定者調査（要支援・要介護認定を受けている方約1,500人を対象）、③第2号被保険者調査（要支援・要介護を受けていない40歳～64歳の方約1,500人を対象）をそれぞれ無作為抽出により実施しました。</p> <p>令和4年度は「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）の策定前年度であるため、計画の基礎資料とすべく「高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施しました。調査対象は以下のとおりです。</p> <p>①一般高齢者調査＋介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 介護保険の要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方約4,000人を対象、無作為抽出</p> <p>②要支援・要介護認定者調査 介護保険の要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方及びその介護者（施設サービス利用者を除く）約1,500人を対象、無作為抽出</p> <p>③第2号被保険者調査 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない40歳～64歳の方約1,500人を対象、無作為抽出</p> <p>④ケアマネジャー調査 区内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャー約230人（悉皆）</p> <p>⑤介護保険サービス事業所調査 区内の介護保険サービス事業所約220事業所（悉皆）</p> <p>⑥在宅介護実態調査 在宅で生活している介護認定を受けている方もしくはその介護者約600人を対象、無作為抽出</p>
--------------------------	---

2	障害者生活 実態調査	<p>「新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス等の提供及び自立支援給付等の円滑な実施を目的として、3年ごとに策定しています。</p> <p>令和元年度は計画策定の前年度にあたり、「障害者生活実態調査」を実施し、計画の基礎資料としました。</p> <p>区民に対する調査は、①在宅の方を対象とした調査(区内在住の18歳以上で、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者約16,500人の中から、約5,000人を障害の種別ごとに層別抽出)、②施設に入所している方を対象とした調査(区が施設入所支援と療養介護の支給決定を行っている方、区民であった者で、施設所在地に住民票を移したものを含む約220人)、③児童(18歳未満)の保護者の方を対象とした調査(区内在住の障害児の保護者の方約900人)をそれぞれ実施しました。</p> <p>令和4年度は、「第3期新宿区障害児福祉計画」・「第7期新宿区障害福祉計画」(令和6年度～令和8年度)の策定前年度であること、また、「新宿区障害者計画」の見直しのため調査を実施しました。区民に対する調査は、①在宅の方を対象とした調査(区内在住の18歳以上で、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者約18,900人の中から、約5,000人を障害の種別ごとに層別抽出)、②施設に入所している方を対象とした調査(区が施設入所支援と療養介護の支給決定を行っている方、区民であった者で、施設所在地に住民票を移したものを含む約220人)、③児童(18歳未満)の保護者の方を対象とした調査(区内在住の障害児の保護者の方約1,140人)をそれぞれ実施しました。</p>
---	---------------	---

■ 区民意見の把握（男女共同参画）

◇制度・事業の概要

<p>男女共同参画推進計画を策定する基礎資料とするため、「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート」、「男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査アンケート」、「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート」、「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査アンケート」を実施しています。令和4年度は(仮称)第四次男女共同参画推進計画(令和6年度～9年度)の策定前年度であるため調査を実施しました。</p>

◇取組状況

1	<p>男女共同参画に関する区民および中学生の意識・実態調査</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに関する企業および従業員の意識・実態調査</p>	<p>第二次男女共同参画推進計画(平成24年度～平成29年度)の成果を検証し、第三次男女共同参画推進計画(平成30年度～令和5年度)を策定するための基礎資料とするため、平成28年度にアンケート調査を実施しました。</p> <p>また、令和4年度の調査として、「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート(2,250件)」「男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査アンケート(250件)」「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート(4,500件)」「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査アンケート(13,500件)」を実施し集計中です。</p>
---	---	--

■ 区民意見の把握（健康づくり）

◇制度・事業の概要

「新宿区健康づくり行動計画」を策定する基礎資料とするため、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握する「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しています。令和4年度は「新宿区健康づくり行動計画」（令和6年度～令和11年度）の策定前年度であるため調査を実施しました。

◇取組状況

1	新宿区健康づくりに関する調査	<p>次期「新宿区健康づくり行動計画」（令和6年度～令和11年度）は、令和5年度に策定予定です。</p> <p>策定にあたり、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握し、計画に反映させていくための基礎資料として、令和4年度に「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しました</p> <p>調査は、18歳以上の区民（外国人住民を含む）より、無作為抽出で5,000名を対象に実施しました。</p>
---	----------------	--

■ 区民意見の把握（建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備）

◇制度・事業の概要

1 建築物等耐震化支援事業

助成制度を耐震改修の実施に効果的に繋げるため、区民意見の把握をしています。意見把握は、区政モニターアンケートや個別のヒアリング調査（随時）により行っており、それらの結果等に基づき、助成制度の見直しを検討しています。

2 新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

中高層建築物の建築に伴う建築主と近隣住民の紛争を予防するために、建築計画概要を記載した標識の設置と建築計画の説明を建築主に義務付け、近隣住民に対する建築計画の事前周知を図り、建築主と近隣住民が建築計画について相互理解のもと、建築計画に関する意見や要望について話し合いを行います。区は建築主と近隣住民双方の意見等の把握に務め、話し合いの調整や条例による「あっせん」、「調停」による建築紛争の解決に役立てています。

3 マンション実態調査

建物の維持管理、コミュニティ形成、防災や防犯への取組など、区内マンションの現状を把握するための調査を実施しています。

◇取組状況

1	区政モニターアンケートやヒアリング調査における区民へのヒアリング	<p>建築物等耐震化支援事業の助成制度を耐震改修の実施に効果的に繋げていくため、耐震フォローアップ（※）において、支援制度の利用者を対象としたヒアリング調査を行っています。令和3年度は非木造建築物を、令和4年度は木造住宅を対象として耐震フォローアップを実施し、広く利用者の意見を聴く取組を行っています。そのほかにも、区政モニターアンケート等により、区民意見の把握に努めています。今後も、区民のご意見等に基づき、必要に応じて、助成制度を見直しながら耐震化を促進していきます。</p> <p>※耐震フォローアップ：区の耐震診断の助成等を利用し、耐震改修工事に至っていない建築物について、個別訪問などにより耐震改修工事を促す普及啓発</p>
---	----------------------------------	---

2	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	<p>建築主と近隣住民の意見等や話し合い状況の把握について、以下の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民からの電話による聞き取りや、面談による図面をもとにした相談 ・建築主に対する説明会等報告書の内容確認と聞き取り ・近隣住民に対する建築主への対応に関する打ち合わせ ・建築紛争が生じている場合、説明会を傍聴するなど話し合いの状況把握 <p>把握した建築主と近隣住民の意見等を、双方の話し合いや、あっせん等による建築紛争の解決に役立てています。</p> <p>また、その意見等の主な項目については、他の建築主が建築を計画する際の配慮事項として他の建築主に伝えることにより、建築紛争の予防を図っています。</p>
3	マンション実態調査	<p>「マンション実態調査」</p> <p>これまで3回(平成15、20、28年度)実施しており、平成28年度の調査では賃貸マンションも対象に含め、第4次新宿区住宅マスタープラン(平成30～令和9年度)を策定するための基礎資料としました。</p> <p>「新宿区タワーマンション実態調査」</p> <p>令和元年度にタワーマンションでの居住環境を把握し、今後のマンションの維持管理やマンション内のコミュニティづくり、地域コミュニティなどの施策に反映することを目的として実施しました。</p> <p>区内の20階建て以上のタワーマンション42棟の管理組合と居住者、タワーマンションが所在する24町会・自治会に調査を実施しました。</p> <p>管理組合に、「維持管理の状況」、「コミュニティに関する活動、意識等」について、居住者には、「コミュニティ形成への意識」、「マンション内の交流」、「地域活動への参加状況等」についてアンケートを実施しました。了解を得られた居住者と町会長に、対面によるインタビューを実施しました。</p> <p>【令和元年度新宿区タワーマンション実態調査より】 <件数等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理組合向けアンケート調査 28管理組合 30棟 アンケート回答数:全ての管理組合 ・タワーマンション居住者向けアンケート調査 40棟 9,313世帯 アンケート回答数:2,891件 回収率31.0% ・タワーマンション居住者向けインタビュー調査 15棟 53名 ・町会・自治会向けインタビュー調査 23町会 <p>調査結果から、マンション内のコミュニティづくり(自治会等)や近隣の町会・自治会等との交流・連携を進めていくことが課題であることがわかりました。このことから、マンション内のコミュニティづくりや地域との連携等を促進していくため、令和4年度より、区や地域との接点づくりのためのタワーマンションへの個別訪問を行っています。</p>

■ 各種審議会等

◇制度・事業の概要

施策の基本方針や個別分野の計画策定等にあたり、審議会等を設置し専門的な視点からの検討を行っています。その際、公募による区民委員を委嘱し区民の立場からの意見を検討に反映しています。

◇取組状況

法令または条例で定める各種審議会等のうち、公募による区民委員の委嘱をしている審議会

No.	審議会等	No.	審議会等
1	新宿区基本構想審議会	14	男女共同参画推進会議
2	情報公開・個人情報保護審議会	15	健康づくり行動計画推進協議会
3	外部評価委員会	16	国民健康保険運営協議会
4	特別職報酬等審議会	17	新宿区民泊問題対応検討会議
5	住居表示審議会	18	みどりの推進審議会
6	多文化共生まちづくり会議	19	自転車等駐輪対策協議会
7	文化芸術振興会議	20	環境審議会
8	産業振興会議	21	リサイクル清掃審議会
9	消費生活地域協議会	22	都市計画審議会
10	障害者施策推進協議会	23	景観まちづくり審議会
11	高齢者保健福祉推進協議会	24	住宅まちづくり審議会
12	次世代育成協議会	25	ユニバーサルデザインまちづくり審議会
13	子ども・子育て会議		

■ 区民討議会等

◇制度・事業の概要

区では、計画策定の際には、区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。例として、区では、平成 22 年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成 23 年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成 28 年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成 29 年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催した実績があります。

令和 2 年度の第二次実行計画策定の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域説明会に変わるものとして、計画事業の説明動画を作成し、パブリック・コメントの実施により区民のご意見をいただきました。

このほか、区が策定する子ども、高齢者、障害者、保健等各分野の計画は、地域説明会やパブリック・コメントの実施を経て策定しています。

◇取組状況

1	町会・自治会等への意見聴取	<p>町会・自治会、地区協議会及び各種審議会委員を対象に、平成28年2月3日～5月31日に調査票により、健康、高齢者福祉などの行政分野ごとに意見をお聞きしました。意見は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告し、総合計画策定に向けた基礎資料としました。</p> <p>【実績】 回投票数:152 回答項目数:2,438 意見件数:3,172</p>
2	インターネット・アンケート調査	<p>今後の施策展開への区民等のニーズを広く把握するため、平成28年5月27日～6月9日の間、満18歳以上の男女個人の方へインターネット・アンケート調査を実施し、施策への満足度・重要度、定住意向、区への来訪理由と地域への評価、区への転入意向、区政や地域活動への参加意向などについて、ご意見をいただきました。</p> <p>調査結果は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告し、総合計画策定に向けた基礎資料としました。</p> <p>【実績】 回答人数:1,435(新宿区在住の方:935 新宿区外在住の方:500)</p>
3	区民討議会(新宿区総合計画)	<p>区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を新たな総合計画の策定に活かしていくため、無作為抽出の区民1,200名へ案内し、参加申込者の中から60名を選出、うち当日58名の参加により、平成28年6月25日・26日の2日間(会場:新宿区役所本庁舎大会議室)、区民討議会を開催しました。</p> <p>当日は、3つのグループに分かれ、「健康に暮らせるまち」「子育てしやすいまち」「地域コミュニティ」「災害に強いまち」「多様な魅力による賑わいの創造」等のテーマで討議を行いました。</p> <p>意見や提案は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告し、総合計画策定に向けた基礎資料としました。</p>
4	区民討議会(新宿区第一次実行計画)	<p>新たな第一次実行計画の策定にあたり、広く区民の意見を計画に反映させるため、区民討議会を実施しました。</p> <p>区民討議会では「無作為抽出」した1,200名の区民の方を対象に参加者を募り、参加希望者から54名の方にご参加いただきました。討議会では、総合計画に掲げる「5つの基本政策」を柱に、第一次実行計画でどのような事業に取り組むべきか議論し、方向性をまとめていただきました。区では、区民討議会の結果を踏まえ、第一次実行計画を策定しました。</p> <p>【実績】 実施日:平成29年5月27日(土)・28日(日) 当日参加者数:54名</p>
5	コロナ禍における意見聴取(新宿区第二次実行計画)	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域説明会は中止しましたが、第二次実行計画について分かりやすく解説する動画を配信するとともに、パブリック・コメント意見用紙及び素案冊子に、パワーポイント等により作成した分かりやすい説明資料を加え、計画策定にあたって区民意見を十分に反映するため、地域説明会の中止に伴う周知の強化に取り組みました。また、パブリック・コメント周知チラシ掲出場所を拡充して周知に取り組みました。</p> <p>【実績】 パブリック・コメント実施日:令和2年10月15日～11月16日 意見件数:376件</p>

検証項目No.3：自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利

■ 生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化

◇制度・事業の概要

区では、区民の生涯学習機会の提供及び生涯学習活動の活性化を図るため、区内の生涯学習活動の拠点施設として生涯学習館5館を運営しています。

生涯学習館の指定管理者である新宿未来創造財団では、生涯学習館等を会場に各種生涯学習講座を開催するとともに、区内の生涯学習活動団体自らの企画・提案による区民向け各種生涯学習講座の開催を支援する事業「区民団体等による自主企画事業に対する支援事業」を実施しています。また、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化のために、区内の活動団体・地域人材の情報収集及び区民への提供、さらには団体や人材間の交流の仕組みづくりを目的とした生涯学習・地域人材ネットワークの整備を進めています。

この他、区は、区民の区政への関心と地域課題等に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供することを目的として、区職員を地域派遣する「ふれあいトーク宅配便」を実施しています。(令和4年度 81課 126プログラム)

◇取組状況

1	生涯学習館の運営	<p>生涯学習館は、区民等の生涯学習の場として団体のほか個人でも利用できる施設です。</p> <p>毎年1回、各館で利用者懇談会や利用者アンケートを実施するなかで、区民のニーズを把握し、そのニーズを運営に活かしています。</p> <p>また、区民との協働による地域のコミュニティガーデンづくりの取組として、赤城生涯学習館において「赤城ガーデニングクラブ」を実施しています。赤城生涯学習館庭園では、公募による区民が土づくりから種まき、苗植え、水やり等を行い、野菜や草花の植栽を整備することにより、生涯学習館利用者及び地域住民に楽しんでいただいています。</p> <p>【実績】全館の利用者合計 令和元年度:255,443人 令和2年度:88,657人 令和3年度:152,233人</p>
2	各種生涯学習講座	<p>新宿未来創造財団では、区民の多様なニーズに応えるための生涯学習講座を多数実施しています。</p> <p>また、「区民団体等による自主企画事業に対する支援事業」では、「中高年の為の一般教養講座」「手打ち蕎麦講座」等、区民向け自主企画講座の開催を支援することにより、区民の多様なニーズに応えています。(支援内容:支援金の支給、実施会場の優先確保、講座情報の広報周知協力)</p> <p>本事業に参画する団体に対しては、新たな講座受講者が団体活動に参加することによる活性化を図るために、新規受講者がより多く参加する講座になるよう、企画内容に対する助言・アドバイスをを行っています。</p> <p>【実績】 令和元年度:支援事業数:17事業 講座参加者数:652人 令和2年度:支援事業数:7事業 講座参加者数:299人 令和3年度:支援事業数:7事業 講座参加者数:324人</p>

3	生涯学習・地域人材交流ネットワーク	<p>本事業は、文化やスポーツ・国際理解・芸術など幅広い分野の区内地域人材を発掘・登録し、活用することによって、地域住民の生涯学習活動を支援する仕組みをつくるとともに、人材の交流を促進することを目的とした事業です。</p> <p>ネットワーク登録人材の活用については、新宿シティハーフマラソン等、区や財団事業における活用に加えて、区民による活用を一層促進することによって、登録人材が実際に地域で活動する機会を増やします。特に、通訳・翻訳ボランティアについては、従来の区や財団事業での活用に限らず、地域団体による活用を促進するよう一層周知を図ります。</p> <p>また、新宿未来創造財団の自主事業で、平成25年8月から稼働した人材情報検索・照会システム「新宿地域人材ネット」については人材ネット運用のためのサーバー借用を令和2年3月末で終了し、財団ウェブサイトには人材バンクの情報を移設することとし、適切な人材情報の提供と、効果的・効率的な予算の執行、および区民や地域団体のさらなる利活用促進を図ります。</p> <p>【実績】 令和3年度末現在：登録数：927人</p>
---	-------------------	---

第6条 区民の責務

(区民の責務)

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

【解説】 本条では、区民の責務として、この1つの条文に多くの意味合いを込めました。

新宿区は国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮すまちです。

区民は、この地(区内)にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なこととだれもが考えていることと思います。

さらに、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込みました。

検証項目No.4：良好な地域社会の創出に努める責務

■ 歌舞伎町地区のまちづくり推進

◇制度・事業の概要

歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生するため、区は、地元の商店街振興組合や町会、事業者、警察・消防等の関係行政機関等と連携・協力して、総合的繁華街対策「歌舞伎町ルネッサンス」を推進しています。本事業は、平成17年1月に設立した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、「クリーン作戦プロジェクト」、「地域活性化プロジェクト」、「まちづくりプロジェクト」の3つのプロジェクトを中心に、総合的な施策を展開しています。

平成20年4月には、各事業を効果的、効率的に実施するための組織「歌舞伎町タウン・マネジメント(TMO)」(令和4年10月一般社団法人化)を設立しました。TMOは、歌舞伎町ルネッサンスを推進するまちづくり組織として、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」の実現を目指し、地域活性化や情報発信等の活動を行っています。

◇取組状況

1	<p>クリーン作戦プロジェクト (「安全・安心対策」と「環境美化」)</p>	<p>歌舞伎町地区のまちづくり推進として、悪質な客引き防止パトロールなどの安全・安心対策や、路上清掃などの環境美化事業を実施しています。これらの事業は、地元の商店街振興組合や町会、事業者、NPO 団体、警察・消防等の関係行政機関が、連携、協力しながら取り組んでいます。</p> <p>【実績】 <安全・安心対策> ・客引き防止パトロールを実施 (毎週水曜日～土曜日、午後 6 時～7 時 30) ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症により中止、 令和 3 年度一時実施 令和元年度:回数 152 回、延参加人数 767 人 令和 2 年度:回数 0 回、延参加人数 0 人 令和 3 年度:回数 31 回、延参加人数 288 人</p> <p><環境美化> ・歌舞伎町クリーン作戦(歌舞伎町一丁目地区の路上清掃)を実施。 (毎週水曜日、午後 3 時～4 時) ※令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症により中止 令和元年度:回数 34 回、延参加人数 1,772 人 ・シネシティ広場清掃を実施。(毎週水曜日、午前 10 時～11 時) ※令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症により中止 令和元年度:回数 42 回、延参加人数 317 人 ・路上に設置された不法看板等の是正指導を実施。 ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症により実施方法を変更したため、通常時より減少 令和元年度:件数 566 件 令和 2 年度:件数 6 件 令和 3 年度:件数 476 件</p>
2	<p>地域活性化プロジェクト (新たな文化の創造・発信と賑わいづくり)</p>	<p>区立大久保公園、シネシティ広場、ゴジラロード(セントラルロード)等の歌舞伎町にある公共の空間・施設等を活用し、様々なイベントを開催することで、新たな文化の創造・発信と賑わいづくりに取り組んでいます。</p> <p>【実績】 ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症により開催イベントなし 令和元年度:参加団体数 288 団体、来場者数 475,445 名 令和 2 年度:参加団体数 0 団体、来場者数 0 名 令和 3 年度:参加団体数 9 団体、来場者数 3,185 名</p>
3	<p>まちづくりプロジェクト (健全で魅力あふれるまちづくり)</p>	<p>「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に沿って、健全で魅力あふれるまちづくりを誘導しています。建て替えによる拠点整備にあたっては、良好な計画となるよう地区計画等の都市計画手法を検討・支援します。また、「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づき、地元組織を母体としたまちづくり協議会による自主ルール策定支援と道路整備(自主ルールによる維持管理)を一体的に行っています。</p> <p>【地区計画や自主ルール策定の実績】 令和 2 年度:1 件</p> <p>【路整備の実績】 令和元年度:歌舞伎町一番街及び職安通り交差点の整備完了 新宿職業安定所前改良工事完了 令和 3 年度:西武新宿駅前通り整備工事(令和 5 年 3 月完了予定)</p>

■ 平和の啓発活動（平和派遣者との協働事業）

◇制度・事業の概要

新宿区は、昭和 61 年 3 月 15 日に行った「新宿区平和都市宣言」の趣旨を普及啓発するために、①平和展②親と子の平和派遣③平和派遣者との協働事業を行っています。その中の、③平和派遣者との協働事業では、親と子の平和派遣の参加者で組織されている「新宿区平和派遣の会」と区が協働して、平和啓発事業を推進しています。

平和派遣報告会、平和講演会、映画会、すいとんの会、平和マップウォーキングなどの多彩な企画を「新宿区平和派遣の会」をはじめとする区民の方々と協働して企画、運営することにより、区民の方々の意見を反映したわかりやすく魅力的な企画立案ができるようになり、より多くの方々が参加しやすい内容になっています。また、参加者に毎回アンケートを行い、さらに多くの意見を反映した企画となるよう改善に努めています。

◇取組状況

1	平和派遣報告会	<p>例年 8 月、広島と長崎に交互で派遣している「親と子の平和派遣」の後に、「新宿区平和派遣の会」と区の共催で「平和派遣報告会」を開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度、3 年度と親と子の平和派遣、平和派遣報告会のどちらも実施、開催することができませんでした。</p> <p>令和 4 年度は、長崎への親と子の平和派遣を実施し、派遣報告会を 10 月 2 日、戸塚地域センターにて開催しました。派遣報告のほかに、早稲田少年少女合唱団の合唱動画を放映し、平和の大切さを実感し、平和について考える機会となりました。</p> <p>報告会の企画・準備、チラシ内容の検討、当日の運営等を「新宿区平和派遣の会」、長崎への平和派遣者、区が協力し開催することで、わかりやすく充実した報告内容となり、報告会の参加者から好評を得ることが出来ました。</p>
2	平和マップウォーキング	<p>平成 21 年度に「新宿区平和派遣の会」と協働で、区内の史跡、戦跡を紹介する「新宿区平和マップ」を作成しました。この平和マップをもとに、毎年、区内の史跡、戦跡等を巡る「平和マップウォーキング」を実施しています。</p> <p>ウォーキングは、「新宿区平和派遣の会」が中心となって、企画、チラシの作成、資料作成、当日の案内を担っています。参加者は、高齢の方から小学生まで幅広い年齢構成で、アンケートでは「長年住んでいても知らなかった」、「未だ残る戦跡に驚いた」、「改めて地域への愛着を深めることが出来た」などと回答を得ています。</p>
3	平和講演会 すいとんの会	<p>戦争の体験講話と、戦時中の代用食である「すいとん」を実際に食する催しを「新宿区平和派遣の会」と協働で開催しています。</p> <p>戦争体験者の講話や、実際に「すいとん」を食べることによって、当時の生活を想像し、戦争の悲惨さや平和の大切さについて考える機会となっています。</p> <p>企画、当日の運営は、主に「新宿区平和派遣の会」が行っています。戦争の怖くて、暗いイメージから、参加意欲を低下させないように、チラシのイラストやレイアウトを工夫し、気軽に参加できる催事内容の企画、検討をしています。</p>

■ 多様な主体との協働の推進

◇制度・事業の概要

協働推進基金助成金の実施を通して区民参加の促進、地域課題の解決に向けた取組を行っています。協働支援会議において、協働事業推進の仕組みを考え、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めています。

また、地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場として新宿NPO協働推進センターを開設し、運営しています。交換の場として新宿NPO協働推進センターを開設し、運営しています。

◇取組状況

1	協働推進基金助成金制度	<p>区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体から区民の福祉の向上を目的とした社会貢献活動事業を公募し、協働支援会議において協議し、各委員の評価を踏まえ選定した事業に対して助成を行うことにより、NPO等(特定非営利活動法人・ボランティア活動団体等)団体が安定した事業活動を行うための支援を行います。</p> <p>本制度は令和3年度に見直しを図り協働支援会議による制度の点検を実施したうえで、団体が単独で実施する事業への助成制度である、新宿区協働推進基金助成金(一般事業助成)制度として引き続き実施しています。令和4年度は4団体から申請があり、2団体に助成しました。</p> <p>一方、団体が区と協働で取り組む事業への助成制度である協働事業助成については、令和4年度に開始した民間提案制度と、その対象事業や対象団体など制度の多くが重複することから、それぞれの考え方を整理し、協働支援会議からの意見を聴取したうえで、令和3年度末をもって終了することとしました。</p> <p>今後も、地域課題の解決など、制度の実効性について検証・点検を行ってまいります。</p> <p>【助成実績】(一般事業助成) 令和元年度:申請3団体、助成3団体、助成総額1,152,000円 令和2年度:新型コロナウイルス感染症の影響により募集中止 令和3年度:申請3団体、助成3団体、助成総額1,001,000円</p>
2	協働支援会議	<p>協働推進基金助成金申請事業の評価や協働と参画を進めるための仕組みづくりについての検討を行うために平成16年に設置した会議体です。協働支援会議の構成は主に外部委員とし、公募区民枠を設けて区民の区政参加を図り、新宿区にふさわしい協働事業を推進しています。</p> <p>【構成員】(全8名) 学識経験者1名、NPO2名、公募区民2名、事業者1名、新宿区社会福祉協議会1名、地域振興部長</p> <p>【開催実績】 令和元年度:全12回(一般事業助成及び協働事業助成の申請事業の評価等) 令和2年度:全5回(コロナ対策経費を助成対象とするための検討等) 令和3年度:全12回(協働推進基金助成金のあり方検討について等)</p>

3	新宿 NPO 協働推進センター	<p>多様な主体の協働の取組によって地域課題を解決していく基盤づくりを支援する拠点として、平成 25 年 4 月に「新宿 NPO 協働推進センター」を開設しました。同センターでは、区内で社会貢献活動を行う団体を対象とした活動場所の提供の他、交流会や、講座、シンポジウムの開催、活動情報の収集と情報提供等を行い、多様な主体のネットワークづくりや、個々の団体の活動基盤強化の支援、社会貢献活動の普及啓発に取り組んでいます。令和 4 年 3 月末現在、利用登録団体数は 97 団体です。</p> <p>当施設の運営にあたっては、指定管理者制度を活用して協働の機会を確保しています。現在、公募により選定した区内 NPO 法人の集合体である新宿 NPO ネットワーク協議会を指定管理者として指定しています。また、開設後も利用団体による事業運営委員会を設置する等、利用者(区民)の参加の仕組みも導入しています。</p> <p>【実績】 利用者数: 令和元年度 32,447 人、令和 2 年度 4,932 人、 令和 3 年度 8,414 人 相談件数: 令和元年度 286 件、令和 2 年度 275 件、令和 3 年度 357 件 主な相談内容: 「NPO 法人の組織作りや運営について」、 「区内で活動している NPO 法人の紹介」等</p>
---	-----------------	--

■ 大学等との連携による商店街支援

◇制度・事業の概要

商店街の魅力づくりの推進を目的として、区内商店会と連携する大学等に対し補助金を交付しています。大学が持つ専門性や人的資源を活用し、商店街の抱える課題の解決に向けて、大学等の商店街の連携・交流の促進に取り組んでいます。

◇取組状況

1	大学等との連携による商店街支援の実施	<p>1、2年目の連携事業については、大学や専門学校の特徴を踏まえ、商店会と調整を行っていきます。最終年となる3年目の連携事業では、事業終了後も他の補助制度の活用を働き掛けるなど、引き続き商店会と大学等とのつながりが維持できるよう支援していきます。</p> <p>【実績】</p> <p>(1)補助内容</p> <p>①事業化準備に向けた企画・調査費 :100万円(10/10補助)</p> <p>②事業実施に必要な経費 :200万円(10/10補助)</p> <p>※①②を併用実施する場合は単年度200万円上限</p> <p>(2)連携実績</p> <p>令和元年度:7大学 10商店会</p> <p>令和2年度:4大学 5商店会</p> <p>令和3年度:4大学 4商店会</p>
---	--------------------	--

■ 高齢者を見守り・支えあう地域づくり・地域支え合い活動の推進

◇制度・事業の概要

1	<p>地域安心カフェの運営支援</p> <p>高齢者や介護者等が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる場である「地域安心カフェ」の運営を支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支えあいの充実を図ります。</p>
2	<p>新宿区高齢者見守り登録事業</p> <p>高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者の異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、関係機関と連携して、地域の高齢者を見守っています。</p>
3	<p>認知症サポーターの養成</p> <p>高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を実施し、地域で見守るサポーターを養成しています。</p>
4	<p>地域支え合い活動の推進</p> <p>高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進します。活動の拠点として、平成30年2月に「薬王寺地域ささえあい館(ささえーる 薬王寺)」を開設しました。また、令和3年10月には「中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース(ささえーる 中落合)」を整備し、薬王寺地域ささえあい館の活動を踏まえた「地域支え合い活動」を実施しています。令和4年4月からは、シニア活動館で行っているボランティア活動等の支援の中で、地域の実情やニーズを把握して「地域支え合い活動」の担い手や団体の育成・支援、活動のコーディネート等を行うことにより、「地域支え合い活動」を順次展開していきます。</p>

◇取組状況

1	<p>地域安心カフェの運営支援</p>	<p>(1)地域安心カフェの広報等による周知</p> <p>①ほっと安心カフェ「すみれ」「たんぽぽ」「ひまわり」 (百人町4丁目アパート 10号棟、14号棟、16号棟 各集会室 ／毎月 第4水曜日、第1・第3木曜日、第1土曜日)</p> <p>②カフェ・メモリアル原町(原町高齢者複合施設／毎週木曜日)</p> <p>③カフェ「マザアス」(マザアス新宿／毎月第3月曜日)</p> <p>④音カフェ♪優っくり(優っくり村新宿西落合／毎月第2金曜日)</p> <p>⑤30(サンマル)カフェ(戸山ハイツ 30号棟 集会室／毎週土曜日)</p> <p>(2)ボランティア募集説明会の開催(年1回)</p> <p>(3)ボランティアフォローアップ研修の開催</p> <p>(4)地域安心カフェ連絡会の開催</p>
---	---------------------	--

2	新宿区高齢者見守り登録事業	<p>平成 24 年 9 月から、高齢者の生活に身近な郵便局や新宿区新聞販売同業組合及び理容生活衛生同業組合新宿支部等の登録を得て、事業開始しました。令和 4 年 11 月末現在、677 事業者の登録があり、重層的な高齢者の見守りを行っています。</p> <p>通常業務の範囲内で気づいた高齢者の異変について、高齢者総合相談センター等へ連絡し、必要な支援につなげています。また、各地区で開催する高齢者見守り支え合い連絡会に参加していただき、民生委員、地域見守り協力員等の地域で活動する見守り関連団体の方々との意見交換や交流も図っています。</p> <p>今後も多様な事業者への参加を呼びかけ、高齢者の地域における見守りの強化を推進していきます。</p>
3	認知症サポーターの養成	<p>平成 20 年度から、区内在住・在勤・在学者を対象に実施しています。区役所で開催している他に、地域で活動する団体からの要請に応じて出張講座を開催するなど、区民が身近な場所で受講できるよう多様な機会を設けています。令和 4 年 11 月末現在、延べ 27,293 人の認知症サポーターを養成しました。</p> <p>今後も予想される認知症高齢者の増加を踏まえ、認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進していきます。</p>
4	地域支え合い活動の推進	<p>活動の拠点となる薬王寺地域ささえあい館に「地域ささえあい館活動支援員」1 名を配置し、活動のPRや情報発信、館で活動する団体の育成、支援等を行っています。高齢者等の支援を目的とする「高齢者等支援団体」は、薬王寺地域ささえあい館とささえーる中落合をあわせて令和 3 年度末時点で 21 団体に増えています。</p> <p>薬王寺地域ささえあい館、ささえーる中落合では、ともに「地域支え合い活動」に資する講座を開催し、より多くの方が活動の担い手として活躍できるよう支援を進めています。令和 3 年度は薬王寺地域ささえあい館で 25 講座、ささえーる中落合で 11 講座を開催しました。令和 4 年度からは戸山シニア活動館において「地域支え合い活動」を展開し、担い手育成・支援のための講座を開催しています。</p>

■ 次世代育成協議会への区民委員の参画等

◇制度・事業の概要

区では、妊娠期から世帯形成期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」(令和 2 年度～令和 6 年度)を策定しています。この計画の進行管理を行い、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、公募区民委員等で構成される次世代育成協議会を設置しています。

また、同計画策定にあたっては、区民の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、子どもや子育て家庭の状況や意識を把握するため、就学前児童保護者から若者までの区民に対するアンケート調査を実施しています。

このほか、子育て支援施設の委託事業者等の選定時には、入札方式によるのではなく、利用者や区民の意見を反映できる公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しています。

◇取組状況

1	子ども・子育て支援に関する調査の実施	<p>「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」(令和2年度～令和6年度)を令和元年度に策定するため、区民の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、子どもや子育て家庭の実態・意識を把握することを目的として、平成30年度に「新宿区次世代育成支援に関する調査」を実施しています。</p> <p>今後も、計画の策定にあたり、同様の目的により調査を実施していく予定です。</p> <p>平成30年度「新宿区次世代育成支援に関する調査」</p> <table border="1" data-bbox="507 528 1406 913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査名称</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(就学前児童保護者)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(小学1～6年生保護者)</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>小学生の日常生活と意識に関する調査(小学5、6年生本人)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(小学5、6年生保護者)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>中学生の日常生活と意識に関する調査(中学1～3年生本人)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(中学1～3年生保護者)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>青少年の日常生活と意識に関する調査(H30.4.1 現在15～17歳)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>若者の意識調査(H30.4.1 現在18～39歳)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象は、住民基本台帳に基づく層化無作為抽出により選定し、区分ウとエ、オとカは同一世帯の親子を対象とする以外は、一つの世帯に複数の調査が重複しないよう調整しました。区分ア、イは、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量の把握を目的とし、その他の区分は、次世代を担う子どもやその保護者、若者の意識や生活について調査を行いました。</p> <p>区分ウ、エ(小学5、6年生、保護者)については、平成30年度の調査で新たに対象に加え、年齢階層が引き続き区分オ、カ(中学生、保護者)と一貫性のある設問としています。調査総数を平成25年度の調査6,400件から10,100件まで増やすとともに、子どもの貧困や幼児教育の無償化など新たな課題にも対応した質問項目も設定して実施しました。</p> <p>【実績】 対象数10,100件、回収数4,151件、回収率41.1%</p>	区分	調査名称	対象数	ア	新宿区次世代育成支援に関する調査(就学前児童保護者)	2,500	イ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学1～6年生保護者)	2,200	ウ	小学生の日常生活と意識に関する調査(小学5、6年生本人)	800	エ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学5、6年生保護者)	800	オ	中学生の日常生活と意識に関する調査(中学1～3年生本人)	800	カ	新宿区次世代育成支援に関する調査(中学1～3年生保護者)	800	キ	青少年の日常生活と意識に関する調査(H30.4.1 現在15～17歳)	1,000	ク	若者の意識調査(H30.4.1 現在18～39歳)	1,200	合計		10,100
区分	調査名称	対象数																														
ア	新宿区次世代育成支援に関する調査(就学前児童保護者)	2,500																														
イ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学1～6年生保護者)	2,200																														
ウ	小学生の日常生活と意識に関する調査(小学5、6年生本人)	800																														
エ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学5、6年生保護者)	800																														
オ	中学生の日常生活と意識に関する調査(中学1～3年生本人)	800																														
カ	新宿区次世代育成支援に関する調査(中学1～3年生保護者)	800																														
キ	青少年の日常生活と意識に関する調査(H30.4.1 現在15～17歳)	1,000																														
ク	若者の意識調査(H30.4.1 現在18～39歳)	1,200																														
合計		10,100																														
2	子育て支援施設の事業委託時等における公募型プロポーザル方式による選定	<p>児童館の指定管理者、学童クラブの委託事業者の選定を行う際は、広く応募事業者を募って、複数の事業者に企画を提案してもらい、その中からもっとも優れた提案を行った事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」により決定しています。</p> <p>選定に際しては、プロポーザル実施要領、選定委員会実施要領、評価基準等を作成し、厳正な審査基準に基づき、事業者を選定しています。</p> <p>選定委員については、学識経験者や専門知識を持つ委員のほか、学童クラブの保護者代表、小学校PTA代表者等にも委員をお願いしています。選定に際し、子育て当事者や区民の意見を反映できるしくみを作ることで、区民の意見把握や区民の区政への参加に努めています。なお、プロポーザル方式により事業者を選定する過程においては、広く区民を対象とした公開プレゼンテーションを実施しています。傍聴者の方にはアンケート調査を行い、その意見も選定に反映させています。</p>																														

■ 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動

◇制度・事業の概要

<p>区の基本施策に掲げる「地域で安心して子育てができるしくみづくり」を進めるため、区民にとって必要性和有益性が高い、子育て支援活動や青少年健全育成活動等を自主的に行う地域の団体である、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体、区内 10 地区の青少年育成委員会、青少年活動推進委員の活動に対し、区が協力・支援を行っています。</p> <p>活動に対する補助金交付、広報協力、連携支援、活動場所の提供等を行うことにより、地域において、活発で、継続性と安定性のある子育て支援活動等が行われるよう支援するとともに、連携が可能な分野では協働の取組も進めています。</p> <p>これにより、区単独では対応が困難な区民ニーズに対しても、より機動性が高く、きめ細かな対応が可能となっています。</p> <p>また、男女が、性別にかかわらず、共にあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画推進センター(ウイズ新宿)を拠点に、区民委員や関係団体等と協働して啓発活動を行っています。</p>

◇取組状況

1	地区青少年育成委員会等への協力・支援	<p>地区青少年育成委員会は、地域における青少年の健全育成を目的として様々な事業を行い、また、地域の環境浄化等に努めている団体です。区内 10 地区の青少年育成委員会が、地域の特色を活かして、子どもや保護者のニーズに沿って行う自主的な活動に対して、区が協力・支援を行っています。</p> <p>青少年活動推進委員は、次代を担う自立した青少年を育成するため、様々な体験活動や家庭の教育力向上の支援活動等を行う委嘱委員です。体験活動を中心に子どもの主体的な成長を支援することや、情報誌の発行などによる家庭の教育環境の向上に係る活動に対し、区が支援を行っています。</p> <p>これらの活動を区が支えることで、子どもと子育てを地域社会全体で応援し、新宿区がより一層「子育てしやすいまち」となるような環境づくりを推進しています。</p>
2	プレイパーク活動の推進	<p>新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体に対し、活動に係る経費の一部助成や活動場所の提供、広報活動の支援などを行っています。プレイパーク活動は、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、並びに、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。区内では 4 団体が活動しており、各団体が地域や公園の特性を生かした活動を展開しています。プレイパークは子どもの居場所を提供するとともに、保護者同士の交流も含めた子育て支援の場となっています。</p> <p>また、それぞれの活動だけではなく、プレイパーク活動団体のメンバーで構成される「新宿プレイパーク協議会」が地域住民にプレイパーク活動を広く周知し、活動の裾野を広げ、プレイパーク活動に関する地域住民の主体的な取組を促進するために、区内の公園等を活用したイベント(1 日プレイパーク等)を実施するとともに、プレイリーダー等人材育成のための養成講座を開催する啓発活動を行っています。今後も区民との協働により、区民が主体的に考え創意工夫を生かした、参画と協働を基本とするプレイパークの推進につなげていきます。</p>

3	落合三世代交流事業	<p>平成 21 年度より、落合三世代交流事業として、子どもを中心に幅広い各世代がそれぞれの役割を担いながら交流し、誰もが気軽に立ち寄れる多世代交流のスペースである「落合三世代交流サロン」を、西落合児童館において開設しています。</p> <p>住民自身が実施主体となっている 5 つのプロジェクトを中心に企画・立案・運営することで、地域ニーズを反映し、区民の創意工夫をいかした内容を提供しています。開設以降どの年代にも利用が見られ、多世代がつどい、交流できる場として地域に定着しています。幅広い世代が集う場を提供することで、地域の団らん、子育て支援、高齢者の生きがいづくりにもつながっています。また、23 年度から近隣小学校と連携し、小学校校舎におけるみどりのカーテン作りに協力したり、平成 29 年度から目白大学生がイベントにも協力したりするなど、落合地域における多世代交流の促進に努めています。</p> <p>今後も「落合三世代交流を育てる会」としていっそう地域に定着し、地域コミュニティの拠点となるよう、区も後押ししながら活動を充実させていきます。</p>
4	新宿子育てメッセ	<p>区内の子育て関係団体と協働して、新宿子育てメッセ実行委員会を運営し、「新宿子育てメッセ」開催に向けた取組と、情報交換や研修会等を行っています。</p> <p>「新宿子育てメッセ」は、主に小学校低学年までの子どもを持つ保護者を対象とした地域団体の活動発表の場で、子育て支援の情報提供や、親子で楽しめるイベントを内容として開催しています。新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 3 年度に実施した第 11 回からは、オンラインを中心として、リアルイベントとのハイブリッド形式で開催しています</p> <p>【実績】 令和 3 年度 動画配信:42 動画 視聴回数 1,721 回 Web イベント:10 回 参加人数 101 人 リアルイベント:24 回 参加人数 565 人</p> <p>子育てメッセ実行委員会は、子育て支援・関係団体同士のネットワークを構築し、地域ぐるみで子育て支援の輪を広げていくことを目的としており、団体同士の情報交換、意見交換のほか、研修会による団体の自己啓発も図っています。今後も実行委員会と区で協働し、地域の子育てネットワークを広げていくため、新規団体の加入促進や地域団体の活性化を推進していきます。</p>
5	男女共同参画に関する啓発活動	<p>男女共同参画推進センターでは、男女共同参画推進センターの利用登録団体から推薦された運営委員会との協働で、男女共同参画講座及び性と生の講座を実施しています。男女共同参画講座は、男女共同参画社会の実現に向けた意識向上と人材育成を、性と生の講座は、性の問題を通して女性の人権意識を高めることを目的としています。そのほか、公募団体との協働によるウィズ新宿と区民団体との連携講座を実施しています。</p> <p>また、男女共同参画に対する区民の関心と意識を高めるため、年 1 回実施している男女共同参画フォーラムの企画及び運営は、一般公募と男女共同参画推進センター運営委員会からの推薦による実行委員会との協働により実施しています。</p> <p>さらに、男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」の作成・編集を一般公募による編集委員と協働で行っています。</p>

■ 地域における健康づくりの推進（ウォーキングの推進）

◇制度・事業の概要

健康寿命の延伸に向け、地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、健康づくりに関わりの深い「運動」と「食」を中心に、健康づくりに無関心な層も含めた区民が、気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを行います。歩くことの楽しさを広め、地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスター養成講座や初心者向けウォーキング教室「いきいきウォーク新宿」の開催、ウォーキングマップの作成を行っています。

◇取組状況

1	ウォーキングの推進	<p>●ウォーキングマスター養成講座 歩くことの楽しさを広め、地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスターを養成しています。 令和元年度は16名が講座を修了し、地域でウォーキングを広める活動や、ウォーキングイベントのサポート等を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2・3年度は開催を見合わせましたが、令和4年度から再開しました。</p> <p>●初心者向けウォーキング教室「いきいきウォーク新宿」 平成30年度は年6回開催延べ278名参加、令和元年度は年6回開催延べ188名参加、令和2年度は年2回開催延べ53人参加、令和3年度は7回開催延べ166名参加しました。</p> <p>●NPO、地域活動団体等と連携したウォーキングの推進に向けた取組 誰もがウォーキングに親しめるように、新宿のまちの魅力や健康情報などを盛り込んだ「ウォーキングマップ」をNPOや地域活動団体等の協力を得て作成しました。平成30年度は2万部、令和元年度以降は毎年度1万部、合計で令和3年度までに6万部を発行しました。マップを活用した住民主体のウォーキングの催しが開催されるなど、多様な場で活用されています。</p>
---	-----------	---

■ 地域における健康づくりの推進（高齢期の健康づくりと介護予防の推進、新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動）

◇制度・事業の概要

高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発をしています。「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく 100トレ」を開発し、身近な地域で住民主体で継続的に取り組まれるよう支援しています。

また、新宿いきいき体操サポーターは、区施設で開催している「新宿いきいき体操講習会」において、体操の普及啓発のため、丁寧な指導を行っています。地域交流館やシニア活動館等では、新宿いきいき体操サポーターを中心とした「新宿いきいき体操ができる会」が定期的に活動し、広く参加者を受け入れています。

◇取組状況

1	高齢期の健康づくりと介護予防の推進	<p>●「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく 100トレ」の普及啓発 広報番組放映、ぬくもりだより、区ホームページに体操動画の配信、広報新宿</p> <p>●しんじゅく 100トレの地域展開 平成 30 年度に高齢期の特性を踏まえた区オリジナル筋力トレーニング「しんじゅく 100トレ」を開発し、身近な地域で住民主体で継続的に取り組まれるよう支援しています。</p> <p>【実績】 取り組むグループ数 令和元年度 31 グループ、令和 2 年度 36 グループ、 令和 3 年度 40 グループ</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の流行下においても、感染予防に気をつけながら安心して取り組めるよう専門職が定期的に支援しました。</p>
2	新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動	<p>新宿オリジナルの介護予防体操「新宿いきいき体操」は、平成 30 年度に制作から 10 周年を迎えました。</p> <p>区民が介護予防に取り組むきっかけを作ること、場所を選ばずに気軽に介護予防の取組が継続できることを目指し、体操の制作からその普及啓発に至るまで区民が中心となって担っています。</p> <p>また、普及啓発の中心となっている新宿いきいき体操サポーターは 300 人を超え、地域交流館などさまざまな場所で定期的に体操の指導に取り組んでいます。令和 4 年度には、区が実施する「新宿いきいき体操サポーター養成セミナー」を受講した 18 人が新たに新宿いきいき体操サポーターになりました。</p> <p>【実績】 新宿いきいき体操新規サポーター実績 令和元年度 25 人、令和 2 年度 8 人、令和 3 年度 9 人</p> <p>●新宿いきいき体操サポーターの育成・支援 新宿いきいき体操サポーター養成セミナー、サポーター研修、サポーターによる講習会、普及交流会、サポーター通信の発送、3 つの体操・トレーニング研修</p>

■ 女性の健康づくり

◇制度・事業の概要

「女性の健康づくり」では、女性の健康支援センターを拠点に、ライフステージによる心身の変化に対応し、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、サポーターの養成と活動支援、普及啓発、相談などを行っています。

◇取組状況

1	女性の健康づくり	<p>●女性の健康づくりサポーターの養成と活動支援</p> <p>「女性の健康づくりサポーター」を養成し、正しい知識に基づいて地域で女性の健康づくりに関する活動が行えるよう支援しています(令和2年度新型コロナウイルス感染症により中止、令和3年度養成講座のみ実施・令和4年度養成講座・研修会実施)。</p> <p>女性の健康づくりに関するチラシの配布やイベントへのボランティア参加などを行っています(新型コロナウイルス感染症の影響により中止しています)。</p> <p>【実績】</p> <p>サポーター登録者数 191名(令和4年10月現在)</p>
---	----------	--

■ 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり

◇制度・事業の概要

- 1 「食育の推進」では、健康をつくる「食習慣」や「食文化の継承」などの取組が実践できるよう、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた食育活動を推進しています。
- 2 「乳幼児から始める歯と口の健康づくり」では、子どもの歯と口の健康を維持するため、保育園等での出張歯科健康教育、デンタルサポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職、養護教諭等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。
- 3 「人と猫の調和のとれたまちづくり」では、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないう、猫に係る問題を地域で解決するため、地域住民とボランティア及び行政が協働し、地域の実情にあわせたルールを作り、さまざまな取組を行っています。

◇取組状況

1	食育の推進	<p>●食育ボランティアの育成と活動支援 「食育ボランティア」を研修を通じて育成し、地域における多様な食育が展開できるよう活動を支援しています。 主な活動として、児童館、保育園、福祉施設等において食育講座を開催しています。令和元年度から新型コロナウイルス感染症の影響で会食等の活動が制限された状況が続いています。</p> <p>【実績】 食育ボランティア登録者 82 名(令和 4 年 11 月現在)</p> <p>【活動実績】 平成 30 年度 延べ 92 人 令和元年度 延べ 26 人 令和 2 年度 延べ 0 人 令和 3 年度 延べ 4 人</p> <p>●新宿区メニューコンクール 小学生以下の子どもとその家族や中学生を対象に、毎年テーマに沿ったオリジナルレシピを公募し、優秀作品を表彰しています。平成 24 年度からは、区内の専門学校との協働により調理審査を実施し、優秀作品のレシピカードは区内スーパーマーケット等で配布しています。</p> <p>【実績】 令和元年度:731 作品 令和 2 年度:中止 令和 3 年度:(縮小・書類審査のみ) 756 作品</p>
2	乳幼児から始める歯と口の健康づくり	<p>●デンタルサポーターの育成 区内歯科医療機関従事者や子育て支援専門職(保育園看護師、保育士、幼稚園教諭など)を「デンタルサポーター」として、それぞれの立場に合わせた研修会を開催しています。</p> <p>【実績】 令和元年度 歯科医療機関向け:181 名 子育て支援専門職向け:53 名 令和 2 年度 歯科医療機関向け:230 名(動画配信) 子育て支援専門職向け:中止 令和 3 年度 歯科医療機関向け:230 名(動画配信) 子育て支援専門職向け:200 名(動画配信)</p> <p>●地域活動歯科衛生士による健康教育 ボランティア活動に関心のある地域の有資格者(歯科衛生士等)を募り、保育園・幼稚園をはじめ、地域の要望に応じて出張歯科健康教育を行っています。</p> <p>【実績】 令和元年度:85 園実施 令和 2 年度、令和 3 年度:新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>

3	人と猫の調和のとれたまちづくり	<p>●地域猫の普及啓発</p> <p>命ある猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないよう去勢・不妊手術を行い、餌を適切に与え、食べ残しや糞の清掃を地域で行っています。</p> <p>まちづくりの視点から、特別出張所と協力し、町会・地区協議会へ働きかけを進めています。</p> <p>地域で活動しているボランティアには、「新宿区人と猫との調和のとれたまちづくりサポーター」や「新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり事業に関する連絡協議会」のメンバーになってもらい、事業に協力をしていただいています。またメンバーと連携し、パネル展、猫なんでも苦情相談会、セミナー等の企画・運営を継続して行ってきました。</p> <p>【実績】</p> <p>令和3年度 新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり事業に関する 連絡協議会構成員数:19名 新宿区人と猫との調和のとれたまちづくりサポーター数:33名</p> <p>連絡協議会活動やセミナー、猫なんでも苦情相談会については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止。</p>
---	-----------------	---

■ 区民との協働による公園づくり

◇制度・事業の概要

<p>新宿区は、公園が魅力ある空間として多くの区民に親しんでいただける施設となるよう、区民のニーズを反映した公園づくりを進めています。</p> <p>地域に身近な公園の整備においては、地域住民と一緒に公園の整備プランを考え、区民に愛される魅力ある公園の実現を目指しています。また、新宿中央公園では、区民や学識経験者等と共に検討して策定した「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、公園の特色や魅力をさらにいかした公園づくりを進めています。</p>
--

◇取組状況

1	みんなで考える身近な公園の整備	<p>地域に身近な区立公園を整備する際には、地域の特性や要望を十分に活かしていくために、地域住民と協働して公園の整備プランを作成しています。住民との話し合いを重ねることで地域が必要とする公園の姿が明確となり、地域の意見やアイデアを公園整備に活かすことで利用ニーズを反映した魅力ある公園づくりを行うことができます。また、公園の管理運営に対する関心も高まり、公園完成後、公園サポーターとして公園管理に参加する区民も多くいます。</p> <p>令和2年度にやよい公園を整備し、合計15箇所の公園を整備しました。また、令和4年度ははみょうが坂児童遊園において、令和3年度に地域住民の意見やアイデアを活かして作成した整備プランに基づき、再整備工事を行っています。</p>
---	-----------------	--

2	新宿中央公園の魅力向上	<p>新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらにいかした公園づくりを進めます。</p> <p>新宿中央公園における今後の公園づくりの基本的な計画となる同プランの策定にあたっては、地域住民や学識経験者、専門家等で構成された検討会を設置して検討を重ね、平成 29 年 9 月に計画を策定しました。</p> <p>同プランに基づき、これまでに、「芝生広場」の再生、「眺望のもり」の整備、カフェやレストラン等を備えた民間事業者による交流拠点施設「SHUKNOVA」の開業などに取り組んできました。令和 4 年度も、「ちびっこ広場」の再整備や園内全域への案内サインの設置など、引き続き、公園の魅力づくりに向けた取組を推進しています。</p>
---	-------------	--

■ 新宿区公園及び道のサポーター制度

◇制度・事業の概要

<p>新宿区で管理している公園等は 183 箇所、道路は 1,791 路線あります。公園及び道のサポーター制度は、区民や区内の企業とともに、安全で快適な使いやすい公園を育て、美しい道路環境を守っていく制度です。サポーターの方には、区との話し合いで決定した活動場所や活動内容について、区で定める実施要綱に基づき、自主的に活動していただいています。</p>
--

◇取組状況

1	区民の自発的かつ自主的な管理を促す取組	<p>公園及び道のサポーター制度は、サポーターと区との話し合いでどのような活動を行うかを決めています。主な活動として公園や道路の清掃、植栽の管理など様々な活動が行われています。</p>
2	参加者の拡大とサポーターへの情報発信	<p>サポーター間の連携を向上させるため、サポーター通信の発行などの情報発信を行っていきます。</p>
3	サポーターの状況	<p>令和元年度から令和 3 年度までのサポーター数 【実績】（各年度 3 月 31 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園サポーター 令和元年度:1,293 名 令和 2 年度:1,097 名 令和 3 年度:1,100 名 ・道のサポーター 令和元年度:669 名 令和 2 年度:638 名 令和 3 年度:655 名

■ 交通安全総点検

◇制度・事業の概要

区民、特に交通弱者の目線から道路の交通安全施設や「交通安全プログラム」に基づき、区立全小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回定期的に総点検を実施しています。令和元年度に「交通安全プログラム」を改定し、令和2年度から学童クラブも対象としました。点検に当たっては、区民、交通管理者、道路管理者、その他関係団体とともに実施し、通学路の安全確保を図っています。

<参考:区の取組>

幼稚園、保育園では、令和元年5月に発生した滋賀県大津市での園児らが死傷する交通事故を受けて、国から示された緊急安全点検実施要領に基づき、警察、道路管理者、運営管理者と連携し、公立幼稚園・保育園の園児が集団で移動する経路の緊急合同点検を実施しました。この点検結果に基づき、道路の幅員・混雑具合・通過する車両の速度等の交通状況、事故発生状況、発生時間等に鑑み、各所に対策を講じました。

令和3年6月に千葉県八街市で発生した、下校中の小学生が死傷する交通事故を受け、新たな観点(車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所等)を踏まえた点検を小学校15校、学童クラブ5所で実施し、危険箇所88件について対策を講じました。

◇取組状況

1	交通安全総点検	令和5年度で区立全小学校の点検は二回りするが、交通事情は毎年変化しうるので、引き続き点検を実施していきます。 【実績】 令和元年度:実施校 5校 点検箇所数 37か所 令和2年度:実施校 12校 学童クラブ 4施設 点検箇所数 107か所 令和3年度:実施校 15校 学童クラブ 5施設 点検箇所数 88か所
---	---------	---

■ 第三次環境基本計画の推進

◇制度・事業の概要

平成15年度に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成19年度には「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として追加し計画改定を行いました。

平成25年2月には、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、基本目標と進めるべき具体的な施策、重点的な取組を示した「第二次環境基本計画」を策定しました。

また、平成30年2月には平成23年3月に策定した「新宿区地球温暖化対策指針」を統合し、計画期間を平成30年度からの10年間とする「新宿区第三次環境基本計画」を策定しました。

令和3年6月には、2050年までに区のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しました。

◇取組状況

1	計画の策定にあたっての区民の意見把握	「第三次環境基本計画」の改定(令和5年2月)のため、令和4年6月に区民1,800人、事業所300所を対象としたアンケートを実施しました。また、令和4年11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施しました。あわせて環境学習情報センターなど5か所で地域説明会を実施するとともに、新宿区エコライフ推進員や新宿区エコ事業者連絡会など関係団体等へ個別に周知を行うなど、意見把握に努めました。
2	環境都市像の実現に向けた協働・連携の取組	現「第三次環境基本計画」では、目指すべき環境都市像の実現に向けて、「環境に配慮したまちづくり」を進め、5つの基本目標を設定しています。特に喫緊の課題となっている地球温暖化対策・ヒートアイランド対策については「新宿打ち水大作戦」の実施やみどりのカーテンの育成、環境学習情報センターがコーディネーターとなって行う事業者による環境出前講座、新宿の森を開設している自治体と連携した自然体験ツアー、エコ・チェックダイアリー配布などにより区民・事業者・区が協働・連携して温室効果ガスの削減と省エネルギー活動を推進しています。また、毎年発行する「新宿区環境白書」において環境基本計画の進捗状況を確認するとともに、区民や事業者に公開しています。

■ 路上喫煙対策の推進

◇制度・事業の概要

<p>区では平成17年8月に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に基づき、区内全域での路上喫煙を禁止しました。この条例では、制度の周知、意識の普及啓発による喫煙者のマナー向上を図ることとして罰則規定を設けていません。</p> <p>区は、受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施することで、区民・事業者・来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、良好な生活環境づくりを推進しています。</p>

◇取組状況

1	路上喫煙禁止キャンペーン・路上喫煙対策協力員による普及啓発	<p>町会、商店街、事業者、ボランティア団体と区が協働して、ポイ捨て防止とともに路上喫煙禁止キャンペーンを実施しています。区民のまち美化意識の高まりとともに、自主的な清掃活動を行うボランティア等も増加しており、参加者は増加傾向にあります。</p> <p>【実績】 ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン (新宿駅東口、西口及び高田馬場駅周辺) 令和元年度:合計21回 延べ4,470名参加 令和2年度、令和3年度:新型コロナウイルス感染拡大のため休止</p> <p>また、地域団体から推薦を受けた路上喫煙対策協力員(令和4年11月末現在93名登録)が、地域ごとの状況に合わせて、パンフレットや啓発用ティッシュの配布など普及啓発活動を行っています。</p>
---	-------------------------------	--

2	区民意見システムや通報等に対する対応	<p>区民意見システムや担当課に直接いただくご意見、要望、苦情等を一元的に管理し、それぞれの内容に即して、ポスター・ステッカー等の掲示、路面シート・看板・標識等の設置、路上喫煙禁止パトロール員の派遣、事業者・施設管理者等への協力依頼など、適切な対応に努めています。</p> <p>令和元年度の要望・苦情等処理件数は455件で、令和2年度は948件、令和3年度は383件でした。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、公衆喫煙所やビル等の施設内喫煙所が一時閉鎖されたことから、区民意見システムに寄せられた件数が一時的に増加しましたが、公衆喫煙所等が徐々に再開されたことで減少に転じています。</p>
---	--------------------	--

■ 食品ロス削減の推進

◇制度・事業の概要

<p>ごみ発生抑制の推進に向けて、区民、事業者、区の様々な主体が連携し、相互に理解を深めながら、フードドライブの推進、食品ロス削減協力店登録制度やオンライン配信によるシンポジウムやセミナーの実施等、食品ロス削減に関する取組を推進しています。</p>
--

◇取組状況

1	フードドライブの推進	<p>各家庭で使い切れない手つかずの食品(未利用食品)をリサイクル活動センター2所やMUJI新宿で回収しています。区民の食品ロス削減への意識の高まりとともに、未利用食品の受入量は増加傾向にあります。</p> <p>【実績】 フードドライブ受入量 令和元年度:386.0 kg 令和2年度:498.3 kg 令和3年度:1,562.8 kg 令和4年度(10月末現在):1,995.3 kg</p>
2	食品ロス削減協力店登録制度	<p>食品ロス削減に関する取組を実践している店舗を食品ロス削減協力店として登録しています。</p> <p>【実績】 食品ロス削減協力店登録店舗数 令和元年度:37店舗 令和2年度:52店舗 令和3年度:59店舗 令和4年度(10月末現在):66店舗</p>
3	食品ロス削減シンポジウム等の開催	<p>食品ロスの現状やその取組について区民がを認識を深め、食品ロス削減行動の実践を促していくことを目的として、有識者の講演等によるシンポジウムを開催しています。</p> <p>【実績】 参加者数・視聴者数 令和元年度:75名 令和2年度:128名 令和3年度:391名 令和4年度(10月末現在):379名 ※令和2年度～令和4年度は区公式YouTube「新宿区チャンネル」によるオンライン開催</p>

■ 協働によるまちづくりの推進

◇制度・事業の概要

1	<p>駐車場整備事業の推進</p> <p>新宿区駐車場整備地区は、新宿区駐車場整備計画に基づき、適切な駐車施策を推進することとされています。その中で、駐車場の適正な配置や既存ストックの有効活用を推進する必要性が高い新宿駅周辺地区を対象として、東京都駐車場条例に基づく地域ルールを策定しています。</p>
2	<p>地区計画等のまちづくりルールの策定</p> <p>地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールづくりを行っています。</p>
3	<p>木造住宅密集地区整備促進事業</p> <p>若葉地区は、平成6年8月に地区計画を決定し、共同建替えとともに、崖地沿いの空地や道路、小公園も併せて整備することにより、防災性と居住環境の向上を図ってきました。平成9年3月には、若葉地区の地元住民及び権利者と新宿区の連携を密にし、円滑にまちづくりを推進するため、「若葉地区まちづくり推進協議会」を設置しています。また、令和3年12月「若葉・須賀町地区まちづくり協議会」を設置し、まちの将来像やまちづくりのルールについて話し合っています。</p>
4	<p>安全・安心な建築物づくり</p> <p>「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の実現に向けて、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部との協働により「安全安心・建築なんでも相談会」を実施し、区民からの建築関連の相談に応じることを通して安全・安心な建築物づくりを進めています。</p>
5	<p>ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>ユニバーサルデザインのまちづくりの理念のもと、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい都市空間やその生活環境づくりに取り組んでいます。平成23年3月には、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定するなど、推進方策の検討や普及啓発を実施し、令和2年4月には「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を制定し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めています。</p> <p>また、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内のバリアフリー整備を一層促進するため、令和3年11月に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定し、高齢者や障害者の方と意見交換を踏まえながら、バリアフリー化に向けた取組を進めています。</p>

◇取組状況

1	<p>駐車場整備事業の推進</p>	<p>新宿駅周辺地区では、まちの賑わい、回遊性等の向上といったまちづくりや更新時期を迎えた建物の建替えを促進するため、地元のまちづくり組織との協働により、地区特性に即した駐車施設の附置義務基準である駐車場地域ルールを策定し、施行しています。</p> <p>【実績】</p> <p>11件(令和3年度末現在) (新宿駅東口地区駐車場地域ルール、新宿駅西口地区駐車場地域ルール)</p>
---	--------------------------	--

2	地区計画等のまちづくりルールの策定	<p>地区計画等まちづくりルールの策定は、地域住民と区の協働のまちづくりです。区の意向のみでなく、地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。</p> <p>まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、地域住民で構成するまちづくり協議会等の検討組織運営に対する支援、検討状況を周知するためのまちづくりニュース発行、協議会に参加できない住民を含めた意向把握のためのアンケート調査等、まちの将来像の実現に向けた支援を行っています。こうした支援をとおして、地区計画等まちづくりルールの策定に取り組んでいます。</p> <p>【実績】 令和元年度:4件 令和2年度:4件 令和3年度:2件</p>
3	協議会とのまちづくり協議	<p>若葉地区まちづくり推進協議会は、自分たちのまちをより良くするため、平成12年度にまちの将来像・イメージに関する具体的な整備内容や実現方法である、「若葉地区まちづくり協力基準」を策定しました。</p> <p>協議会では、若葉地区内において建築を行おうとする者と、地区計画の届出を行う前に、まちづくり協力基準に基づく協議を行っています。</p> <p>区は、若葉地区まちづくり推進協議会の事務局として、若葉地区内において建築を行おうとする者に対して、まちづくり協力基準に基づく協議を依頼しています。</p> <p>協議会との若葉地区まちづくり協力基準に基づく協議は、毎年度数件行っています。</p> <p>【実績】 令和元年度:3件 令和2年度:3件 令和3年度:7件</p>
4	安全安心・建築なんでも相談会	<p>区民からいただく建築に係る相談に対して、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部との協働で「安全安心・建築なんでも相談会」を実施しています。この相談会は、平成15年度から開始し、毎月1回の割合で、新宿区役所本庁舎や各地域センターで年間12回実施しています。相談内容としては、住宅等の建替えやリフォームなど多岐に亘り、併せて耐震化支援事業やアスベスト対策費助成などの事業紹介も行っています。</p> <p>【実績】 令和元年度:11回実施 令和2年度:8回実施 令和3年度:12回実施</p>
5	区民などが参加するワークショップを開催し、ユニバーサルデザインガイドブックの作成	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成26年度から、公募した区民などが参加するユニバーサルデザインワークショップを開催するなかで、その成果としてユニバーサルデザインガイドブックを作成し、イベントなどでの普及啓発に活用しています。</p> <p>【実績】ユニバーサルデザインワークショップの開催 平成30年度:6回 令和元年度:3回 ※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、ユニバーサルデザインまちづくり普及啓発動画の配信、NewsLetterの発行 ユニバーサルデザインガイドブックの作成 11種類(令和3年度末現在)</p>

■ 地域が参画する学校運営の充実

◇制度・事業の概要

教育委員会は、施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的として、新宿区教育ビジョンを策定しています。

このなかで「地域が参画する学校運営の充実」を取組の方向性として掲げ、地域住民や保護者等が学校運営に参画するしくみである地域協働学校の取組を通して、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりを推進しています。

また、学校評価等の活用を図るなかで、地域の意見や要望、創意工夫をいかした学校づくりを進めています。

◇取組状況

1	地域協働学校 (コミュニティ・ スクール)の充 実	<p>学校運営に地域住民や保護者等が参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めるため、平成 27 年度に 11 校(小学校 8 校、中学校 3 校)、平成 28 年度に 11 校(小学校 8 校、中学校 3 校)を地域協働学校に順次指定し、平成 29 年度に 10 校(小学校 7 校、中学校 3 校)を指定したことですべての区立小・中学校が地域協働学校となりました。各校の取組のさらなる充実を図るため、各校の学校運営協議会に職員を派遣し情報提供などの支援を行うとともに、委員向け研修会の開催や周知用リーフレットによる事例紹介等を行っています。</p> <p>「学校運営協議会と地域との連絡会」では、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった文化・芸術団体等の地域団体や NPO、地域の企業、大学・専門学校等へ呼び掛けて連絡会を開催し、人材の確保や周知活動等に取り組んでいます。</p> <p>また、「小中連携型地域協働学校」の取組を四谷地区と西新宿地区で実施し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支えるとともに、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげるため、近隣の学校間や小・中学校間の連携を図っています。</p>
2	学校評価の充 実	<p>区立学校において、教職員等による自己評価、保護者・地域住民等による学校関係者評価、学識経験者等による第三者評価により学校評価を実施してきました。</p> <p>平成 29 年度よりすべての区立学校が地域協働学校に指定されることを踏まえ、平成 28・29 年度に学校評価検討委員会を設置し、地域協働学校下における学校評価の在り方について検討しました。</p> <p>平成 30 年度からは、この検討を踏まえた学校評価を、すべての区立学校で実施しています。</p>

■ 「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育

◇制度・事業の概要

区内の小学校・中学校・高等学校において「将来の有権者」である児童生徒に対し、選挙や政治に関心を持ってもらうよう、出前授業や模擬投票、生徒会選挙への支援を行っています。

◇取組状況

1	選挙出前授業・模擬投票、生徒会選挙支援の実施	<p>●小学6年生向け選挙出前授業・模擬投票 令和元年度:区立小学校23校で実施 令和2年度:区立小学校19校で実施 令和3年度:区立小学校20校で実施 いずれも、授業は「早大模擬選挙班」の学生メンバー及び明るい選挙推進委員と協働で行っている。(令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により2校で中止)</p> <p>●中学校生徒会選挙支援 令和元年度:区立中学校7校で実施 令和2年度:区立中学校7校で実施 令和3年度:区立中学校7校で実施 支援は主に、投票箱・投票記載台・選挙管理委員会腕章の貸し出しを行っている。 また、令和元年度及び4年度は、中学生に選挙や政治の大切さを訴えるため、選挙管理委員の講話を行った。(令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルスの影響により講話は未実施)</p> <p>●高等学校等での選挙出前授業 令和元年度:高等専修学校及び高等学校2校で実施 令和2年度:高等専修学校及び高等学校2校で実施 令和3年度:未実施 高等専修学校及び高等学校での選挙出前授業では、投票の仕方や候補者情報の収集方法等、実践的な内容で投票参加・政治参加の重要性を訴える授業・模擬投票を実施している。(令和3年度については、新型コロナウイルスの影響により1校で中止)。</p>
---	------------------------	--

第12条 区の行政機関の責務

(区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

【解説】本条では、区の行政機関の責務として2つの責務を規定しました。

第1項は、区の行政機関は区民に最も身近な行政機関として、このことを認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということが規定されています。第2項は、区民が区政の動きを的確に把握し判断していくために、各種の情報は「分かりやすく」提供するということが規定されています。

検証項目No.5：区民ニーズの的確な把握

- (再掲) 区政モニター制度 (P57)
- (再掲) 区民意識調査 (P58)
- (再掲) パブリック・コメント制度 (P59)
- (再掲) 区長へのはがき・投書・区ホームページによる広聴 (P60)
- (再掲) 区民討議会等 (P66)

検証項目No.6：区民への説明責任

- (再掲) 広報新宿、くらしのガイドの発行・配布 (P52)
- (再掲) 区ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びLINE、Twitter、Facebook、Yahoo!くらし、YouTubeを使った情報発信 (P54)
- (再掲) ケーブルテレビを活用した広報番組の制作 (P55)
- (再掲) 新宿区財政状況の公表に関する条例 (P103)
- (再掲) 予算編成の情報公開 (P104)
- (再掲) 新宿区情報公開条例 (P116)
- (再掲) 新宿区個人情報保護条例 (P118) ※令和4年度末廃止

第13条 職員の責務

(職員の責務)

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

【解説】第1項は、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということの規定しています。第2項は、職員は、最も身近な地方政府の一員であるという自覚を、改めて促すとともに、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを常に意識しなければならないことを規定しています。第3項は、職員は、その職務遂行に当たって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを規定しています。

検証項目No.7：公益保護

■ 新宿区公益保護のための通報に関する条例

◇制度・事業の概要

区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する通報の仕組みを定め、公益を害する事実の早期発見、早期是正を図り、区民生活の安定及び健全な区政運営を図っています。通報は、第三者機関である「新宿区公益保護委員(弁護士3名)」が受け付け、処理します。

◇取組状況

1	公益通報制度の普及啓発、理解促進	公益通報制度をより多くの方々に理解してもらうよう区広報への掲載や、制度を詳しく紹介するパンフレット、通報先の案内リーフレットを作成、配布し、普及啓発を行っています。 受託事業者にも法令遵守を徹底するよう、区の事業を受託する事業者と交わす契約書には、公益通報に関する特記事項を添付するようにしています。 区職員を対象に新宿区公益保護委員が講師となって研修を実施し、制度の理解を深めています
2	通報受付の態勢	通報は、新宿区公益保護委員が電話、FAX、電子メールにより受け付けています。委員に直接、通報、相談できるように、月1回、区役所において相談窓口を設けていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から休止しています。

検証項目No.8 : 法令遵守

■ 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

◇制度・事業の概要

区では、職員が区民の信頼を裏切ることなく公正かつ公平に職務を遂行していくため、その守るべき規準として「職員の公正な職務遂行のための行動規準」を定めています

◇取組状況

1	行動規準の普及啓発	職員の公正な職務遂行のための行動規準を広く理解してもらえるよう制度の仕組みを詳しく紹介するパンフレットを作成、配布し、普及啓発を行っています。 受託事業者にも法令遵守を徹底するよう、区の事業を受託する事業者と交わす契約書には、行動規準に関する特記事項を添付するようにしています。
---	-----------	--

検証項目No.9 : 公正・公平な職務遂行

■ 新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例

◇制度・事業の概要

区では、職員が区民の信頼を裏切ることなく公正かつ公平に職務を遂行していくため、その守るべき規準として「職員の公正な職務遂行のための行動規準」を定めています。

◇取組状況

1	宣誓書への署名と入区式でのサービスの宣誓	新宿区自治基本条例の制定に合わせて、宣誓書の文言の中に同条例を遵守することを盛り込みました。職員となった者は、その宣誓書に署名すると共に、入区式でサービスの宣誓を行います。
2	サービスに関する研修の実施	地方公務員法に定められた地方公務員が守るべき義務や規律について、新任研修や公務員倫理研修等を実施する中で、知識の習得及び意識の向上を図り、区民の信頼に応えられる職員の育成に努めています。

検証項目No.10：職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上

■ 職員向け研修の実施

◇制度・事業の概要

分権改革が進む中、新宿区職員には、自らの知恵と工夫で地域の特性や実情を踏まえた政策を創り出していく「政策形成能力」のより一層の向上が求められます。そこで、区の様々な政策課題に関する調査研究を行うことを通して、職員、区全体の政策形成能力の向上を図るために設置されたシンクタンクである新宿自治創造研究所が人材育成センターと連携して研修を実施し、職員の政策形成能力を向上できるよう支援します。

◇取組状況

1	職員向け研修 の実施	<p>職員の政策形成能力の向上を図るため、公共マーケティングの理論や活用方法と、情報や統計等のデータを活用しデータに基づいた政策立案を行うことを支援する目的として、職員向け研修を実施しています。一部の研修には、パソコン操作などの演習を取り入れ、より実務に役立つスキルの習得を目指す内容としました。</p> <p>【実績】</p> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共マーケティング 全3回 75人 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共マーケティング 全3回 64人 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計データに基づく政策形成 全2回 35人 ・統計分析 全2回 70人 ・公共マーケティング(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止) <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計データに基づく政策形成 全2回 31人 ・統計分析 全2回 61人 ・公共マーケティング 全1回 21人
---	---------------	---

■ 新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条

◇制度・事業の概要

人材育成センターでは、新宿区人材育成基本方針に定める、区がめざす3つの職員像(「区民の立場で考え、区民と協働できる職員」「変化に柔軟に対応し、自ら政策を立案できる職員」「公務員としての基礎力を向上させ、職場や仕事を改善する職員)」の実現に必要な基礎力及び4つの能力(コミュニケーション能力、マネジメント能力、政策形成能力、危機管理能力)の習得を図るため、新宿区研修実施計画に基づき、各職層の役割に応じた各種研修を実施しています。

これらを通じて、職員の意欲能力の向上をサポートするとともに、その能力を活かす職場づくりを推進します。

◇取組状況

1	研修等の実施 (実施状況)	<p>区研修では、若手職員の基礎力向上、中堅職員のマネジメント強化、管理監督職のマネジメント能力、政策形成能力、危機管理能力の向上等に資する研修を実施することで各職層に求められる役割に応じた能力の向上を図っています。また、メンタルヘルス対応、スマートワーキング推進研修等を通じて働きやすい職場づくりに向けた取組を推進しています。</p> <p>また、職場研修の支援として、人材育成センターにおいて OJT 支援用に新宿区版職員ハンドブック「仕事のための基礎知識」の発行や、人材育成センター専任講師及び若手管理職らが講師となって研修を行うことで、ベテラン職員から若手職員への知識・技術の継承を図っています。</p> <p>さらに、職員の学ぶ意欲や研究心を職員の能力向上につなげていくために、自己啓発の支援として「通所・通信教育助成支援(令和3年度30名)」を行っているほか、専門性の向上のために、特別区職員研修所等の共同研修を受講し、実践力の強化に努めています。</p> <p>【実績】 令和3年度</p> <table border="1" data-bbox="507 790 1423 943"> <tr> <td>ア 区研修</td> <td>9 区分</td> <td>143 回</td> <td>3,471 人</td> <td>132 日</td> </tr> <tr> <td>イ 4 区合同研修</td> <td>4 区分</td> <td>13 回</td> <td>69 人</td> <td>16 日</td> </tr> <tr> <td>ウ 特別区共同研修</td> <td>7 区分</td> <td>203 回</td> <td>757 人</td> <td>380 日</td> </tr> <tr> <td>エ その他研修</td> <td>2 区分</td> <td>13 回</td> <td>15 人</td> <td>27 日</td> </tr> </table>	ア 区研修	9 区分	143 回	3,471 人	132 日	イ 4 区合同研修	4 区分	13 回	69 人	16 日	ウ 特別区共同研修	7 区分	203 回	757 人	380 日	エ その他研修	2 区分	13 回	15 人	27 日
ア 区研修	9 区分	143 回	3,471 人	132 日																		
イ 4 区合同研修	4 区分	13 回	69 人	16 日																		
ウ 特別区共同研修	7 区分	203 回	757 人	380 日																		
エ その他研修	2 区分	13 回	15 人	27 日																		
2	区民の立場で 考え、区民と協働 できる職員 の育成	<p>好感度一番の新宿区の実現に向けて、窓口対応等の接遇の向上を図るために、職員マナーブックを継続的に活用し、職員を育成する職場環境を整えているほか、新任研修「ビジネスマナー研修」や主任職に向けた「CS(区民満足)・ES(職員満足)向上研修」を実施しています。また、令和3年度から係長級職員に「住民協働」研修を導入し、協働に対する本質的な理解を深め、実務において実践できる職員の育成に努めています。</p>																				

■ 新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブック

◇制度・事業の概要

<p>第三次男女共同参画推進計画(平成30年度～令和5年度)は令和3年3月に見直しを行い、LGBT 等性的マイノリティの理解の促進を課題の1つとして捉え、多様な性の理解促進や庁内での取組の推進に関する項目を強化していくこととしています。その取組の一環として、職員一人ひとりが正しい知識を習得し、多様性を認め合う気持ちを持って区政を推進するために職員ハンドブックを作成しました。</p>
--

◇取組状況

1	ハンドブックの 配布 職員向け研修 の実施	<p>令和4年度から全ての職層(新任・主任・係長職・管理職)に対する「スマートワーキング研修」に SOGI に関するカリキュラムを導入し、性的指向・性自認についての理解の促進を図っています。</p> <p>また、性自認や性的指向に関して、職員の理解に必要な正しい知識、窓口対応等を記載したハンドブックを作成し、令和4年3月に全職員に配布しました。今後は、ハンドブックを活用しながら、各所属においての課内研修等も含めた職員向けの研修を実施するとともに、社会情勢の変化に応じて、適宜ハンドブックの内容の見直しを行います。</p>
---	------------------------------------	--

第14条 区政運営の原則

(区政運営の原則)

第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

【解説】第1項から第3項は、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。第1項は、持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと、第2項は、基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること、第3項は、財政状況に関する説明責任を果たすため適切な方法で区の財政状況を公表することを規定しています。

第4項から第6項は、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。第4項は、区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するように整備すること、第5項は、第5条第3項の「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること、第6項は、行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映することを規定しています。

検証項目No.11：財政の健全化

■ 財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立

◇制度・事業の概要

実行計画にもとづく事務事業の見直し、行政評価制度の活用等による効果的・効率的な行財政運営の確保等に取り組むとともに、区有財産の有効活用による歳入の確保、特別区民税の滞納対策や国民健康保険のコンビニ収納などの増収対策、税外収入確保の取組など財政基盤の確立を図っています。

また、公共施設整備などに必要な財源として基金や起債の活用、公債費負担の平準化など財源対策、施設等の中長期修繕計画や長寿化計画、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な改修等を行っています。

令和4年度の予算編成にあたっては、コロナ禍における事業の優先度を的確に見極めながら、効果的な財源配分を行い、行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しとデジタル技術等を活用した事業転換等を通じ、効果的・効率的な事業構築を図ることを基本方針とし、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に取り組みました。

令和5年度は、社会経済情勢の動向を的確に見極めながら、限られた財源を戦略的、重点的に配分し、行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しとデジタル技術等を活用した事業転換等を通じ、効果的・効率的な事業構築を図ることを基本方針としています。

◇取組状況

1	事務事業の見直しと財政基盤の強化に向けた取組 (令和4年度予算編成)	<p>健全な区財政の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財政基盤強化 <ul style="list-style-type: none"> ・増収対策(特別区民税及び国民健康保険料等) 102 百万円 滞納整理支援システムの運用、コンビニ収納等の活用他 ●行政評価結果の反映 <ul style="list-style-type: none"> 行政評価による施策の充実・見直し・再構築を進め、予算に的確に反映させ、区が取り組むべき課題に財源を重点的に振り向け、より実効性の高い施策を構築するための取組を進めています。 ・令和3年度内部評価結果(計画事業 115 事業、経常事業 56 事業)及び外部評価結果(計画事業 8 事業、経常事業 56 事業) ●事務事業の見直し △ 2,361 百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・決算不用額精査、実行計画による事務事業の見直し、区有財産の有効活用による歳入確保、その他事業見直し等
2	財源対策 (令和4年度予算編成)	<ul style="list-style-type: none"> ●基金の有効活用(取崩) <ul style="list-style-type: none"> ・減債基金 2,000 百万円 ・義務教育施設設備等次世代育成環境整備基金 879 百万円 ・社会資本等整備基金 934 百万円 ・みどり公園基金 35 百万円 ・スポーツ施設整備基金 67 百万円 他 ●起債の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備などに必要な財源として特別区債を発行 1,409 百万円

検証項目No.12：効果的かつ効率的な公共サービスの提供

■ 公民連携（民間活用）の推進

◇制度・事業の概要

民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度や指定管理者制度などにより、様々な分野にまたがる民間との連携を推進しています。

◇取組状況

1	民間提案制度	<p>民間事業者等から、幅広い分野の事業提案を募集し、区民サービスの向上や効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減に資する提案を事業化することで、質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とする民間提案制度を実施しています。</p> <p>【実績】(令和4年11月末現在) 公民連携の相談実績(公民連携相談窓口での受付件数 42件) 民間提案制度の提案実績14件(採用4件、不採用9件、保留1件)</p>
2	指定管理者制度	<p>住民サービスの向上を図るとともに、公の施設を効果的・効率的に管理するため、民間の能力を活用する指定管理者制度を導入しています。</p> <p>【実績】(令和4年11月末現在) 指定管理者制度導入施設 96施設</p>

■ 効果的・効率的な業務の推進

◇制度・事業の概要

社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA※等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいきます。

※「RPA」とは、Robotic Process Automation の略で、パソコン上で処理する一連の定型的な作業を、自動化するツールのことです。

◇取組状況

1	効果的・効率的な業務の推進	<p>社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいます。</p> <p>【実績】(令和4年3月末現在)</p> <p>1 令和2年度に業務改善を検討した業務 令和2年度に9業務を対象に19改善手法を検討、うち、6業務8改善手法について業務改善が完了し、その結果、2,001時間の業務時間を削減</p> <p>2 令和3年度に業務改善を検討した業務 令和3年度に3業務を対象に3改善手法を検討、うち、2業務2改善手法について業務改善が完了し、その結果、242時間の業務時間を削減</p>
---	---------------	---

■ 多様な決済手段を活用した電子納付の推進

◇制度・事業の概要

公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性向上を図ります。

◇取組状況

1	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	<p>公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性の向上を図ります。</p> <p>【実績】</p> <p>(1) 交通系電子マネー決済の導入</p> <p>① 戸籍住民課で取り扱う証明手数料等(令和3年12月導入)</p> <p>② 課税・納税証明書交付手数料(令和4年9月導入)</p> <p>③ 特別出張所での住民票や戸籍の証明、印鑑証明書、課税・納税証明書等の交付手数料(令和4年9月導入)</p> <p>(2) コード決済の導入</p> <p>① 特別区民税・都民税・軽自動車税、介護保険料(令和4年4月導入)</p> <p>② 国民健康保険料(令和4年6月導入)</p>
---	---------------------	---

■ 行政手続のオンライン化等の推進

◇制度・事業の概要

行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。

◇取組状況

1	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	<p>行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続きを可能とするため、電子申請等を推進し、区民の利便性の向上を図ります。</p> <p>【実績】(令和3年度電子申請導入手続き数)</p> <p>(1) 東京電子自治体共同運営電子申請サービス 67 手続</p> <p>(2) マイナポータル・ぴったりサービス 16 手続</p>
---	---------------------	---

■ (再掲) 行政評価制度 (P108)

検証項目No.13：総合的な計画の策定

■ 基本構想・総合計画・実行計画

◇制度・事業の概要

区では、基本構想を定め、基本理念や、めざすまちの姿、基本姿勢などを示しています。

そして、基本構想を実現するため、施策の方向性を示す総合計画と、具体の事業を計画的に実施するための実行計画を定め、まちづくりを推進しています。

計画の策定にあたっては、学識経験者や地域の代表、公募区民で構成される基本構想審議会の答申をもとに、地域説明会やパブリック・コメント、区民討議会などを実施し、広くご意見を伺いました。

◇取組状況

1	新宿区基本構想	<p>新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び基本姿勢を明らかにするもので、まちづくりの基本指針となるものです。</p> <p>◇めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち</p> <p>◇基本構想の計画期間(想定時期)は、令和7(2025)年です。</p>
2	新宿区総合計画	<p>新宿区総合計画は、「新宿区基本構想」に示す、めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた、施策の方向性を示したものです。新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、「基本計画」と「都市マスタープラン」の性格をあわせもち、一体的な計画として策定するものです。また、地域福祉計画の内容も取り込んでいます。</p> <p>◇平成30(2018)年度を初年度とし、令和9(2027)年度までの10年間を、新宿区総合計画の期間としています。</p>
3	新宿区実行計画	<p>実行計画は、新宿区基本構想に定めためざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現をめざし、新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。</p>

検証項目No.14：区の財政状況の公表

■ 新宿区財政状況の公表に関する条例

◇制度・事業の概要

<p>区では毎年2回(6月・12月)、区の財政状況について区民の皆様にお知らせするため、条例に基づき告示として掲示場に掲示するとともに、広報新宿にその概略を公表しています。(条例に基づく公表は、地方自治法第243条の3に規定されているもので、毎年2回以上行わなければならないものです。)また、平成20年度以降は、自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、自治体の財政の健全度を測る指標(健全化判断比率)についても、議会(9月議会)での決算認定後、決算の概要とともに、10月の広報新宿で公表を行っています。</p>

◇取組状況

1	財政状況の公表	<p>「新宿区財政状況の公表に関する条例」に基づき、毎年6月及び12月に財政状況の公表を行っています。公表事項としては、6月では前年10月1日から同年3月31日までの、また、12月の公表では、同年4月1日から同年9月30日までの、歳入歳出予算の執行状況、区民負担の概況、及び財産、公債等の現在高などの状況を明らかにしています。その概要については広報新宿(6月・12月)に掲載しています。</p> <p>また、平成20年度以降は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体財政の健全度を測る健全化判断比率について、毎年度、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、決算の概要と合わせて、広報新宿等で公表を行っています。</p>
---	---------	---

2	財政白書の作成	<p>区政の現状と課題について、わかりやすくお示するとともに、今後の財政運営についての議論をしていただく資料として、平成 13 年度より「新宿区の財政について—新宿区財政白書—」を発行しています。</p> <p>「新宿区の財政について」は、これまでの普通会計決算のデータから、区財政の推移と現状を中心に説明を行うとともに、平成 20 年度からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率についても、あわせて公表を行っています。</p> <p>平成 28 年度決算からは、総務省から新たに示された統一的な基準による財務書類を掲載しており、区の財政状況の特徴を明らかにし、さらなる財政の健全化に努めています。</p>
3	財務書類作成システムの運用	<p>財政状況をよりの確に把握するための方法として、従来のフロー面での決算に加えてストック面からの情報提供手法である新たな公会計制度への取組が各自治体で行われています。</p> <p>区では、平成 11 年度決算から、総務省方式と言われる会計モデルで「貸借対照表」と「行政コスト計算書」を公表してきました。その後、平成 19 年度決算から新たに提示された「総務省改訂モデル」に基づき試行的に作成し、さらに、平成 23 年度からより精度の高い固定資産台帳の整備を前提とする「基準モデル」に基づく財務書類を作成していました。</p> <p>各自治体においても財務書類の公表が行われていますが、作成方式が複数あり、比較が困難であるほか、多くの自治体では簡便な作成方式である「総務省改訂モデル」が採用されているため、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が不十分であるという課題がありました。</p> <p>そこで、総務省は統一的な基準による財務書類の整備促進を図るため、財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を作成し、このマニュアルに基づき、原則として、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を整備するとともに、予算編成等で積極的に活用するよう要請を行いました。これを受け、区では、総務省が提供する地方公会計標準システムを導入し、平成 28 年度決算より、「統一的な基準」による財務書類を作成・公表しています。</p>

■ 予算編成の情報公開

◇制度・事業の概要

区では、区政運営の透明性を確保し、区民の皆様からの区政運営への関心を持っていただくことを目的に、平成 16 年度から主要な事業の予算見積(毎年 11 月頃に公表)とその査定結果(毎年 2 月)を公表しています。主要事業の概要については、区ホームページに掲出するとともに、その概要を広報新宿にも掲載しています。

◇取組状況

1	予算編成過程の情報公開	<p>予算の編成方針を毎年、9 月に新宿区各部局に発出しています(その内容については区ホームページにも掲出)。例年 11 月頃に編成方針を受け、各部局から提出された主要事業の見積りの概要について、広報新宿及び区ホームページで、区民の皆様へ情報公開しています。また、予算原案が作成される 2 月には、その査定内容についても、公開しています。令和 4 年度は、85 本の計画事業について公開しています。</p>
---	-------------	---

2	予算概要の作成	区が行財政運営の取組について、わかりやすくお示しすることを目的に、平成 8 年度から、翌年度当初予算の概要を作成し、公表を行っています。議会で審議される予算案について、例年 2 月に、その概要と主要事業の内容を公表しています。また、平成 23 年度からは、年度途中で行われる補正予算についても、議案送付と同時に、その概要を作成し、区ホームページで掲出するなどの改善を行っています。
---	---------	--

検証項目No.15：組織の整備

■ 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

◇制度・事業の概要

任命権者から、毎年、区長に対して、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告します。その報告を取りまとめ、その概要を公表します。
--

◇取組状況

1	人事行政の運営状況の公表	平成 16 年 6 月の地方公務員法の一部を改正する法律により、平成 17 年 4 月に「新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年条例第 10 号)」を施行し、毎年 11 月末までに公表を行っています。
2	人事行政における透明性	人事行政の運営状況の公表における透明性の確保については、総務部人事課、区役所1階区政情報コーナー及び区立図書館の各館で閲覧、広報新宿への掲載及び区ホームページへの掲載など広く周知しています。
3	人事行政の運営状況の公表の効果性及び効率性	平成 18 年度から一部の公表内容について、前年度比較の数値を記載し、平成 20 年度からは前年度比較数値を増やしました。また、グラフを多用して視覚的にもわかりやすくし、公表内容の充実を図っています。

■ 組織の整備（組織改正）

◇制度・事業の概要

多様な区政課題に的確に対応し、より効果的、かつ効率的な行政運営を行うため、組織改正などにより組織体制を整備することで、区民サービスの向上を図っています。 また、再任用職員の活用や、指定管理者制度の導入、業務の委託化等により、職員数の削減を図り、定員の適正化に努めています。

◇取組状況

1	組織改正	平成 30 年度以降の組織改正では、新宿駅周辺地域において、鉄道事業者など関係機関と共に、都市基盤の再編整備や、地区計画等による賑わいあるまちづくりの促進を図るため、新宿駅周辺整備担当課を廃止し、都市計画部の中に、新宿駅周辺整備担当部を新設のうえ、新宿駅周辺基盤整備担当課、新宿駅周辺まちづくり担当課の 2 課を設置しました。 また、福祉部の生活支援担当課を廃止し、生活福祉課に統合し、セーフティネット機能のより一層の充実を図るほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの終了に伴い、東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部・担当課を廃止する等、区政課題に的確に対応する組織改正を行っています。
---	------	--

検証項目No.16：区民の意見把握

- (再掲) 区民意見の把握 (多文化共生) (P60)
- (再掲) 区民意見の把握 (各施設利用者アンケート) (P61)
- (再掲) 区民意見の把握 (景況調査) (P61)
- (再掲) 区民意見の把握 (障害者及び高齢者) (P62)
- (再掲) 区民意見の把握 (男女共同参画) (P63)
- (再掲) 区民意見の把握 (健康づくり) (P64)
- (再掲) 区民意見の把握 (建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備) (P64)
- (再掲) 区政モニター制度 (P57)
- (再掲) 区民意識調査 (P58)
- (再掲) 若者の区政参加の促進 (P59)
- (再掲) パブリック・コメント制度 (P59)
- (再掲) 区長へのはがき・投書・区ホームページによる広聴 (P60)
- (再掲) 区民討議会等 (P66)
- (再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等 (P77)
- (再掲) 第三次環境基本計画の推進 (P87)

検証項目No.17：区民の区政への参加、協働の機会を提供

- (再掲) 歌舞伎町地区のまちづくり推進 (P70)
- (再掲) 平和の啓発活動 (平和派遣者との協働事業) (P72)
- (再掲) 多様な主体との協働の推進 (P73)
- (再掲) 大学等との連携による商店街支援 (P75)

- (再掲) 高齢者を見守り・支えあう地域づくり・地域支え合い活動の推進 (P76)
- (再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等 (P77)
- (再掲) 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動 (P79)
- (再掲) 地域における健康づくりの推進 (ウォーキングの推進) (P81)
- (再掲) 地域における健康づくりの推進 (高齢期の健康づくりと介護予防の推進、新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動) (P82)
- (再掲) 女性の健康づくり (P83)
- (再掲) 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり (P83)
- (再掲) 区民との協働による公園づくり (P85)
- (再掲) 新宿区公園及び道のサポーター制度 (P86)
- (再掲) 交通安全総点検 (P87)
- (再掲) 第三次環境基本計画の推進 (P87)
- (再掲) 路上喫煙対策の推進 (P88)
- (再掲) 食品ロス削減の推進 (P89)
- (再掲) 協働によるまちづくりの推進 (P90)
- (再掲) 地域が参画する学校運営の充実 (P92)
- (再掲) 「将来の有権者」(小中高生) に対する主権者教育 (P93)
- (再掲) 区民討議会等 (P66)
- (再掲) 各種審議会等 (P66)
- (再掲) 若者の区政参加の促進 (P59)

検証項目No.18：行政評価の実施と区政運営への適切な反映

■ 行政評価制度

◇制度・事業の概要

区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施しています。評価にあたっては、区が行う内部評価及び、外部評価委員会が行う外部評価を実施します。区はそれらの結果を踏まえ、区の総合判断を実施します。

◇取組状況

1	内部評価	<p>区の施策及び事業が、その目的に即して効果的・効率的に展開され、実施されているか否かを評価し、その結果を区の施策形成に活用するために、区では平成13年度から内部評価を実施しています。</p> <p>内部評価では、行政活動を「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といった行財政運営の意思決定サイクル(PDCAサイクル)の中で捉え、区の行っている施策及び事業の実績や成果を客観的に分析して現状を把握し、社会情勢や環境の変化を踏まえた区民ニーズへの適用を検証しています。そのうえで、事業の見直しの考え方や方向性を明らかにし、その結果を公表することで、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性の向上を図っています。</p>
2	外部評価	<p>外部評価委員会は、総合計画や実行計画などの進行管理を行うため、平成19年度に、区長の附属機関として設置しました。委員会は、学識経験者3名、公募による区民6名、区内各種団体の構成員6名で構成しており、区民の行政評価に対する参画の機会を確保しています。</p> <p>委員会による外部評価は、区が自己評価した内部評価結果を踏まえ、区が実施する施策及び事業を区民の視点から分析し、検証することにより、行政評価の客観性・透明性を高めています。</p> <p>外部評価結果は区長に報告され、区長はその結果を公表しています。</p>
3	区の総合判断	<p>内部評価結果及び外部評価結果を踏まえ、行政委員会とも意見を調整したうえで総合判断を行い、予算編成や計画事業のローリングに反映します。</p> <p>また、この総合判断を公表することで、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させています。</p>

※令和元年度から令和4年度まで実績はP109～115のとおり

■ 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

◇制度・事業の概要

新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業を対象として「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を毎年実施し、結果を区民に公表することで、効果的かつ信頼される教育行政の推進を図っています。

◇取組状況

1	新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	<p>教育委員会が、課題や今後の改善の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るため、毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行っています。</p> <p>結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ります。</p>
---	------------------------------------	---

検証項目No.18 行政評価の実施と区政運営への適切な反映（行政評価制度）

【令和元年度】

新宿区第一次実行計画(平成 30(2018)～令和 2(2020)年度)の初年度である平成 30 年度の事業実績等を評価しました。

● 内部評価実施結果

外部評価の対象となる個別施策とこれらを構成する計画事業及び経常事業、並びに施策評価対象以外の計画事業について評価を実施しました。

(1) 施策評価（5 個別施策）

5 個別施策とも、取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
I 暮らしやすさ 1 番 の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	計画事業 11 事業 経常事業 40 事業
	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	計画事業 2 事業 経常事業 11 事業
II 新宿の高度防災都市化 と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	計画事業 6 事業 経常事業 17 事業
III 賑わい都市・新宿 の創造	9 資源循環型社会の構築	計画事業 1 事業 経常事業 15 事業
V 好感度 1 番の区役所	2 職員の能力開発、意識改革の推進	計画事業 2 事業 経常事業 2 事業

(2) 計画事業評価（114 事業）

ア 計画以上 7 事業

イ 計画どおり 105 事業

ウ 計画以下 2 事業 計 114 事業

（施策評価対象となった施策を構成する計画事業（22 事業）を含む）

(3) 経常事業取組状況確認（85 事業）

ア 適切 82 事業

イ 改善が必要 3 事業 計 85 事業

● 外部評価実施結果

個別施策（5 施策）の評価と当該個別施策を構成する計画事業（22 事業）の評価と経常事業（85 事業）の取組状況の確認を行いました。

（1）施策評価（5 個別施策）

2 施策（個別施策Ⅰ－5、Ⅲ－9）を「おおむね順調に進んでいる」、3 施策（個別施策Ⅰ－8、Ⅱ－2、Ⅴ－2）を「やや遅れている」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	計画事業 11 事業 経常事業 40 事業
	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	計画事業 2 事業 経常事業 11 事業
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	計画事業 6 事業 経常事業 17 事業
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	計画事業 1 事業 経常事業 15 事業
Ⅴ 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発、意識改革の推進	計画事業 2 事業 経常事業 2 事業

（2）計画事業評価（22 事業）

20 事業を「計画どおり」2 事業を「計画以下」と評価しました。

（3）経常事業取組状況確認（85 事業）

21 事業に外部評価意見を付しました。

【令和2年度】

新宿区第一次実行計画（平成30(2018)～令和2(2020)年度）の2年度目である令和元年度の事業実績等を評価しました。

● **内部評価実施結果**

外部評価の対象となる個別施策とこれらを構成する計画事業及び経常事業、並びに施策評価対象以外の計画事業について評価を実施しました。

(1) **施策評価（6個別施策）**

6個別施策とも、取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
I 暮らしやすさ1番の新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	計画事業 3事業 経常事業 31事業
	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	計画事業 1事業 経常事業 1事業
III 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	計画事業 3事業 経常事業 9事業
	8 地球温暖化対策の推進	計画事業 2事業 経常事業 5事業
	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	計画事業 2事業 経常事業 17事業
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	計画事業 3事業 経常事業 21事業

(2) **計画事業評価（113事業）**

- ア 計画以上 5事業
 - イ 計画どおり 106事業
 - ウ 計画以下 2事業 計 113事業
- （施策評価対象となった施策を構成する計画事業（14事業）を含む）

(3) **経常事業取組状況確認（84事業）**

- ア 適切 81事業
- イ 改善が必要 3事業 計 84事業

● **外部評価実施結果**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の外部評価は中止しました。

【令和3年度】

新宿区第一次実行計画（平成30(2018)～令和2(2020)年度）の最終年度である令和2年度の事業実績等を評価しました。

● **内部評価実施結果**

外部評価の対象となる個別施策とこれらを構成する計画事業及び経常事業、並びに施策評価対象以外の計画事業について評価を実施しました。

(1) **施策評価（3個別施策）**

3個別施策とも、取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
I 暮らしやすさ1番の新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	計画事業 3事業 経常事業 30事業
III 賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	計画事業 2事業 (枝事業を含む事業数 4事業) 経常事業 5事業
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	計画事業 3事業 (枝事業を含む事業数 4事業) 経常事業 21事業

(2) **計画事業評価（115事業・枝事業を含む事業数172事業）**

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた事業の核となる部分が実施できないものや目的達成のための代替手段による実施ができない事業等については、「評価できない」としました。

評価を実施した事業の評価結果については、「計画以上」が2事業、「計画どおり」が146事業、「計画以下」が1事業でした。評価結果は以下のとおりです。

ア 計画以上 2事業

イ 計画どおり 146事業

ウ 計画以下 1事業

エ 評価できない 23事業

計 115事業・枝事業を含む事業数172事業

(施策評価対象となった施策を構成する計画事業(8事業・枝事業を含む事業数11事業)を含む)

(3) **経常事業取組状況確認（56事業）**

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた事業の核となる部分が実施できないものや目的達成のための代替手段等による実施ができない事業については、「確認に適さない」としました。

取組状況確認結果については、「適切」が52事業、「改善が必要」は該当なしでした。

ア 適切 52事業

イ 改善が必要 該当なし

ウ 確認に適さない 4事業 計56事業

● 外部評価実施結果

個別施策（3 施策）の評価と当該個別施策を構成する計画事業（8 事業・枝事業を含む事業数 11 事業）の評価と経常事業（56 事業）の取組状況の確認を行いました。

（1）施策評価（3 個別施策）

3 個別施策とも、取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
I 暮らしやすさ 1 番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし 続けられる環境の整備	計画事業 3 事業 経常事業 30 事業
III 賑わい都市・新宿 の創造	8 地球温暖化対策の推進	計画事業 2 事業 (枝事業を含む事業数 4 事業) 経常事業 5 事業
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸 術など多様な魅力による賑 わいの創造	計画事業 3 事業 (枝事業を含む事業数 4 事業) 経常事業 21 事業

（2）計画事業評価（8 事業（枝事業を含む事業数 11 事業））

枝事業を含む事業数 11 事業のうち、内部評価と同様に 9 事業を「計画どおり」と評価し、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる事業が中止となった 2 事業を評価対象外としました。

（3）経常事業取組状況確認（56 事業）

28 事業に外部評価意見を付しました。

【令和4年度】

新宿区第二次実行計画（令和3(2021)～令和5(2023)年度）の初年度である令和3年度の事業実績等を評価しました。

● **内部評価実施結果**

外部評価の対象となる個別施策とこれらを構成する計画事業及び経常事業、並びに施策評価対象以外の計画事業について評価を実施しました。

(1) **施策評価（4個別施策）**

4個別施策とも、取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
I 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	計画事業 4事業 経常事業 60事業
	9 地域での生活を支える取組の推進	計画事業 3事業 経常事業 14事業
II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	計画事業 7事業 (枝事業を含む事業数 13事業) 経常事業 9事業
III 賑わい都市・新宿の創造	15 多文化共生のまちづくりの推進	計画事業 1事業 経常事業 8事業

(2) **計画事業評価（70事業・枝事業を含む事業数95事業）**

令和3年度の事業実施にあたっては、コロナ禍における社会経済情勢の動向を踏まえ、「新たな日常」を基軸として事業を構築し、実施することとしました。

令和4年度行政評価・内部評価においては、こうした観点に立ち、全計画事業を評価対象としました。評価にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の核となる取組が当初予定していた手法で実施できなかった場合でも、ICTの活用など代替手段やその他工夫により実施し、事業目的を達成できている場合には、「計画どおり」と評価しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の核となる取組が当初の予定どおり進捗せず、代替手段やその他工夫によっても実施できなかった場合は、「計画以下」と評価しました。評価結果は以下のとおりです。

ア 計画以上 0事業

イ 計画どおり 88事業

ウ 計画以下 7事業（うち、新型コロナウイルス感染症の影響により計画以下とした事業：6事業）

計 70事業・枝事業を含む事業数95事業（施策評価対象となった施策を構成する計画事業（15事業・枝事業を含む事業数21事業）を含む）

(3) 経常事業取組状況確認 (91 事業)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の核となる取組が縮小や中止となった事業については、「確認に適さない」としました。

取組状況確認結果については、「適切」が 89 事業、「改善が必要」は該当なしでした。

ア 適切 89 事業
 イ 改善が必要 該当なし
 ウ 確認に適さない 2 事業 計 91 事業

● 外部評価実施結果

個別施策 (4 施策) の評価と当該個別施策を構成する計画事業 (15 事業 (枝事業を含む事業数 21 事業)) の評価と経常事業 (91 事業) の取組状況の確認を行いました。

(1) 施策評価 (4 個別施策)

4 個別施策とも、取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しました。

基本政策	個別施策	事業数
I 暮らしやすさ 1 番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	計画事業 4 事業 経常事業 60 事業
	9 地域での生活を支える取組の推進	計画事業 3 事業 経常事業 14 事業
II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	計画事業 7 事業 (枝事業を含む事業数 13 事業) 経常事業 9 事業
III 賑わい都市・新宿の創造	15 多文化共生のまちづくりの推進	計画事業 1 事業 経常事業 8 事業

(2) 計画事業評価 (15 事業 (枝事業を含む事業数 21 事業))

19 事業を「計画どおり」、2 事業を「計画以下」と評価しました。

(3) 経常事業取組状況確認 (91 事業)

16 事業に外部評価意見を付しました。

第15条 情報公開

(情報公開)

第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

【解説】 区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。本条では、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

検証項目No.19：情報公開制度

■ 新宿区情報公開条例

◇制度・事業の概要

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。

◇取組状況

1	情報公開制度における透明性及び区民ニーズ把握の視点	より透明度の高い行政運営を図るため、平成25年7月から公文書公開請求権者の範囲を「区民等」から「何人」へと拡大しました。 さらに、公文書公開制度をより利用しやすいものとするため、平成26年2月から「公文書公開請求方法の拡大」【電子申請サービス・FAX】及び「公文書公開方法の拡大」【光ディスク(CD-R)の交付】を行いました。
2	公文書公開請求等の状況	令和元年度から令和3年度までの実施機関別件数(P117)

検証項目No.19 情報公開制度（公文書公開請求等の状況）

1 令和元年度

実施機関	件数		請求・申出件数		公開決定等件数				
	元年度分	30年度分	全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
					非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	242	355	128	91	1	7	1	0	14
教育委員会	18	29	12	3	0	0	0	0	3
選挙管理委員会	1	1	0	1	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	1	0	0	0
議会	2	2	0	1	0	1	0	0	0
合計	264	388	140	96	1	9	1	0	17

2 令和2年度

実施機関	件数		請求・申出件数		公開決定等件数				
	2年度分	元年度分	全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
					非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	261	242	128	93	2	11	1	0	26
教育委員会	17	18	12	4	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	1
監査委員	0	1	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	280	264	141	97	2	12	1	0	27

3 令和3年度

実施機関	件数		請求・申出件数		公開決定等件数				
	3年度分	2年度分	全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
					非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	387	261	204	117	0	42	0	0	24
教育委員会	6	17	3	2	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	1	2	0	0	0	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	395	280	207	119	0	43	0	0	26

第 16 条 個人情報保護

(個人情報保護)

第 16 条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

【解説】情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、保管、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。本条では、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。

検証項目No.20：個人情報保護制度

■ 新宿区個人情報保護条例 ※令和 4 年度末廃止

◇制度・事業の概要

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その情報には、個人情報も含まれています。そのため、条例により区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護していきます。

◇取組状況

1	個人情報保護制度における区民ニーズ把握の視点	<p>自己情報開示制度をより利用しやすいものとするため、平成 26 年 2 月から「自己情報開示方法の拡大」【光ディスク(CD-R)の交付】を行いました。</p> <p>また、個人情報を適切に保護するため、実務者向けの説明会などを実施し、あらゆる職層を対象にして個人情報事故対応などの事例検討を重点的に行いました。</p> <p>区の個人情報の取扱いを審議する情報公開・個人情報保護審議会については、議事資料などを区ホームページに掲載し、区民に広く周知することにより、透明性を図っています。</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会委員として、公募区民 2 名を委嘱しています。審議会における審議では、公募区民委員から様々なご意見をいただき、個人情報の取扱いに反映しています。</p> <p>なお、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から区においても法律が直接適用されるため、「新宿区個人情報保護条例」を廃止し、法律の施行に必要な事項を定める法律施行条例を制定します。</p>
2	自己情報開示請求の状況	令和元年度から令和 3 年度までの実施機関別件数(P119)

検証項目No.20 個人情報保護制度（自己情報開示請求の状況）

1 令和元年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	元年度分	30年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	147	162	86	26	0	32	0	0	3
教育委員会	2	3	2	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	149	165	88	26	0	32	0	0	3

2 令和2年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	2年度分	元年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	125	147	70	17	0	34	0	0	4
教育委員会	4	2	4	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	129	149	74	17	0	34	0	0	4

3 令和3年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	3年度分	2年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	132	125	78	14	0	38	0	0	2
教育委員会	1	4	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	133	129	79	14	0	38	0	0	2

第17条 住民投票

第18条 住民投票の実施

第19条 住民投票の実施の結果の尊重

第20条 条例への委任

(住民投票)

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

(住民投票の実施)

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

(住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

(条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。

住民投票制度には「個別型（非常設型）」と「常設型」がありますが、本条例では、「常設型」とし、次条で請求や発議の要件等を定めています。

(参考)

個別型と常設型

個別型とは、住民の意思を確認する必要がある場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票を実施するために必要な事項についてあらかじめ住民投票条例に定めておき、実施の要件を満たしていれば速やかに住民投票を実施することができる制度です。

第17条の第1項は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることを規定しています。ここでは、いわゆる常設型の制度とすることを規定しています。

同条第2項は、住民投票の投票権者は、年齢満18年以上の住民のうち別に条例で定め

るものとししました。

第 18 条の第 1 項で住民投票を実施するための要件として第 1 号で住民の請求、第 2 号で議会の発議について規定しました。

まず、第 1 号は、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者から、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。

なお、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとししました。

第 2 号は、議員の定数の 12 分の 1 以上の発議がなされ、議会が議決した場合には、住民投票を実施することを規定しています。これは地方自治法第 112 条で規定する議員の議案提出権に沿った内容となっています。

また、同条第 2 項は、区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できることを規定しています。

第 19 条では、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。

第 20 条では、住民投票の実施に関して必要な事項は、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

検証項目No.21：住民投票

■ 自治基本条例（住民投票）

◇制度・事業の概要

住民投票については、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、直接住民の意思を問うための投票制度を設けるとしており、実施に関して必要な事項は別の条例で定めることとしています。

◇取組状況

1	自治基本条例 (住民投票)	他自治体の住民投票制度の事例研究を行いました。 平成 30 年度に実施した区民検証会議において住民投票について討議を行い、住民投票の必要性や意義、住民投票を実施する際の課題等の多岐に渡る意見が出ました。 また、令和 4 年度に実施した「新宿区区民意識調査」において住民投票について調査を実施しました。 住民投票については、引き続き課題の整理を行っていきます。
---	------------------	--

第21条 地域自治

(地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

【解説】本条では、地域自治について、4つ規定しました。

第1項は、地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、更に個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを規定しています。

第2項は、区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置を講ずることを規定しています。

第3項は、第1項の地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しています。

地域の区分はどのような規模が適切なのか、そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのかについては、今後引き続き検討していくこととしました。現状では、地域の団体として、町会・自治会、地区協議会、その他様々な団体が活動しているため、新たなあるべき地域自治組織が、既存の様々な団体とどのように連携しどのような関係になるのか等に関して、別の条例での議論に委ねることとしました。

そのため、第4項では、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

検証項目No.22：地域自治

■ 自治基本条例（地域自治）

◇制度・事業の概要

地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるとしています。直接住民の意思を問うための投票制度を設けるとしており、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、別の条例で定めることとしています。

◇取組状況

1	自治基本条例 (地域自治)	数年間のコロナ禍による地域活動の制約により、住民同士のつながりが希薄化しており、区は、地域自治組織の議論の前に、まずは、地域活動の中心である町会・自治会等の地域コミュニティの再起動に向けた取組を行っていくことを重視しています。
---	------------------	---

第22条 子どもの権利等

(子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

【解説】本条では、子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

検証項目No.23：自らの意見を表明する権利、健やかに育つ環境の保障

■ 新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）

◇制度・事業の概要

区では、「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」(令和2年度～令和6年度)に基づき、すべての子育て家庭が、子どもを安心して産み、育てられるようきめ細かな支援を行うとともに、すべての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していけるまちの実現を目指して取組を推進しています。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、就学前の教育・保育や地域子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策を定めるほか、子どもから社会的に自立した若者へと成長するまでの切れ目のない支援など、次世代育成支援のための取組も含め、総合的に子どもと子育て家庭を支援するための施策を推進するものとして策定しています。

◇取組状況

1	新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)の策定及び施策の実施	<p>新宿区子ども・子育て支援事業計画については、44名の委員(会長は区長)で構成する次世代育成協議会で協議し、進行管理を行っており、令和4年度は、子ども・子育て支援事業として288事業を実施しています。</p> <p>事業の内容及び進捗状況については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)(令和2年度～令和6年度)事業進捗状況一覧」を区ホームページで公表しています。</p> <p>【区内出生数の推移】※『新宿区の概況』から 平成20年:1,997人 平成25年:2,469人 平成30年:2,679人 令和3年:2,465人</p> <p>【新宿区は子育てしやすいまちだと思ふ人の割合】 ※次世代育成支援に関する調査結果から 就学前児童保護者: 平成15年:24.7% 平成20年:35.9% 平成25年:47% 平成30年:59.3% 小学生保護者: 平成15年:16.6% 平成20年:35% 平成25年:54.9% 平成30年:61.9%</p>
---	---------------------------------	--

2	次世代育成支援推進本部会議での庁内連携と待機児童解消緊急対策の実施	<p>次世代育成支援施策を協議し、新宿区子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、区長を本部長、副区長及び教育長を副本部長とし、各部長等で構成する次世代育成支援推進本部会議を設置し、庁内での連携確保を図っています。</p> <p>また、待機児童解消緊急対策として、賃貸物件を活用した私立認可保育所等による整備を進め、平成31年4月2日から令和4年4月1日までに、保育の受け入れ枠を270名拡大しました。</p>
3	子ども家庭・若者サポートネットワーク、子ども・若者総合相談窓口	<p>福祉・保健・教育等の子ども家庭関係組織が連携し、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会及びいじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題対策連絡協議会の3つの機能を持たせた、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。全体会議と、6つの部会を適宜開催しており、関係組織が一体的に協力して、子どもを取り巻く問題の解決に向けた検討を行うことで、児童虐待防止、発達支援、不登校及び学校における問題行動への対応など、子どもの権利に係る様々な課題に対して効果的な取組を進めています。</p> <p>また、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもや保護者が抱える多岐に渡る複雑な悩みを気軽に相談できる仕組みとして、区の様々な分野の相談窓口を「子ども・若者総合相談窓口」として連携させており、どの窓口からも適切な相談先へ繋ぐことのできる環境が作られています。</p>
4	小・中学生フォーラム	<p>子どもの権利や自己決定に関する意識を育てるとともに、子どもの意見を聞く機会として、区長が毎年、小学校2～3校、中学校1校を訪問し、児童・生徒とテーマに沿って意見交換を行う、「小・中学生フォーラム」を実施しています。</p> <p>子どもたちに広く社会への関心を持ってもらうとともに、子どもの意見を区長が直接しっかり受け止めることで、自らの意見が区政に反映されるという体験ができ、新宿のまちへの愛着や区政への参画意欲を高めて貰う機会となっています。</p>

■ 新宿区子ども未来基金

◇制度・事業の概要

子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置しました。

基金を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する団体の自主的な活動(子ども食堂の運営など)に資金助成及びコンサルティングを活用した支援を行います。

◇取組状況

1	新宿区子ども未来基金の設置・運営	<p>令和4年度は11月末までに12件、2,658,567円の寄附へのご協力をいただきました。子どもの育ちを支援する活動への助成については、9活動への助成金の交付が決定しました。9活動のうち3活動が令和4年度新たに助成申請を行った活動であり、子どもの育ちを支援する活動の輪が広がっています。</p> <p>また、毎年度末には、新宿区子ども未来基金の趣旨普及と子どもの育ちを支援する活動がより活発に行われることを目的として、助成活動報告会を実施しています。</p> <p>さらに、令和4年度から子どもの育ちを支援する地域活動団体に対してコンサルティングを活用した活動支援の仕組みを立ち上げました。令和4年度に助成対象となった1団体(11月末現在)が資金の確保・人材の確保と育成・活動の周知・会計処理方法の4つの項目についてコンサルティングを受けています。</p> <p>【実績】 令和元年度:7活動 (子ども食堂5、子育て支援に関する活動2) 令和2年度:9活動 (子ども食堂5、フードパントリー3、学習支援1) 令和3年度:8活動 (子ども食堂3、子ども食堂と学習支援1、フードパントリー1、演劇による表現活動1、食品の宅配1、学習支援1) 令和4年度:9活動 (子ども食堂4、子ども食堂と学習支援1、フードパントリー1、演劇による表現活動1、音楽コンサート開催1、地域活性イベント1)</p>
---	------------------	--

■ 養育費確保支援事業

◇制度・事業の概要

子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料の助成を行います。

◇取組状況

1	養育費確保支援事業	<p>令和4年度から事業を開始しました。養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料を助成しています。</p> <p>【実績】 [助成額] ①公証役場への公証人手数料・家庭裁判所への収入印紙代等 上限20,000円 ②弁護士相談料(60分) 上限11,000円 ・令和4年度11月末現在:事前相談18件、申請件数4件</p>
---	-----------	---

■ 出産・子育て応援事業

◇制度・事業の概要

妊産婦や乳幼児の健康の維持、出産・育児に対する不安の軽減、疾病の予防・早期発見等、妊娠期から子育て期にわたる支援を行うとともに乳幼児健診の機会をとらえ、関係機関との連携による子育てサービスを行っています。

◇取組状況

1	出産・子育て 応援事業	<p>妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康保持の増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。また支援が必要な妊婦には支援プランを作成するとともに、母子保健サービス等を実施する関係機関と連携し継続的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。</p> <p>【実績】</p> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職による妊婦との面接および支援プランの作成件数 3,072 件 ・育児パッケージの配布 2,950 件 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職による妊婦との面接および支援プランの作成件数 2,996 件 ・育児パッケージの配布 2,922 件 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職による妊婦との面接および支援プランの作成件数 2,780 件 ・育児パッケージの配布 2,776 件 ・産後ケア(ショートステイ型)利用者数 96 人
---	----------------	---

■ 新宿区教育ビジョン

◇制度・事業の概要

新宿区では、子どもの基本的な権利を大切に与え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現をめざしています。

教育委員会では、平成30年2月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確に捉え、子どもたちの力を伸ばす、より質の高い学校教育の実現に取り組んでいます。

◇取組状況

1	人権教育の推進	<p>平成24年度から、区立小学校毎年1校、区立中学校隔年1校を、新宿区人権尊重教育推進校に指定することにより、人権教育を効果的に推進するための方策について実践的に研究する取組を始めました。実践例の紹介等のリーフレットを作成、全教員へ配布し、区立学校全体で成果を共有しています。子どもたちが人権についての理解を深め、思いやりの心や判断力、実践力などを身につけられるよう取組を進めています。</p>
2	児童会・生徒会活動の充実	<p>児童会・生徒会活動は、各校の状況に合わせて児童・生徒の自主的な取組を進めています。特に生徒会活動について、全区立中学校10校と特別支援学校1校が参加する中学校生徒会役員交流会を毎年12月に実施するとともに、協議の内容や各校の生徒会活動をまとめた交流会誌を作成・配布し、各校における生徒会活動の充実を図っています。</p>

3	学校評価の充実	<p>学校では、学校の関係者が主体性をもって学校運営にかかわり、学校運営の改善につながるよう学校評価を行っています。このなかで、教職員や保護者・地域及び児童・生徒を対象としたアンケートを実施しています。児童・生徒が学校評価のアンケートや授業評価等を通して、自らの考えを記述することにより、学校運営の改善に参画する機会としています。また、各学校の実態に応じ、児童・生徒の意見を、学校行事の企画・運営に反映させる工夫をしています。</p>
4	児童・生徒の不登校対策	<p>近年増加傾向にある児童・生徒の不登校対策のため、各関係機関との連携や校内の組織体制を確立させ、よりきめ細かな対応ができるよう、平成 29 年度よりスクールソーシャルワーカーを 2 名から 3 名に増員し配置するとともに、家庭と子供の支援員を小・中学校(令和 4 年度 9 校)に派遣しています。また、「新宿区不登校対策マニュアル」(第 4 号～第 10 号)を作成し、全教職員に配布することで、適切な指導・支援について理解啓発を図っています。</p> <p>さらに、令和 4 年度より「教育課題モデル校(教育の機会均等)」を 2 校指定し、児童・生徒が不登校に陥らないために、予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの支援を行う早期対応、不登校児童・生徒が学校や社会とつながることができる環境整備等について研究を進めています。これらの取組により、学校、家庭、関係機関等が連携し、不登校対策の充実を図っています。</p>
5	いじめ防止等の取組	<p>平成 27 年度より「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級での関わり等について分析することで、いじめを含む様々な問題行動に対する組織的な対応の充実と改善につなげています。いじめを正確に認知するとともに、教職員間で共通認識するために、いじめの定義やいじめの認知に関する考え方等、いじめへの理解や対応力を高めるため、平成 30 年 3 月に「いじめ防止プログラム改訂版 2」を作成しました。</p> <p>また、平成 26 年度に設置した「学校問題支援室」では、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案への指導・助言・支援等を行っています。「学校問題等調査委員会」では、いじめ等による重大事態が発生した際に事実関係の調査や児童・生徒及び保護者の権利を最優先するとともに、要因を分析し、再発防止に向けて取り組む体制を整えているほか、新宿区のにじめの状況の情報共有等を行っています。</p> <p>これらの取組により、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応等を行っています。</p>

第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力

(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

【解説】本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

検証項目No.24：国、他の自治体及び関係機関との連携協力

■ 特別区全国連携プロジェクト

◇制度・事業の概要

東京と地方とを対立する関係として捉えるのではなく、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、平成26年9月に特別区長会がプロジェクトを立ち上げ、特別区と全国の各地域が連携・交流事業を行う取組を推進しています。

◇取組状況

1	特別区全国連携プロジェクト	<p>友好提携都市・伊那市を中心として、イベントでの物産販売や、文化・スポーツ交流、「新宿の森」における森林整備や環境体験学習など様々な交流・連携事業に取り組んできました。</p> <p>また、赤穂義士親善友好都市等との災害時の相互援助体制の構築や、夏目漱石を縁とする熊本県、熊本市、愛媛県松山市との連携・交流等も行っています。</p> <p>さらに、区役所本庁舎1階で全国各自治体の観光・イベント等のチラシ・パンフレットを配架するとともに、「東北絆まつり」の情報を広報新宿に掲載するなど、各自治体のPR活動に協力を行っています。</p>
---	---------------	---

■ 災害時に関する協定

◇制度・事業の概要

地震により災害が発生した場合、区及び防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施しますが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想されます。このため、区では、伊那市、沼田市、北杜市、高遠町のほか、赤穂浪士にゆかりのある全国 22 の自治体と相互援助・応援に関する協定を、民間団体と物資や輸送等の協力に関する協定を締結しています。

◇取組状況

1	他自治体との連携・協力	<p>他自治体との協定は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長野県伊那市との相互援助協定(平成 7 年) ②特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定(平成 8 年・平成 26 年改定) ③災害時応急対策活動の相互応援に関する協定(北海道砂川市ほか 22 自治体・平成 8 年) ④山梨県北杜市との相互援助協定(平成 11 年) ⑤群馬県沼田市との相互援助協定(平成 24 年) ⑥東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定(令和 3 年) <p>今後も、他自治体と日ごろからの交流を深める中で、協定締結について検討していきます。</p>
2	国・東京都との連携・協力	<p>東京都とは、震災時における応急給水槽の使用について「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」を昭和 59 年(鶴巻南公園)と平成 3 年(百人町ふれあい公園)に締結しています。また、平成 27 年 3 月に「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」を、平成 25 年 7 月には「消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書」を、平成 29 年 6 月には「避難所における応急給水栓の設置及び仕様に関する覚書」を締結しました。そのほか、「災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」を平成 25 年 1 月に締結しています。</p> <p>また、国土交通省と「災害時の情報交換に関する協定」を平成 25 年 4 月に締結しました。</p> <p>今後も、国・東京都との連携強化を図っていきます。</p>
3	関係機関との連携・協力	<p>関係機関との主な協定は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害時の医療救護活動についての協定(新宿区医師会・昭和 51 年) ②災害時における法律相談に関する協定(新宿区法律相談担当弁護士クラブ・平成 14 年) ③災害時における物流業務等の協力に関する協定(一般社団法人東京都トラック協会新宿支部・平成 30 年改定) ④災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書(新宿土木防災協力会・平成 22 年) <p>そのほか、帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定締結を進めています。今後も、関係機関との協定締結を進めていきます。</p>

■ 特殊詐欺対策に関する区内 4 警察署との連携

◇制度・事業の概要

多発する特殊詐欺被害を一件でも減少させるために、区内4警察署と連携して、高齢者宅に自動通話録音機の無料貸出しを実施し、特殊詐欺被害防止対策を推進している。

◇取組状況

1	関係機関との連携・協力	<p>東京都の補助金を活用して、自動通話録音機を購入し、区内に住所を有し、かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その世帯に高齢者(おおむね 65 歳以上の者をいう。)を含む者 ・その他、区長が特に貸出しが必要と認める者 <p>に該当する者を対象として、申請に応じて区及び区内4警察署で無料貸出をしています。</p> <p>新型コロナワクチン接種会場において、65 歳以上の高齢者に対して自動通話録音機の案内チラシの配布や受話器に貼付する注意喚起シールを配付しました。</p> <p>今後も区内 4 警察署と連携し、特殊詐欺被害防止対策を推進していきます。</p> <p>【実績】</p> <p>区及び 4 警察署での貸出実績</p> <p>令和元年度:1,000 台購入 766 台貸出</p> <p>令和 2 年度:1,000 台購入 689 台貸出</p> <p>令和 3 年度:1,000 台購入 917 台貸出</p>
---	-------------	---

■ 児童虐待の未然防止と早期発見に向けた区内 4 警察署との連携

◇制度・事業の概要

区と区内 4 警察署は、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、協定書を締結し、児童虐待事案に迅速かつ的確に対応するため、相互に必要な情報を共有し、児童の安全確保に努めています。

◇取組状況

1	関係機関との連携・協力	<p>区は、令和元年 6 月に区内 4 警察署と「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定書」を締結しました。協定に基づき、児童虐待事案に迅速かつ的確に対応するため、相互に必要な情報を共有し、児童の安全確保に努めています。</p>
---	-------------	---

■ 伊那市等との交流・連携

◇制度・事業の概要

区と旧高遠町は、旧高遠藩主内藤家の縁により昭和 61 年に友好提携を宣言し、その友好の更なる発展を願い、平成 18 年に伊那市・高遠町・長谷村が合併して誕生した新しい伊那市と、新たに友好提携を締結しました。区は、今後も伊那市と、交流を通して理解を深めるとともに、地域活性化・環境保全・職員能力向上など共通課題における連携をはかり、双方自治体の更なる発展を目指します。

◇取組状況

1	区(市)民交流	<p>新宿区立小学校 6 年生が伊那市を訪れて、農家民泊や「新宿の森」での間伐実習など、都会では体験することのできない体験学習を行っています。</p> <p>令和元年度は、区役所で伊那市の取組や季節の花を紹介する展示や特産品を販売する物産展の実施、新宿区の区民まつり「ふれあいフェスタ」における伊那市の伝統芸能団体のステージ出演、伊那市の伊那まつりや高遠城下まつりにおける新宿区の団体の参加等を通し、区民・市民間の交流を深めることができました。</p> <p>令和 2 年度以降は、新型コロナウイルスの影響により、新宿区と伊那市が連携したイベントやまつりが中止・縮小せざるを得なくなり、イベント等を通じた交流は実施できませんでしたが、伊那市の取組や花を紹介する展示は引き続き行い、好評です。</p> <p>このように、両自治体の更なる発展を図るため、新型コロナウイルスの影響を注視しつつ、まつり参加や教育機関・民間企業との連携による区民・市民間の交流を積極的に行っています。</p>
2	地球環境保全のための取組	<p>区は、平成 20 年 2 月に長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結しました。協定に基づき、平成 21 年度から区が伊那市市有林において年間約 20～30ha ずつ間伐等の整備を行い、森林の生長を促し、二酸化炭素の吸収を促進させることで区内の二酸化炭素の排出量の一部と相殺するカーボン・オフセットの取組を推進しています。また、「新宿の森・伊那」を開設し、自然体験ツアーなど区民の環境体験学習の場としても活用しています。</p> <p>また、群馬県沼田市、東京都あきる野市においても同様にカーボン・オフセットの取組を行うとともに、各自治体と連携した自然体験ツアーを実施し、地球環境保全に努めています。</p>
3	職員派遣交流	<p>新宿区と伊那市とは、平成 19 年度から、友好提携に基づき互いに職員を派遣しあい、交流職員として派遣先の業務や交流事業に関する研修を通じて、職員の能力向上および交流事業の円滑な実施を図っています。</p> <p>【実績】 新宿区から伊那市へ派遣 8 名(平成 20 年度～) 伊那市から新宿区へ派遣 8 名(平成 19 年度～)</p>
4	学校給食における伊那市の食材の活用	<p>令和 4 年度より友好提携都市・長野県伊那市との交流事業の一環として、伊那市から提供を受けた食材を区立学校の給食で活用し、新鮮で安全・安心な農産物を子どもたちが食べることで、学校給食の充実と食育の推進を図るとともに、新宿区の子どもたちが伊那市のことをもっと身近に感じ、両区市の交流がさらに深まるよう実施しています。</p>
5	災害時の連携・協力	<p>地震により災害が発生した場合、被害状況により、他の自治体に協力を求めることが予想されることから、伊那市と相互援助協定を締結しています。</p> <p>平成 7 年「長野県伊那市との相互援助協定」</p>

■ 文化・歴史に関する協定

◇制度・事業の概要

夏目漱石にゆかりのある各自治体との連携・協力のもと、事業展開及び情報発信を行っています。

◇取組状況

1	夏目漱石をゆかりとした歴史・文化及び観光交流に関する協定書	区は、平成 27 年 7 月に愛媛県松山市と「夏目漱石をゆかりとした歴史・文化及び観光交流に関する協定書」を締結しました。協定に基づき、夏目漱石松山赴任 120 年や小説「坊っちゃん」発刊 110 年、夏目漱石と正岡子規の生誕 150 年、明治維新 150 年等の節目において、松山と新宿をつなぐ作家の多様な魅力を発信する協働企画展を実施するなど、両区市のさらなる連携・協力により文化交流・観光交流を深めています。
2	文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書	区は、平成 27 年 10 月に熊本県、熊本市及び文京区と「文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書」を締結しました。覚書に基づき、それぞれの自治体間で共通する「夏目漱石」のほか、「小泉八雲」に関連した文化及び歴史の資産を背景に、主催事業への相互支援などを行い、文化・観光・歴史・広報等における連携・交流を進めています。

第24条 国際社会との関係

(国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

【解説】新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人を訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

検証項目No.25：国際社会との相互理解及び協調、多文化共生のまちづくりの推進

■ 海外友好都市交流

◇制度・事業の概要

新宿区はギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区と友好提携を結んでいます。文化・スポーツ交流などを通じて、都市間の友好関係を築くとともに、国際社会との相互理解及び協調に努めています。

◇取組状況

1	ギリシャ・レフカダ市との交流	<p>新宿区とギリシャ・レフカダ市は、平成元年10月12日に友好都市であることを宣言しました。明治時代の文人、小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)が、レフカダ市に生まれ、新宿区でこの世を去った縁により相互に交流を重ね、理解と友情を深めてきました。この関係をさらに堅いものとし、これをもとに両方のまちが、文化の向上と一層の親善を図り、国際平和にも寄与したいと考え、友好都市であることを宣言しました。</p> <p>小泉八雲を通じた交流を行っているほか、平成2年度以降、児童・生徒の絵画作品交流及び作品展を毎年開催するなど、継続的な文化交流を行っています。なお、令和元年度には友好提携30周年を記念し、レフカダ市長を招待して記念式典を行ったほか、令和4年度には、区長がレフカダ市を訪問し交流を深めました。</p>
2	ドイツ・ベルリン市ミッテ区との交流	<p>新宿区と旧ティアガルテン区は、区民合唱や青少年交流などを通じて交流を重ね、平成6年7月6日に、友好協定を締結しました。ミッテ区は、平成13年1月1日にティアガルテン区とミッテ区、ヴェディング区の3区が統合された都市です。</p> <p>平成4年度以降、青少年交流事業として毎年交互に青少年10～20名程度が互いの都市を訪問し、現地でのホームステイ体験などを通じて、互いの文化への理解を深めています。今後も青少年交流事業を通じて友好関係を深めていきます。</p>
3	中国・北京市東城区との交流	<p>新宿区と中国・北京市東城区は、老人クラブゲートボールや少年サッカー、卓球などを通じて友好交流を深め、平成7年10月15日に、友好交流・協力関係締結に関する合意書に調印がなされました。</p> <p>スポーツ交流、児童・生徒の絵画作品交流及び作品展の開催などの文化交流も行われています。</p>

■ 多文化共生のまちづくり

◇制度・事業の概要

新宿区における外国人住民の割合は人口の11%(令和5年1月1日:40,279人)を超え、国籍数においては120か国以上にのびます。区では、多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざし、日本語学習の支援・外国人相談窓口の運営・外国人への情報提供など、様々な多文化共生施策を行っています。

◇取組状況

1	日本語学習の支援	<p>外国人住民が地域で安定した生活を送るための入門・初級レベルの日本語教室を実施しています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区日本語教室: しんじゅく多文化共生プラザを含む区内10ヵ所12教室 参加人数:令和元年度578人、令和2年度57人、令和3年度124人 ・日本語学習コーナー(しんじゅく多文化共生プラザ内)の設置 ・週4回しんじゅく多文化共生プラザでのレベル別の日本語指導 参加人数:令和元年度2,078人、令和2年度180人、令和3年度567人 ・日本語最初級者向け教室の運営(令和2年度事業開始) 日本語最初級レベルの学習者のみを対象とした日本語指導 参加人数:令和2年度17人、令和3年度9人 ・夜の子ども日本語教室 外国にルーツを持つ子どもを対象とした日本語学習支援 上記の実施には多くの区民ボランティアに協力を頂いており、区民参加・協働の観点からも適切に行われています。 参加人数:令和元年度42人、令和2年度34人、令和3年度31人
2	外国人相談窓口の運営	<p>外国人住民の生活不安等を取り除くために、多言語による相談窓口を設置しています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口(区役所本庁舎1階) 対応言語:英語・中国語・韓国語 ・外国人相談コーナー(しんじゅく多文化共生プラザ) 対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・ミャンマー語・ネパール語 相談件数:令和元年度3,761件、令和2年度4,521件、令和3年度3,297件
3	外国人への情報提供	<p>外国人向け生活情報・行政情報を、平成21年度に策定した外国人への情報提供ガイドラインに基づき、4言語(日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語)で提供しています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語広報紙「新宿ニュース」の発行(年3回発行) ・外国語生活情報紙の発行(年1回発行) ・外国語ホームページの運営(月3回更新) ・新宿生活スタートブックの発行(日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語) ・外国語版SNSの運用(LINE、Twitter、Facebook、微博(Weibo)) <p>外国人住民の生活に必要な情報をより入手しやすく提供するため、区施設のほか、外国人コミュニティや外国人支援団体等の協力により、積極的に配布場所を拡大しています。第5期多文化共生まちづくり会議からの「ライフステージなどの属性や目的別に分類し、属性や目的に応じて情報を取得できるように工夫する。」という提言を踏まえ、既存の外国人向け生活情報ホームページの見直しに向けて準備を進めています。</p>

4	新宿区多文化共生まちづくり会議の運営	<p>多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために、平成 24 年 9 月に区長の附属機関として設置しました。</p> <p>各期ごとにテーマを決めて審議を行い、提言内容を施策に反映することで、多文化共生のまちづくりを進めています。</p> <p>第 2 期の「外国人へのゴミ出し等の生活ルールの周知が課題である」という提言及び第 3 期の「映像を活用した生活オリエンテーションでの活用が効果的である」という提言を受け、新宿生活スタートブックの改訂や新宿生活スタートガイド(映像)の作成を行いました。</p> <p>第 4 期の「外国人コミュニティと連携し、効果的な情報提供をするべき」という提言を踏まえ、外国人コミュニティを通じ、新型コロナワクチン接種受付などの緊急性の高い情報等を提供してきました。</p> <p>また、第 5 期の「ライフステージなどの属性や目的別に分類し、属性や目的に応じて情報を取得できるように工夫するべき」という提言を踏まえ、現在既存の外国人向け生活情報ホームページの見直しに向けて準備を進めています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期(平成 24 年 9 月～平成 26 年 8 月) 「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」「災害時における外国人支援の仕組みづくり」に関する審議 ・第 2 期(平成 26 年 9 月～平成 28 年 8 月) 「多文化共生実態調査」に関する審議 ・第 3 期(平成 28 年 9 月～平成 30 年 8 月) 「住宅」と「暮らし」に関する審議 ・第 4 期(平成 30 年 9 月～令和 2 年 8 月) 「しんじゅく多文化共生プラザの活用による多文化共生のさらなる推進について」に関する審議 ・第 5 期(令和 2 年 9 月～令和 4 年 8 月) 「日本人と外国人が共につくる地域社会のあり方」に関する審議 ・第 6 期(令和 4 年 9 月～令和 6 年 8 月) 「多文化共生実態調査」及び「地域における多文化共生意識の醸成」に関する審議
5	窓口等における多言語対応の推進	<p>窓口等における案内業務や相談業務において、職員と外国人住民の円滑なコミュニケーションを実現するため、平成 29 年度より、タブレット端末を利用したテレビ通訳システムを導入しています。</p> <p>【内容】</p> <p>対応言語(16 言語): 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・フランス語・ネパール語・ヒンディー語・ロシア語・ミャンマー語・インドネシア語、カンボジア(クメール)語、ウクライナ語</p> <p>導入台数:9 台</p> <p>設置場所: 本庁舎・第一分庁舎(2 台)、第二分庁舎・分館(1 台)、しんじゅく多文化共生プラザ(1 台)、保健センター4 所(各 1 台)、子ども総合センター(1 台)</p> <p>対応件数: 令和元年度:426 件、令和 2 年度:312 件、令和 3 年度:339 件</p>

3 平成26年度及び平成30年度検証時における指摘事項の対応状況

(1) 条文に規定する関連諸制度の評価に対する対応状況

No.	関係条文	指摘事項	現在の対応状況
1	第5条	<p>【平成26年度】</p> <p>「自治の担い手」として、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」ことの前提としての「生涯にわたり学ぶ権利」という観点から論点を整理していく必要があります。</p>	<p>生涯にわたり学ぶ権利を保障するため、区では様々な生涯学習の場や機会を提供しています。それらの活動は、主催者や内容を問わず、自治の担い手の育成に少なからず寄与していると認識しています。引続き生涯学習の場や機会を提供していきます。</p> <p>また、条例の基本理念にある「自治の担い手として地域の課題を解決する」活動は、町会・自治会を中心に、身近な生活環境などの課題解決に向けた取組が進められています。このような共助の活動に多くの区民が関わることで自治の担い手として経験を積み、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」自治能力が培われるものと認識しています。</p> <p>町会・自治会の活動の担い手不足を解消するため、コンサルタント派遣事業や加入促進PR また、SNS 入門講座を行うなど町会・自治会の活性化に向けて取り組んでいます。このように、一人でも多くの区民が自治の新たな担い手となるよう、このような共助の活動を支援していきます。</p>
2	第5条	<p>【平成30年度】</p> <p>SNS を利用しない人も含め、緊急時の情報発信、情報提供体制の確保が必要です。</p> <p>公平でオープンな情報発信の体制整備が必要です。</p> <p>多様で情報格差のない情報提供体制の整備が必要です。</p>	<p>SNS を利用していない方に対する緊急時の情報発信については、防災スピーカー、防災気象情報メール、ケーブルテレビ、大型ビジョン、広報車などを利用して、情報を届けることとしています。また、幅広い区民に確実に届けたい情報については、広報新宿を全戸配布して対応しているところです。今後も様々な人が公平に情報を得られるよう、様々な媒体を活用して情報発信をしていきます。</p> <p>高齢者や障害者など災害時要援護者の中には、テレビやスマートフォン等から情報を取得できない区民がいることなどから、災害時要援護者に対する災害情報の確実な伝達を可能とするため、令和4年度に280MHz帯防災ラジオを災害時要援護者名簿登録者を対象に貸与し、令和5年度から運用を開始します。</p>
3	第5条	<p>【平成30年度】</p> <p>ホームページ・ネットの活用や一番興味がわく転入時に区政情報を説明するなど効果的な情報提供方法の工夫が必要です。</p>	<p>転入手続きを行う窓口や記載台に様々な区政情報を発信しているLINEの周知カードを配架することで、多くの区民に情報提供ができるよう取り組んでいます。</p> <p>また、外国人住民には、外国人向け生活情報ホームページやFacebookなどのSNSを通じて情報を提供するほか、区への転入手続きの機会を活用した、「受付時の新宿生活スタートブックの配布」や、「記載台での新宿生活スタートガイド（映像）へアクセスできるQRコードの掲示」等の情報提供に努めています。</p> <p>今後も効果的な情報提供に努めていきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
4	第 5 条	【平成 30 年度】 区民の区政への参加を後押しするためにはインセンティブの付与が良いと考えます。	<p>ボランティア活動のきっかけづくりと継続的な活動を支援するため、区内の介護保険施設等でのボランティアや高齢者への見守り活動、ちょっとした困りごとのお手伝い等を行った 18 歳以上の活動者に、換金又は寄付できるポイントを付与する事業を実施しています。</p> <p>また、歩くなどの健康行動で景品獲得の機会が得られる「健康ポイント事業」を実施しており、歩いてポイントを貯める「しんじゅく健康ポイント」と、施設の利用などでスタンプを貯める「しんじゅく健康スタンプラリー」を通じて、健康づくりに無関心な層を含め多くの人に、健康づくりに参加するきっかけをつくっています。</p> <p>さらに、買い物の際にマイバッグを使うなどエコな行動によりポイントが加算される「新宿エコ自慢ポイント」事業を実施しています。</p> <p>今後もインセンティブの付与などの工夫を行い、区政参加を促進していきます。</p>
5	第 5 条	【平成 30 年度】 生涯にわたり学ぶ機会の促進のために、ポイント制の導入などインセンティブを付与することが良いと考えます。	<p>生涯学習講座におけるポイント制の導入などのインセンティブの付与は行っておりませんが、新宿未来創造財団と連携し、区民の多様なニーズに応えるための生涯学習講座を開催するほか、「広報活動支援」、「会場の優先予約」、「支援金支給」などの生涯学習団体が自主的に企画・実施する事業への支援を行うことで、多くの区民が自発的に生涯学習に取り組める場や機会を創出しています。</p> <p>また、地域図書館ごとの取組により、おはなし会・映画会等にポイント制を導入し、一定回数以上の参加でプレゼントを贈呈する取組や、読書手帳を配布し、一冊 1 ポイントとして計上し、一定冊数上の資料の読了で景品を贈呈する取組をしています。そのほか、イベント等にて一定条件(イベント対象資料の読了等)の達成により景品を贈呈しています。これらの取組により、図書館利用の促進を行っています。</p>
6	第 5 条	【平成 30 年度】 情報の定期共有会や区民会議など情報共有や区民対話の機会の拡充が必要です。	<p>区民対話の機会として、「区長と話そう～しんじゅくトーク」や「しんじゅく若者会議」を開催しています。「区長と話そう～しんじゅくトーク」は、毎年区内 10 地域で開催し、多くの区民にご参加いただいております。いただいた意見については区政運営の参考としています。「しんじゅく若者会議」については、平成 29 年度から開催しており、若者が区政に興味を持ってもらえるように、会議の開催方法等を毎年度工夫して実施しています。今後も様々な方法で区民対話の機会を検討していきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
7	第 5 条	【平成 30 年度】 区政参加の促進として、 スマホ・SNS など、ツール を活用することが必要で す。	区政情報については、LINE、Twitter、Facebook 等 SNS を活用して、区の情報やイベントなどを発信し、区政参加 の促進を図っています。
8	第 5 条	【平成 30 年度】 新宿区の特徴である国 際性をいかした講座内容・ プログラムの充実が必要 です。また、区民により興 味を持ってもらうための PR の工夫・推進が必要で す。そのために他区の実態 を把握することも必要で す。	新宿未来創造財団と連携し、「多文化共生・国際理解講 座」等、新宿区の特徴をいかした国際交流や多文化理解を テーマにした講座等を開催しています。 また、講座等の周知については、広報やホームページの 他、PR 動画を配信する等の工夫を行うとともに、他区の 事例等も参考にしながら、より興味を持っていただける よう取り組んでいます。 今後も、講座内容の充実及びPR を推進していきます。
9	第 6 条	【平成 30 年度】 健康で長生きできる高 齢者を支え合うまちに向 けて、交流機会・コミュニ ティの拡充、相互理解の促 進が必要です。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる よう、区民が主体的に地域の担い手となって支え合い、高 齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を 進めています。 また、地域交流館やシニア活動館を拠点として、区民が 主体となって様々な文化活動や体操等を行う通いの場を 展開するとともに、令和 4 年 3 月から、通いの場などの 情報を検索できる「新宿区医療・介護・通いの場情報検索 サイト（さがせる新宿）」の運用を開始し、高齢者の交 流の促進を行っています。
10	第 6 条	【平成 30 年度】 健康で長生きできる高 齢者を支え合うまちに向 けて、若者も含めた健康に 対する理解促進が必要で す。	健康寿命の延伸に向け、若者も含めたライフステージ に応じた望ましい生活習慣や実践方法を、広報や区ホーム ページ等を通じて広く普及啓発し、健康づくりを推進 しています。

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
11	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて、シニア向けのスマホ講座など高齢者の意識や活動の活性化が必要です。コミュニティに参加するには何をしたらよいかわからない高齢者向けの案内等の PR や交流の場づくりの促進を行政に期待します。</p>	<p>薬王寺地域ささえあい館、ささえーる中落合では、「地域支え合い活動」に資する講座を開催し、より多くの方が活動の担い手として活躍できるよう支援を進めています。令和 3 年度からシニア活動館等において東京都スマートフォン利用普及啓発事業を活用してスマホ教室を実施することにより、高齢者が行政サービスや様々な機会などでデジタルを活用して活動できるよう取り組んでいます。また、コロナ禍の外出自粛を受け、一部の館では Zoom 講座なども実施しています。シニア活動館等の利用にあたっては館だよりを窓口に配架するとともに区ホームページに掲載し、高齢者クラブの会員募集の広報に庁舎内のデジタルサイネージを活用するなど、様々な広報手段を活用して高齢者向けに PR を行い、交流の場づくりを促進しています。</p>
12	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて、地域の清掃活動など身近な活動への参加が必要です。</p>	<p>環境美化の取組として、春と秋の「地域ごみゼロ一斉運動」を実施し、多くの方が協力して清掃活動を行うことで地域の環境美化を実践し、美化意識の啓発を図っています。特に美化推進重点地区（新宿駅東口周辺地区・西口周辺地区・高田馬場駅周辺地区）において町会、商店会、事業者、各行政機関等により安全・安心で快適なまちの実現に向けて、定期的に地域の一斉清掃と路上禁煙の啓発活動を実施しています。</p> <p>また、区内の道路等の美化清掃活動を行うボランティア団体等に対し、清掃用具や啓発用物品の貸出を行い、活動の促進を行うことで、地域の身近な活動へ区民が参加しやすい取組を行っています。</p>
13	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>防災について、個人の意識・活動を向上させることが必要です。防災対策活動に積極的に参加することが必要です。</p>	<p>防災講演会や防災講習会の開催を通じて、区民の防災意識の向上を図るとともに、地域における防災活動の活性化による地域防災力の向上を図っています。</p> <p>また、区立小中学校の児童・生徒を対象とした防災授業や訓練を通して、地域防災の担い手育成及び一人ひとりの防災意識の向上を目的に、多世代への防災思想の普及を図ることで、個人の意識・活動を向上させていきます。</p>
14	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>防災について、外国人や来街者、在学・在勤の方への対応が必要です。</p>	<p>多くの帰宅困難者の発生が予測されている、新宿駅の周辺地域においては、事業者等を中心に「新宿駅周辺防災対策協議会」を設置し、地域の防災力向上に努めています。</p> <p>また、帰宅困難者のための一時滞在施設を確保するため、公共施設を指定するほか、民間事業者等との協定締結や新宿駅周辺の開発計画にあわせた一時滞在施設の整備などを、東京都や事業者等と連携して推進しています。</p> <p>外国人への対応については、外国人向け生活情報ホームページに緊急時や災害時の備えるための情報を掲載し、周知に取り組んでいます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
15	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>公園づくりに対する個人の意識・活動を向上させることが必要です。</p>	<p>現在、地域に身近な区立公園では、住民とのワークショップや利用者等へのアンケート調査などを行って、地域の意見やアイデアをいかした公園整備を進めるとともに、「公園のサポーター」制度を活用して、住民によるボランティア活動による公園管理を行っています。</p> <p>今後も、こうした活動を通して、住民の公園への関心を高めていき、公園づくりに対する意識向上等を図っていきます。</p>
16	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>地域の活動や交流などコミュニティ活動の促進に関して、特に子どもと地域のつながり、子どもと大人（高齢者）の交流等が必要です。さらに、外国人との交流・サポートを含めて、PR・情報共有の促進、子育て交流の促進が必要です。町会や出張所を活用し、地域の各種機関・団体との連携強化が必要です。</p>	<p>区では、子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭と地域が手を携えて子どもを育てる取組を推進し、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めています。</p> <p>子育て支援活動の輪をさらに広げるため、各地域団体の活動を発表し交流しあう場としての「新宿子育てメッセ」の開催や、青少年活動推進委員による活動、子育て支援者の養成、地域との協働によるプレイパーク活動のほか、子育て世代と高齢者など幅広い世代が日常的に集い、交流する場としての「落合三世代交流サロン」などを実施しています。</p> <p>また、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援などの情報を確実に得られるよう、「子育て支援施策ガイド」を作成して、学校を通じて区立小・中学校全世帯に配付しています。令和 3 年度には外国語版（英・中・韓）を作成し、区ホームページ上でデータを公開しました。令和 4 年度はさらにミャンマー語版を作成し、外国籍の方へのサポートを行っています。</p> <p>さらに、区内 10 地区にある地区青少年育成委員会は、町会や特別出張所と連携しながら青少年の健全育成に向けた活動を行っており、区は、これに対して事業助成のほか、情報交換、研修の実施等を通じて、地域に根差して活動する団体を支援しています。</p> <p>すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくれます。また、地域住民や保護者のほか、町会等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進し、地域の団体との連携強化を進めていきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
17	第 6 条	<p>【平成 30 年度】</p> <p>将来に向けて長く区に住み続けてもらうため、補助など区民ニーズへの対応が必要です。</p>	<p>区では、子育てしやすいまちの実現を目指して、子どもと子育て家庭を支援するための様々な取組を行っています。</p> <p>働きながら子育てをする世帯が、地域で安心して住み続けることができるよう、保育所待機児童数ゼロを維持するとともに、様々な保育ニーズに対応した保育事業を展開しています。あわせて、家庭での育児を中心とする世帯を含むすべての子育て家庭のため、子ども総合センター等での「子どもと家庭の総合相談」や「親と子のひろば」事業等に取り組むとともに、「産前産後支援」ではヘルパーや産後ドゥーラの派遣により、子育て家庭の育児や家事を支援しています。</p> <p>また、放課後の子どもの居場所づくりとして、学童クラブの定員拡大や、区立小学校全校での放課後子どもひろばの実施、学童クラブ機能を付加した放課後子どもひろば「ひろばプラス」など、子ども達が安全・安心に過ごせる場所の提供に努めています。</p> <p>また、区民への助成として、小・中学校の入学時の家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、令和 5 年度に新小学、中学生 1 年生の子どもがいる世帯に入学祝金を支給する制度を開始しました。</p> <p>このように区では、新宿に住み続けながら子どもを産み育てる方々を支援するための様々な施策に取り組んでいます。</p>
18	第 12 条	<p>【平成 26 年度】</p> <p>区民ニーズの把握が施策へどう反映していますか、事業の改善にどのようにつながっていますか。結果やその過程が見えにくいいため、工夫や努力が必要です。</p>	<p>区長へのはがきや投書による広聴として区民意見システムで扱ったものに関しては、各担当課において当該意見等に対する施策への反映を 5 段階（①すぐに対応できる、②次年度での対応に努める、③今後の参考とする、④実現不可能、⑤既に実施済み）で評価していることから、事業の改善状況の対応課別件数など、より詳細な把握に努めていきます。</p> <p>また、その他の広聴活動により把握した区民ニーズは、集計・分析した結果等を全庁に周知し、各担当課において施策への反映を推進しています。</p> <p>さらに、パブリック・コメント制度により、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定する場合は事前に案を公表し、区民の意見を考慮して決定しています。また、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表することで、その透明性を確保しています。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
19	第 12 条	<p>【平成 26 年度】 若年層や外国人の意見・要望の把握が課題となっています。</p>	<p>区民意識調査では、満 18 歳以上の区民を対象に無作為に抽出しており、外国人も含まれることから、日本語の表記の調査票のほかに英語、中国語及び韓国語表記の調査票を作成して調査により、調査を行っています。</p> <p>令和 3 年度からは、年層が調査に回答しやすいように、インターネットによる回答を導入しています。区政モニター制度に関しては、満 18 歳以上の区民を対象に募集をしていますが、外国人は日本語が理解できる場合に区政モニターとして活動していただいています。</p> <p>今後も、若年層や外国人の意見等の把握については、情報収集ツールの進化に合わせた手法を研究していきます。</p>
20	第 12 条	<p>【平成 26 年度】 多様な方法による情報提供や区政情報の取得しやすさについては、双方向のやりとりも必要である。</p>	<p>区ホームページや広報新宿など多様な媒体を活用して区政情報を発信していくとともに、区民意見システムや区民意識調査などを通して区民のニーズや意見を把握し、施策への反映を推進していきます。</p> <p>Twitter、Facebookに加え、LINE、Yahoo!くらしのアカウントを開設し、様々な情報ツールを使うことにより、区政情報の提供における取組を推進していきます。</p> <p>また、区民意見・FAQシステムにより、区民から寄せられた意見等に対して回答するほか、FAQ（よくある質問と回答）の提供で区民と情報共有し双方向のやりとりを行っています。なお、今後 SNS 等の活用については、情報セキュリティの観点から情報収集と回答方法に課題があり、整理が必要です。</p>
21	第 12 条	<p>【平成 26 年度】 わかりやすさでは、広報しんじゅく（広報新宿）等の見やすさ・内容のより一層の工夫、また、今後とも、区政情報の提供に対する説明責任を果たしているかを自覚し努力していくことが必要です。</p>	<p>広報新宿は、写真の掲載や図表の活用などデザインやレイアウトを工夫し編集を充実させ、見出しや色使い、文字の大きさなどにも配慮し、誰にでもわかりやすく親しみやすい紙面を作っています。また、専門家や各分野から選任した区民の方の意見をふまえ、題字の変更、「福祉」や「こども・教育」等の記事のカテゴリーを示すインデックスの表示、横書き統一など、より多くの方に手にとってもらい、読みやすい紙面になるようデザインを変更しました。</p> <p>今後も、区ホームページやLINE、Twitter、Facebookも活用して区政情報を正確かつ迅速に提供していきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
22	第 13 条	【平成 26 年度】 自治基本条例の規定が具体的な形になって示されていることはわかりませんが、職員一人一人の仕事にどのように反映されているのかも明確にしていくことが必要です。	新たに採用された職員は、サービスの宣誓をして自治基本条例を遵守することを誓い、新任研修では一科目として同条例を学びます。そうしたことにより、個々の職員が職務遂行に当たりその責務を果たしていくよう、今後も努めていきます。
23	第 13 条	【平成 26 年度】 区民の視点に立った区の自治を実現していくためには、現場・現実を重視していくことが必要であり、こうした観点からの研修の充実が望まれます。	区民が求めていることを感じ取り、課題を解決できる能力を身に付ける研修を実施していきます。また、新任研修でのフィールドワーク等を通じて、まちの歴史や文化、特性を知ること、地域の实情にあった政策づくりができる能力を育成していきます。 また、職員の政策形成能力の向上を図るため、公共マーケティングの理論や活用方法と、情報や統計等のデータを活用し、データに基づいた政策立案が行うことを目的とした研修を行っています。
24	第 14 条	【平成 26 年度】 行政評価の区政運営への適切な反映と事務事業の見直しは財政の健全化につながるものであり、区財政状況の公表については、情報公開としては評価できますが、よりわかりやすい公表の方法など更なる工夫が必要です。	区の財政状況の公表や予算編成の情報公開については、「新宿区自治基本条例」、「新宿区財政状況の公表に関する条例」や「地方公共団体の健全化に関する法律」などの条例や法令に基づき公表するもののほか、区民が財政面から区政運営を理解するとともに、区政への関心を高めるため様々な機会を捉えて、会計別、収入や支出、都区財政調整制度、区債や基金など様々な角度から分析し公表しています。 一方で統一的な基準による財務書類の公開など、情報量も増加していることから、条例第 12 条第 2 項の趣旨にも沿うように、できるだけわかりやすい財政状況の公表や予算編成の情報公開を進めていきます。 具体的には、広報新宿の掲載記事や、新宿区の財政状況をわかりやすく視覚的に伝えるリーフレット「新宿区の財政」（区ホームページで公開）などについて、掲載内容を見直し、わかりやすいレイアウトにするなど、創意工夫に努めていきます。
25	第 14 条	【平成 26 年度】 多様な方法による区民意見の把握については、意見に対する対応や対応する場合の優先順位の明確化も重要です。	区民からの意見については、それぞれの意見の把握制度やシステムに応じて、区の考え方や今後の対応について、意見者へ回答しています。 意見に対応する場合の優先順位については、一律に基準等を設けることは困難ですが、地域や行政の課題及び社会情勢を的確に把握し、優先度を見極めながら、施策や区政運営に反映させていきます。

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
26	第 14 条	【平成 26 年度】 組織の整備については、「組織相互の連携」や「一体として行政機能を発揮する」ことについての更なる取組が必要とされます。	組織改正を行う場合には、総務部人事課において、新しい組織に必要な定数を定め、職員を配置しています。 組織相互の連携においては、子どもや若者、貧困など全庁で横断的に取り組んでいくものについては、組織を超えて包括的に対応する体制を整えています。また、新型コロナウイルス感染症への対応においては、全庁的な職員の応援体制を構築し取り組んできました。今後も区政課題について一体的に対応できるよう組織の整備に取り組んでいきます。
27	第 14 条	【平成 26 年度】 区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、区の施策の計画段階からの参加をより多く実施することや若年層をはじめ多様な世代の参加・協働への関わり、いわゆるサイレント・マジョリティなどへの働きかけが求められます。	第二次実行計画の策定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響があり地域説明会が中止となりましたが、説明動画を配信し、パブリック・コメントにより、意見聴取を行いました。 さらに、無作為抽出で選ばれた区民による区民討議会の開催や、インターネットアンケート調査によりご意見をいただき計画に反映させるなど、日頃、区政に関わりのない方の区政参加を推進しました。 平成 29 年度～令和 2 年度に若者意識調査をインターネット回答により実施し、若年層の意識、意向、要望を把握し、区政に反映させるための取組を行いました。 区では、このように、様々な機会を通じて広く区民の意見を伺い、いわゆるサイレント・マジョリティを含めた区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。
28	第 14 条	【平成 26 年度】 NPO、地域活動団体、企業、大学など新宿区の地域の実情に即した多様な主体の参加と協働の仕組みが形成されていくことを期待します。	複雑・多様化する地域課題の解決を図るためには、多様な主体の協働を推進していくことが重要であり、協働支援会議による協働の仕組みの検証や協働推進基金助成金の実施、新宿 NPO 協働推進センターの運営等を通して、引き続き、多様な主体との協働を推進していきます。 令和 4 年度からは、民間事業者等から、幅広い分野の事業提案を募集し、区民サービスの向上や効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減に資する提案を事業化することで、質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とする民間提案制度を実施し、多様な主体との協働の仕組みを形成しています。

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
29	第 21 条	<p>【平成 30 年度】 （地域自治組織については、既存の町会・自治会の活用についての意見が多い。）</p> <p>町会・自治会活動の周知、誰もが町会・自治会に参加できる開かれた環境づくり、若い方や転入された方の加入促進による組織と活動の活性化が必要です。また、実現に向けての担い手やエリアの課題があります。</p>	<p>区内 200 の町会・自治会の活動について、ホームページ、広報等で定期的に区民の方へ PR 活動を行っています。</p> <p>また、各町会・自治会へのコンサルタント派遣や講演会等を行い、「誰もが町会・自治会に参加できる開かれた環境づくり」も含めた、様々な課題解決に取り組んでいます。</p> <p>今後は、区内居住者の多くが居住しているタワーマンションをはじめとする集合住宅居住者や若年層に町会・自治会活動への理解や参加を促す支援策を実施するなど、新宿区町会連合会と連携し、町会・自治会活動を活性化するための取組を行っています。</p>
30	第 22 条	<p>【平成 26 年度】 社会の一員として子ども自らに係る区政に対する意見表明の場や環境を、更に設ける必要があります。また、意見を表明する権利だけでなく、区政参加やまちづくりへの参加の権利も必要と考えます。教育の中に自治基本条例がどう活かされているかもわかりにくく、今後に期待します。</p>	<p>小・中学生フォーラムを実施し、区政や身の回りのことについて、児童・生徒が調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う機会を設けています。将来、新宿のまちに関心と愛着を持ち、区政への参画意欲を持つ大人へと成長するきっかけづくりを目的としています。</p> <p>また、児童館・児童コーナーにおける行事等を開催するにあたり、子ども会議や子どもスタッフとして、会議・企画・運営等を通して、子どもが区主催の行事等に参加できる機会を提供しています。</p> <p>学校では、学級活動や児童会・生徒会活動等を中心として、児童・生徒が自らの考えを表明し、よりよい学級・学校づくりに参画することで、集団や社会の一員としての自覚をもつとともに、自主的、実践的な態度を培っています。</p> <p>今後も、自治基本条例のパンフレットを小学校 6 年生及び中学校 3 年生の副読本として、社会科や公民の授業等での活用を図りながら、子どもたちが区政を学ぶきっかけづくりとしていきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
31	第 23 条	<p>【平成 26 年度】</p> <p>関係機関については、区内の大学や病院など各分野での連携が重要です。今後は、より一層の国・都・他自治体との連携・交流により、地域の課題を解決していくことが求められます。</p>	<p>関係機関との連携については、平成 29 年度から区内及び隣接区の大学が商店会と連携して、商店会の課題解決に向けた取組を支援する「大学等との連携による商店街支援」事業を実施しています。</p> <p>令和 4 年度においては、連携準備中が 2 大学、連携事業 1 年目が 3 大学、連携事業 2 年目が 1 大学、連携事業 3 年目が 1 大学と計 6 大学が商店会との連携事業を行っています。</p> <p>連携最終年度となる 3 年目の大学と商店会においては、次年度以降、商店会補助金を活用した新たな形での連携を模索するなど、事業終了後も商店会と大学の繋がりが持続できるように区としても支援を行っていきます。</p> <p>一方、他自治体との連携においては、新宿区と伊那市（旧高遠町）は約 30 年に亘り、連携や交流を通じ、都市部と地方部それぞれが持つ魅力を共有・発信し続けています。</p> <p>また、愛媛県松山市など、夏目漱石にゆかりのある自治体と文化・歴史に関する協定や覚書を交わし、連携・協力のもと、事業展開及び情報発信を行うなど、文化交流・観光交流を深めています。</p> <p>今後も、自治体間や住民・民間団体による様々な連携を通して、地域課題の解決や、各自治体が持つ魅力の発信を進めていきます。</p> <p>災害時については、区内大学等と災害時の帰宅困難者の一時受入について連携を深めています。医師会や病院などの医療機関については、災害時の援助協力などの協定を締結しているほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、区内の医療機関、薬局、訪問サービス事業者等と保健所の連携による「新宿区新型コロナウイルス対策医療介護福祉ネットワーク」を中心に、早期診療や円滑な入院調整・自宅療養の支援、その後の社会復帰に向けた対応などを一貫して行っています。</p> <p>国・東京都・他自治体との連携・交流については、友好都市を始めとした自治体との相互協力や、特別区長会全国連携プロジェクトの取組など、緊密な協力関係のもと、地域課題の解決につなげていきます。</p>
32	第 24 条	<p>【平成 26 年度】</p> <p>外国人が住み、働き、学び、また観光客も多く訪れる新宿では、お互いの言語・文化などの理解を深め、国際都市としての自覚を持って取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>「多文化共生まちづくり会議」を設置し、提言内容を施策に反映することで、外国人住民との理解を深め多文化共生のまちづくりを推進しています。</p> <p>国外友好都市との交流等を通じて、国際社会との相互理解を深めるとともに、協調していくことに努めていきます。</p>

(2) 前文及び各条項に記載されている語句についての課題提起に対する区の考え方

No.	関係 条文	指摘事項	考え方
33	前 文	【平成 26 年度】 「市民権」というのは いろいろ幅があり、条例で は、区民という定義を明確 にしているのので「区民主 権」という捉え方も考慮し ていく必要があると考え ます。	「市民」という、一般的な広い概念として「市民権」という表現を用いています。
34	前 文	【平成 26 年度】 多文化共生社会を実現 していく前提として、「多 文化共生」の意味や捉え方 の議論が必要です。	区では外国人が多いことを区の特性として積極的にとらえ、国籍や民族等の異なる人々が互いに文化的違いを認め、理解し合い、地域社会の構成員として、共に生きていくことが「多文化共生」と考えています。
35	共 通	【平成 26 年度】 「区民」と「住民」の位 置付けの整理や明確化が 必要です。条例で「区民」 の定義を幅広くとってい ることもあり、条例制定時 にも議論したのですが、 改めて再確認することが 必要です。	自治基本条例における「区民」については、条例第 2 条で示したとおり、住民だけでなく、在勤・在住者を含めるなど定義を広くとっています。
36	第 14 条	【平成 26 年度】 条文には「参加」という 言葉が使われていますが、 区政や自治への関わりと いう意味合いから「参画」 ということもある。「参加」 と「参画」それぞれを定義 して使い分けていくこと が必要だと考えます。	自治基本条例では、区政に関わることを「参加」として います。

(3) 条項についての課題提起及びその他の事項に対する対応状況

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況／考え方
37	第 14 条	<p>【平成 26 年度】</p> <p>区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、若者の区政参加が非常に遅れています。</p>	<p>平成 29 年度より若者の区への関心を高め、区政への関わりを持つきっかけづくりを目的とし、区内在住の 18 歳～39 歳を対象にしんじゅく若者会議を年 1 回開催しています。若者がより参加しやすいように、令和 3・4 年度は、オンライン方式で開催しました。</p> <p>20 代から 30 代の若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマに「若者のつどい」を開催しています。区の施策や事業に対する若者の関心と理解を深めるため、実施内容の工夫に加え、SNS での情報発信により参加を呼び掛けました。なお、令和 3・4 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、オンライン方式で開催しました。</p>
38	第 7 章・ 第 8 章 (第 17 条 ～ 第 20 条)	<p>【平成 30 年度】</p> <p>住民投票については、「住民投票ができる権利があるなら使いたい」、「意見を表明する場は欲しい」、「ポイントを絞って民意が問える」、「住民投票が行われることで初めて関心を持つ事が大事」などがあります。</p> <p>一方で、必要性・意義自体を問い直すことや、費用対効果、議会との関係について整理することが必要です。</p> <p>また、実施する際の課題として、「拘束力を持たせるべき」、「結果の扱いは次回の選挙の判断材料にすればよい」、「投票者は日本国民に限るべき」、「外国人の参加がなぜ問題となるのか」などがあります。</p>	<p>住民投票については、他自治体の住民投票制度の事例研究を行いました。</p> <p>平成 30 年度に実施した区民検証会議において住民投票について討議を行い、住民投票の必要性や意義、住民投票を実施する際の課題等の多岐に渡る意見が出ました。</p> <p>また、令和 4 年度に実施した「新宿区区民意識調査」において住民投票について調査を行いました。</p> <p>住民投票については、引き続き課題の整理を行っていきます。</p>

39	第21条	<p>【平成26年度】</p> <p>区民が主役という観点に立ち、新宿区から区民への権限の移譲の方向性を打ち出していくことが求められます。</p> <p>区民が自ら地域のことを考え、地域自治組織がどのような権限を持つべきなのかという点を考えることが必要であり、その時の受け皿をどうするかを検討しなくてはなりません。</p> <p>また、既存の諸団体との調整も必要です。</p>	<p>条例では、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進することなどを規定しています。新たな地域自治組織に関しては、「区民は、地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。」と規定しており、これは、地域づくりを行う主体は区民であり、基本理念にある区民が主役の自治の実現を図るとの考えによるものです。</p> <p>しかし、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について引き続き整理していく必要があると認識しています。</p> <p>なお、コロナ禍において大きな影響を受けた地域コミュニティ活動の再起動に向けて、さらなる町会・自治会支援に取り組みます。</p> <p>地域自治組織については、自治基本条例の理念に基づき、区民、議会、区（行政）の三者が、議論の土台となる共通認識を築いた上で、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えます。</p>
40	第25条	<p>【平成26年度】</p> <p>検証のあり方やその方法、また、必要な措置について明確にしていくことも必要です。</p>	<p>条例の見直し等については、自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応しなければならないことから規定したものです。</p> <p>自治基本条例及び関連する諸制度の検証のあり方や方法、必要な措置を明確にすることについては、自治基本条例の基本理念に基づき、区民・議会・区の三者が、議論の土台となる共通認識を築いて、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えています。</p>
41	第7章・第8章（第17条～第20条）	<p>【平成26年度】</p> <p>第7章に規定する「住民投票」及び第8章に規定する「地域自治」に関しては、別途、検討を促進するための方策の工夫が必要です。</p>	<p>住民投票の実施については、投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方など、地方自治制度との関係において検討すべき多くの論点があるほか、外国人の住民投票への参加についても議論があります。</p> <p>また、地域自治組織について、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について引き続き整理していく必要があると認識しています。</p> <p>住民投票及び地域自治組織については、自治基本条例の基本理念に基づき、区民・議会・区の三者が、議論の土台となる共通認識を築いて、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えます。</p>

4 総括（まとめ）

平成 30 年度に実施した区民検証会議では、自治の担い手である区民自らが「区民の権利」及び「区民の責務」、「住民投票・地域自治組織」について討議を行い、区民の視点から条例を推進するための意見や提案等をいただきました。

また、平成 30 年度の庁内検証では、平成 26 年度検証時における指摘事項の対応状況について確認しました。これを踏まえ、令和 4 年度の庁内検証では、平成 26 年度及び平成 30 年度検証時における指摘事項の対応状況について確認するとともに、区民生活に大きく関わる具体的な制度・仕組み、行政サービスなどが条例の趣旨に則して実施されているかについて検証しました。

「第 5 条 区民の権利」について

当条項では、「区政に関する情報を知る権利」、「公共サービスを受ける権利」、「区政に参加する権利」、及び「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」について区民の権利として規定しています。

今回の検証では、「区政に関する情報を知る権利」として、多様なツールを活用した区政情報の発信についての取組状況、「区政に参加する権利」として、各分野の計画策定の際などの区民意見の把握や多様な方法による区民参加の取組状況、「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」として、生涯学習の機会の提供と地域人材の交流に関する取組状況を検証しました。

（1）区政に関する情報を知る権利

区の施策や、サービスなどの区政に関する情報の発信を広報新宿や区ホームページなど様々なツールにより行っています。

平成 26 年度の検証における「広報新宿の見やすさ、内容のより一層の工夫が必要」との意見への対応については、令和元年度に「福祉」や「こども・教育」などの記事のカテゴリを示すインデックスを表示し、横書きに統一するなど、読みやすい紙面になるようデザインを変更しました。

さらに、平成 30 年度の検証における「区政の情報発信や情報提供の方法におけるさらなる工夫が必要」との指摘事項を踏まえ、広報新宿の個別配達における電子申込の開始や高齢者向け情報誌「ぬくもりだより」への個別配達案内記事の掲載により、認知度が向上したことで、広報新宿の利用者が拡大しています。

また、区ホームページにおいて、令和 4 年度に、各ページの探しやすさ・わかりやすさをコンセプトにトップページのリニューアルを行いました。外国人住民への情報提供体制の強化としては、令和 3 年度から外国語版 SNS に加え、区ホームページに多言語瞬間翻訳機能を導入し、閲覧者の使用端末の言語設定に合わせて、内容を翻訳できるようにしました。

緊急時の情報発信については、「緊急時の情報発信・情報提供の体制確保が必要」との指摘事項を踏まえ、情報発信手段のさらなる確保のために、これまでの Twitter や

Facebookに加え、令和4年度よりLINEやYahoo!くらしを開設し情報提供体制の強化に取り組んでいます。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、区民に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 区政に参加する権利

区政モニター制度や区民意識調査、パブリック・コメント制度などをはじめ、区が施策や計画策定を行う際に調査やアンケートの実施、各種審議会を設置するなどの様々な機会を設け区民の区政参加の機会を推進しています。

平成26年度の検証における「若者の区政参加が非常に遅れている」との指摘事項を踏まえ、平成29年度～令和2年度は、若者の意識、意向、要望を把握し区政に反映させるため、18歳～39歳の若年層に対し、インターネットによるアンケート調査を実施しました。また、区民意識調査において、令和3年度から利便性の向上や若い世代が回答しやすいようインターネット回答を導入しました。さらに、令和3年度からは、「しんじゅく若者会議」をオンラインで開催し、若者が参加しやすい工夫を行いました。

平成30年度の検証における「区政参加の促進のため、SNSなどのツールの活用が必要、区民の区政参加を促進するため環境整備が必要」との指摘事項を踏まえ、令和4年度に開設したLINEにより、区の施策やイベントなど、区政参加の促進のため、区政に関する情報の発信に必要な情報をプッシュ型で配信するなど、ツールの活用を促進しています。

「区民の区政への参加を後押しするインセンティブの付与が良い」との提案については、区民の健康寿命の延伸に資するため、ウォーキングなどの健康行動で景品獲得の機会が得られる「健康ポイント事業」を令和2年度から本格実施するなど、区民が区政に参加するきっかけ作りとなる工夫を行っています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。今後も、区民の区政参加の機会の促進を図るとともに、区民が区の施策に参加しやすくなるよう取り組んでいきます。

(3) 自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利

生涯にわたり学ぶ権利を保障するため、生涯学習館の運営や各種生涯学習講座の実施、人材交流の促進など、様々な生涯学習の場や機会を提供しています。

平成30年度の検証における「インセンティブを付与して生涯にわたり学ぶ機会を促進する」という提案については、地域図書館でのおはなし会・映画会等の参加におけるポイント制を導入し、図書館の利用を促進しています。

そのほか、区民の多様なニーズに応えるため様々な生涯学習講座を開催しているほか、生涯学習団体が自主的に企画・実施する事業への支援として、「広報活動支援」、「会場の優先予約」、「支援金支給」を行うことで、区民が自発的に生涯学習に取り組める場や機会

を創出しています。

また、「区の国際性という特徴をいかした講座内容やプログラムの充実」という提案については、「多文化共生・国際理解講座」等を開催しています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。今後も、区民の生涯学習における機会の提供に取り組んでいきます。

「第6条 区民の責務」について

当条項では、「区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。」と規定しています。

今回の検証では、良好な地域社会の創出に努めるためには、様々な主体が担い手となることが欠かせないことから、区民などとの協働による制度・事業等の取組状況を検証しました。

区では高齢者の見守り・支え合いや子育て支援、健康づくり、商店街支援、公園・道路等の環境美化、まちづくりや学校運営など、様々な分野において協働の機会を設けています。令和2年度は、食品ロス削減の一層の推進を図るため、フードシェアリング事業者と「食品ロス削減の推進に関する連携協定」を締結し、令和3年度は、店舗内にフードドライブの常設窓口を設置するなど、区民・事業者・区が一体となった取組を進めています。新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業を中止した時期もありましたが、実施方法を工夫するなど、区民をはじめ、様々な主体との連携に取り組んでいます。

平成30年度の検証では、「健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて」、「防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて」、「地域で支える子育てしやすいまちに向けて」の3つのテーマを検証しました。この3つのテーマに共通した「個人の意識の向上や、住民同士の相互理解、地域とのつながり・交流を促進するとともに各々の経験をいかした身近なコミュニティ活動への参加機会の拡大が必要」との指摘事項を踏まえた取組を行いました。

・「健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて」については、高齢者自らが介護予防、フレイル予防に向けた生活行動を継続して実践できるよう、筋力アップを図るためのトレーニング「しんじゅく100トレ」を住民主体で取り組むことができるよう、区内の様々な地域団体や区民に広く普及啓発を図っています。

そのほか、食べる機能の維持向上を目指す「新宿ごっくん体操」の推進のため、普及啓発を行う「ごっくんリーダー」を養成しています。また、「新宿いきいき体操」のサポーターの育成を通し、個人の意識向上や地域との交流促進、コミュニティ活動への参加機会の拡大を促進しています。

・「防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて」については、防災講演会や防災講習会の開催を通じて、区民の防災意識の向上を図るとともに、地域における防災活動の活性化による地域防災力の向上を図っています。

区内の道路等の美化清掃活動を行うボランティア団体等に対し、清掃用具や啓発用品の貸出を行い、身近なコミュニティ活動の参加促進を図っています。

・「地域で支える子育てしやすいまちに向けて」については、青少年活動推進委員によ

る活動、子育て支援者の養成、地域との協働によるプレイパーク活動のほか、子育て世代と高齢者等幅広い世代が日常的に集い、交流する場としての「落合三世代交流サロン」などを実施しています。

また、「外国人住民へのサポートが必要」という指摘事項を踏まえ、令和3年度から、外国語版（英・中・韓）の「子育て支援施策ガイド」を作成し、外国籍の方へのサポートを行っています。そのほか「将来に向けて長く住み続けてもらうため、補助など区民ニーズへの対応が必要」という指摘事項を踏まえ、産前産後支援として、令和3年度から従来からのヘルパー派遣に加え、育児や家事が必要な家庭への援助者として、産後ドゥーラを派遣するなど支援を充実させています。また、入学時の家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、令和5年度に入学を迎える新小学1年生、新中学1年生がいる世帯に、入学祝金を支給する制度を開始しました。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、良好な地域社会の創出のため、区民、事業者など、多様な主体が積極的に地域に関わることができるよう協働の機会を提供していきます。

「第12条 区の行政機関の責務」について

当条項では、区の行政機関の責務として、「区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行すること」、「多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすこと」が規定されています。

今回の検証では、「区民ニーズの的確な把握」については「第5条 区民の権利」の「区政に参加する権利」で、また、「区民への説明責任」については「第5条 区民の権利」の「区政に関する情報を知る権利」、「第14条 区政運営の原則」の「区の財政状況の公表」、「第15条 情報公開」及び「第16条 個人情報保護」で検証しており、それぞれ自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

「第13条 職員の責務」について

当条項では、「公益保護」、「法令遵守」、「公正・公平な職務遂行」、「職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上」について規定しています。

今回の検証では、職員が区民の視点に立って、区の自治の実現を図るために必要である、公益保護及び職員の行動規準やサービスの宣誓、研修による職員の育成・能力開発などの制度・事業等の取組状況を検証しました。

区では、公益通報制度により公益を害する事実の早期発見・早期是正を図るとともに、職員が区民の信頼を裏切ることなく、誠実かつ公正・公平に職務を遂行するよう「職員の公正な職務遂行のための行動基準」や「新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例」を定めています。

平成26年度の検証における「区民の視点に立った区の自治を実現していくためには、現場・現実の重視が必要であり、研修の充実が望まれる」という指摘を踏まえ、職員向け

の研修では、職層に応じた研修を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、公共マーケティングの理論や活用方法と、情報や統計等のデータを活用しデータに基づいた政策立案を行うための研修を実施しています。令和 3 年度からは、区民との協働に対する理解を深めることを目的とした研修を係長級職員に実施しています。

さらに、令和 3 年度に「性自認・性的指向」に関する知識や窓口対応等を記載した職員向けハンドブックを作成し、LGBT 等性的マイノリティの理解促進を進めています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。今後も、職員が、現場・現実を重視し、地域課題や区民の意見を把握した上で、政策立案を行うよう意識改革や能力向上に取り組んでいきます。

「第 14 条 区政運営の原則」について

当条項では、「財政の健全化」、「効果的かつ効率的な公共サービスの提供」、「総合的な計画の策定」、「区の財政状況の公表」、「組織の整備」、「区民の意見把握」、「区民の区政への参加、協働の機会の場の提供」、「行政評価の実施と区政運営への適切な反映」について規定しています。

今回の検証では、財政の健全化及び自主的な財政基盤の確立や財政状況の公表の取組状況、基本構想に基づく総合計画の策定や区政を着実に推進するための組織の整備、区の施策・事業の適切な進行管理を図るための行政評価制度等について検証するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に向けた新たな取組について検証しました。

区では、安全・安心な区民生活を支えることができるように、実行計画に掲げる各事業を着実に推進しました。

新型コロナウイルス感染症の影響の中、予算の編成にあたっては、事業の優先度を的確に見極めながら、効果的な財源配分を行い行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しと、デジタル技術等を活用した事業転換等を進め、効果的・効率的な事業構築を図り、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に取り組んでいます。また、財政状況や予算編成過程等については、広報新宿や区ホームページで公表しています。

また、質の高い行政サービスの提供と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的として、令和 4 年 4 月より民間提案制度を開始し、公民連携のさらなる推進を図る取組を行っています。また、効果的・効率的に業務を推進していくため、RPA を活用した作業の自動処理化や、AI を活用した事務の効率化により、窓口サービスや業務手順の改善の取組を推進しています。さらに区民の利便性の向上のため、公金の納付における電子マネー等の新たな決済手段や、行政手続において、来庁することなく申請手続きができるよう電子申請を導入し、行政のデジタル化を推進しています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。今後も、持続可能で健全な財政基盤を確保し、財政状況に関する説明責任を果たしていくとともに、効果的・効率的な公共サービスの提供に努めていきます。

なお、「区民の意見把握」については「第 5 条 区民の権利」の「区政に参加する権利」で、また、「区民の区政への参加、協働の機会の場の提供」については「第 6 条 区民の責務」で検証しており、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと

評価します。

「第15条 情報公開」、「第16条 個人情報保護」について

当条項では、「情報公開」と「個人情報保護」を規定しています。

今回の検証では、公文書公開請求や自己情報開示請求の状況等を踏まえ、区政に関する積極的な情報公開や個人情報の取扱状況等について検証しました。

区では、様々な情報を収集、保存し、発信や提供をしています。区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするため、「新宿区情報公開条例」により取扱のルールを定め、積極的に公開提供しています。また、個人情報については、「個人情報保護条例」により取扱のルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにしています。

また、個人情報を適切に保護するため、実務者向けの説明会を実施し、個人情報事故対応などの事例検討を重点的に行っています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

なお、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、令和5年4月から区においても、法律が直接適用され、「新宿区個人情報保護条例」を廃止し、法律の施行に必要な事項を定める法施行条例を制定します。

今後も引き続き、慎重かつ適切に個人情報の保護及び管理を行うとともに、積極的な情報公開を行っていきます。

「第17条 住民投票」、「第18条 住民投票の実施」、「第19条 住民投票の実施の結果の尊重」、「第20条 条例への委任」、「第21条 地域自治」

当条項では、「住民投票」と「地域自治」を規定しています。

今回の検証では、住民投票についての事例の研究状況、地域自治組織についての考え方について検証しました。

平成30年度の検証において、住民投票については、「住民投票ができる権利があるなら使いたい、意見を表明する場は欲しい、ポイントを絞って民意が問える、住民投票を実施する重大な事項があるのか、区長や区議会の権限を優先すべき、拘束力がないのであればアンケートでもよい、住民投票にお金をかけるなら別のことに使ってほしい、投票者は日本国民に限るべき、外国人の参加がなぜ問題となるのか」など多岐にわたる意見があげられました。意見を踏まえ、引き続き課題を整理していく必要があると認識しており、他自治体の住民投票について事例の研究を行うとともに、令和4年度区民意識調査において、「区政への参加の仕組みにおいて重要なこと」の設問で、「住民投票制度」を選択した理由や実施における課題について調査しました。また、自治基本条例の「内容を知っている」と回答した割合が前回の調査時である平成25年度よりも下がっている（3.7%⇒1.7%）ことから、まずは自治基本条例の認知度の向上を図り、住民投票についての重要性が認識された上で、議論していくことが重要であると考えています。住民投票については、引き続き、他自治体の住民投票制度の事例研究を行い、自治基本条例の基本理念に基

づき、区民・議会・区の三者が、議論の土台となる共通認識を築いて、慎重に検討を進めることが必要です。

地域自治組織については、既存の町会・自治会の活用についての意見が多数であり、「町会・自治会活動の周知や、誰もが町会・自治会に参加できる開かれた環境づくり、若い方や転入された方の加入促進による組織と活動の活性化の必要性や実現に向けての担い手やエリアの課題」などの意見があげられました。

地域コミュニティを取り巻く現状としては、数年間のコロナ禍による地域活動の制約により、住民同士のつながりが希薄化している状況にあるため、区は、地域自治組織の議論の前に、まずは、地域活動の中心である町会・自治会等の地域コミュニティの再起動に向けた取組を行っていくことを重視しています。

「第22条 子どもの権利等」について

当条項では、「自らの意見を表明する権利」と「健やかに育つ環境の保障」を規定しています。

今回の検証では、子どもと子育てを社会全体で応援することにより、時代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けた支援施策を検証しました。

毎年度実施している「小・中学校フォーラム」では、子どもたちに広く社会への関心を持ってもらうとともに、子どもの意見を区長がしっかりと受け止め、区政に反映する機会を提供しています。

「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～令和6年度）」に基づき、すべての子育て家庭が、子どもを安心して産み、育てられるようきめ細かな支援を行うとともに、全ての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していけるまちの実現を目指して取組を推進しています。

子どもの育ちを支援する活動に対して助成を行う「新宿区子ども未来基金」においては、令和3年度から感染症対策経費への助成を追加しました。また、令和4年度から助言や相談が地域活動団体の安定した運営につながるよう、新たにコンサルタント派遣を開始するとともに、民間スペースを活用する際の会場費を対象とした助成を新設し、子どもの育ちを支える活動に対する支援の充実を図っています。

令和4年度からは子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成等にかかる費用の助成を行っています。

また、学校教育においても、人権教育の推進や不登校対策、いじめ防止等の取組を行い、子どもの目線から子どもが幸せに生きることができる社会の実現をめざしています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、次代を担う子どもたちが社会の一員として意見を表明し、健やかに育つことができるよう子どもと子育て家庭を支援する施策の推進や、子どもたちの力を伸ばす学校教育に取り組んでいきます。

「第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力」について

当条項では、「国、他の自治体及び関係機関との連携協力」を規定しています。

今回の検証では、友好提携都市である長野県伊那市との交流・連携事業をはじめ、災害、文化・歴史分野における他の自治体等との連携協力の取組状況及び区内の警察との連携状況を検証しました。

平成26年度の検証時において、「地域課題解決のため、より一層の国、東京都、他自治体の連携・交流が必要」、「区内の大学や病院など各分野での連携が重要」との指摘事項がありました。令和元年度から、区内4警察署と児童虐待事案に迅速かつ的確に対応し、相互に必要な情報を共有するための協定書の締結を行いました。

また、令和2年度から新型コロナウイルス感染症への対応として、区内の医療機関、薬局、訪問サービス事業者等と保健所の連携による「新宿区新型コロナウイルス対策医療介護福祉ネットワーク」を中心に、早期診療や円滑な入院調整・自宅療養の支援、その後の社会復帰に向けた対応などを一貫して行う体制づくりに取り組んでいます。

令和4年度より友好提携都市・長野県伊那市との交流事業の一環として、伊那市から提供を受けた食材を区立学校の給食で活用し、食育の推進を図るとともに、両区市の交流がさらに深まるよう取り組みました。

文化・歴史の交流として、引き続き夏目漱石にゆかりのある自治体との連携協力体制による事業の実施を行っています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、友好都市をはじめとした自治体との相互協力や特別区長会全国連携プロジェクトに取り組むとともに、医療や福祉、災害対策など様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するため、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人、民間企業などの関係機関と相互に連携・協力していきます。

「第24条 国際社会との関係」について

当条項では、「国際社会との相互理解及び協調」、「多文化共生のまちづくりの推進」を規定しています。

今回の検証では、「国際社会との相互理解及び協調」として、海外友好都市との交流事業、「多文化共生のまちづくりの推進」として、日本語学習の支援や外国人相談窓口の運営等の多文化共生施策の取組状況を検証しました。

国際社会との相互理解については、外国人が住み、働き、学び、また観光客も多く訪れる新宿では、お互いの言語・文化などの理解を深め、国際都市としての自覚を持って取り組んでいくことが必要との考えから、海外友好都市との児童・生徒の絵画作品交流や青少年交流事業等を通じて相互理解を推進しています。

また、多文化共生社会の推進のため、「新宿区多文化共生まちづくり会議」における審議により、様々な取組を行っています。令和2年度には、外国人への生活ルールの周知のために、新宿生活スタートブックの改訂や映像による新宿生活スタートガイドを作成しました。また、コロナ禍においては、外国人コミュニティを通じた新型コロナワクチン

接種受付などの緊急性の高い情報等の提供を行うなど、多文化共生のさらなる推進を図っています。

このことから、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、海外友好都市との交流事業を通じて、国際社会との相互理解及び協調に努めるとともに、多文化共生社会の実現をめざした施策を行っていきます。

まとめ

平成 26 年度及び平成 30 年度の検証時の指摘事項等を踏まえ、取組を行ってきました。特に、情報発信については、新型コロナウイルス感染症の影響により、区民への区政に関する情報を分かりやすく提供することが求められている中、様々なツールの活用や広報新宿のリニューアルを行い、より一層推進を図ってきました。

高齢期の健康づくりとフレイル予防を推進するためには、区民が気軽に行える体操の普及啓発に取り組むことで、個人の意識向上や地域との交流促進、コミュニティ活動への参加の機会の拡大を促進しています。

子どもが健やかに育つ環境整備に向けては、「子ども・子育て支援事業計画(第二期)」に基づいた施策の実施や産前産後の支援、子どもの育ちを支援する団体の自主的な活動への資金助成、「教育ビジョン」に基づいた子どもたちの力を伸ばす、より高い学校教育の実現に取り組んでいます。

国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力については、コロナ禍ではより一層の連携が必要となり、関係機関が一体となって取り組んでいます。

業務の効率化や公民連携のさらなる推進を図るための民間提案制度の導入や、窓口サービスや区民の利便性の向上を図るために公金の納付における新たな決済手段の導入、行政手続における電子申請の導入を推進しています。

以上のように、様々な分野において状況に応じた新たな取組を展開するとともに、他の制度や取組についても着実に推進していることから、条例に則した制度や事業が行われているものと評価します。

第5章 新宿区自治基本条例の検証結果及び必要な措置について

自治基本条例の検証を行うにあたり、自治基本条例に関する区民の意識を調査することを目的に、「令和4年度新宿区区民意識調査」により「新宿区の自治について」の調査を行いました。

区民意識調査の結果により、自治基本条例の認知度については、前回の調査時である平成25年度よりも下がっていたことから、条例の認知度を向上させる取組について区民検証会議における討議テーマとしました。また、「区の役割に対する取組状況の評価」において、「進んでいないと感じる」項目について、「区政への区民参加を推進すること」が最も高くなっていることから、多くの区民の区政参加の促進のために必要なことや区の役割を討議のテーマとしました。

検証の流れとしては、はじめに庁内検証を行い、平成26年度及び平成30年度の検証時における指摘事項の対応状況と関連する諸制度・事業が自治基本条例の趣旨に則して運用されているかを取組状況等から検証しました。平成30年度の検証時から、様々な分野において新たな取組を展開するとともに、他の制度や取組についても着実に推進しているものと評価しました。

次に、区民検証会議を区民討議会形式により開催しました。また、会議の開催方法として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来の対面方式による討議と、オンライン上での討議とを組み合わせ、一体的に同時進行する「ハイブリッド方式」で実施しました。討議内容を共有しやすくするため、各グループに討議の内容をその場でグラフィックとしてまとめいく「グラフィック・レコーディング」を導入し、分かりやすく共有できたことで、参加者からも好評でした。

また、事前に自治基本条例についての動画を作成し公開するとともに、関連する資料を送付することで、討議の準備ができるように取り組みました。オンライン方式による参加については、幅広い世代から多くの参加申込があり、オンライン方式による参加の利便性や感染症が拡大した場合においても会議の開催が可能であることから今後も活用が必要と考えます。

区民検証会議では、「自治基本条例認知度向上に向けて」については、参加者においても「知らなかった」割合が多い状況の中、重要性を認識する意見もありました。

自治基本条例の認知度を向上させるためには、条例の伝え方を工夫する意見があげられるとともに、SNSや動画などを活用した情報発信など、発信手段の工夫・多様化の意見があげられました。

「区政参加」については、「現状では区政に参加していないものの、今後区政に参加してみたい」という意見が多く、子育て、地域コミュニティ、教育、老後、環境保護、区議会など、様々な分野に関心が寄せられました。区政参加に関心があるものの、「仕組みが分からない」、「どこに行けばいいか分からない」などの意見が多くあげられました。

また、「もっと良い新宿区にするために区民ができること」については、「地域のイベントに積極的に参加する」など地域活動に参加することについての意見が多くあげられ、参加す

るにあたっての情報提供が求められています。このことから、SNSなどの情報発信手段の認知度の向上など区政参加へのきっかけとなる情報提供が必要です。

さらに、「区に求めること」として、「区民の声に耳を傾けてほしい」、「区長の発言や区議の仕事が見えるようにしてほしい」という意見とともに、平成30年度検証時と同様に区政参加へのインセンティブの付与の必要性についても意見がありました。

自治基本条例は、区民・議会・区が自治に基づく新宿のまちづくりを行っていく上で、共通認識を持ち、協力できるように定めた「基本的なルール」です。よりよいまちづくりを進めていくためには、まちづくりの主役である区民が、区政に参加し、意見や提案を行うことが重要です。

今後、庁内検証の結果や区民検証会議でいただいた意見・提案を庁内で共有し、自治基本条例の認知度の向上に向けた取組や自治基本条例の趣旨に則した区政情報の提供、区民の区政参加の促進をはじめ各施策・事業の内容や運用方法等に反映していきます。

〔平成 22 年 10 月 14 日
新宿区条例第 43 号〕

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 区民（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 議会等（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 区長等（第 10 条—第 13 条）

第 5 章 区政運営の原則（第 14 条）

第 6 章 情報公開及び個人情報保護（第 15 条・第 16 条）

第 7 章 住民投票（第 17 条—第 20 条）

第 8 章 地域自治（第 21 条）

第 9 章 子どもの権利等（第 22 条）

第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第 23 条・第 24 条）

第 11 章 条例の見直し等（第 25 条）

附則

私たちに繋がる^{つな}る先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和 22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の 3 区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌（ぼう）を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓（ひら）く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇

りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者

及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの
イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1
項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

（基本理念）

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にすゝる区政を行ふ。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

（条例の位置付け）

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

第2章 区民

（区民の権利）

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。

3 区民は、区政に参加する権利を有する。

4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

（区民の責務）

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

第3章 議会等

（議会の設置）

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

(議会の責務)

第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。

2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

(議員の責務)

第9条 議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。

2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

第4章 区長等

(区長の設置)

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

(区長の責務)

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

(区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

(職員の責務)

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

第5章 区政運営の原則

(区政運営の原則)

- 第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。
- 3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。
- 4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。
- 5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。
- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

第6章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

- 第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

第7章 住民投票

(住民投票)

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

(住民投票の実施)

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

(住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

(条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章 地域自治

(地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。

4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第9章 子どもの権利等

(子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

(国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

第11章 条例の見直し等

(条例の見直し等)

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

令和4年度 新宿区自治基本条例に 関する区民検証会議 〈参考資料〉

総合政策部 企画政策課

令和5年1月

新宿区自治基本条例とは

自治とは・・・自分たちのまちのことは、
自分たちが責任をもち、
自分たちで決めていくこと



新宿区のまちづくりも、区民のみなさん1人
ひとりが行動して、自分たちのことを自分たち
で決めて行うことが大切

新宿区自治基本条例制定

なぜ、条例が必要なのか？

⇒区民と議会、区（行政）が、自治に基づく新宿のまちづくり
を行っていく上で、共通認識をもち、協力できるように基本的
なルールが必要



◎平成19年～

区民、区議会議員、区と一緒に、新宿区の自主法である条例に
どのような事項を入れるか検討

- ・区民検討会議、区民アンケート、地域懇談会、パブリック・
コメントなど実施



平成23年4月 自治基本条例を制定

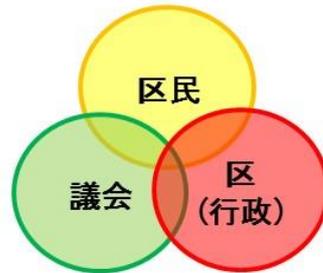
4年を超えない期間ごとに、区が自治基本条例のもとで進めてきた
区政運営が、条例の趣旨に則しているかを検証することを定めています。
⇒平成26年度、平成30年度 区民検証会議

新宿区自治基本条例の内容

区民、議会、区（行政）それぞれがどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくか自治の基本ルールを明確化

自治の基本ルール

- ・区民の権利・責務
- ・区議会・区長（行政）の責務
- ・区政運営の原則 など



基本ルールを条例化することで区民が主役のまちづくりを着実に推進し、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりへ

新宿区自治基本条例のPRの取組

様々な場面で、自治基本条例をPRしています。



▲ハンドブック・パンフレット

- ・ホームページに掲載
- ・特別出張所、本庁舎1階区政情報センター、図書館
- ・はたちのつどい、若者のつどい(オンライン開催) などイベントでPR

▲小・中学生向けパンフレット

- ・授業で活用



はたちのつどい行政資料コーナー



◀新宿区自治フォーラム

- ・区民のみなさんと一緒に新宿区の課題や自治について考えるフォーラム

新宿区自治基本条例の条文の紹介

<p>1 総 則</p> <p>【第1章】</p> <p>目的 【第1条】</p> <p>定義 【第2条】</p> <p>基本理念 【第3条】</p> <p>条例の 位置付け 【第4条】</p>	<p>2 区民・議会・区長 等の責務と関係</p> <p>【第2章】～【第4章】</p> <p>区民の権利及び 責務 【第5条】【第6条】</p> <p>議会及び議員 の責務 【第7条～第9条】</p> <p>区長等の責務 【第10条～第13条】</p>	<p>3 区民の権利を守る制 度や自治体運営のしくみ</p> <p>【第5章】～【第9章】</p> <p>区政運営の原則 【第14条】</p> <p>情報公開及び 個人情報の保護 【第15条～第16条】</p> <p>住民投票 【第17条～第20条】</p> <p>地域自治 【第21条】</p> <p>子どもの権利等 【第22条】</p>	<p>4 国・他自治体と の連携・協力</p> <p>【第10章】</p> <p>国、他の自治体と の連携及び協力 【第23条～第24条】</p>
			<p>5 条例の見直し</p> <p>【第11章】</p> <p>条例の見直し等 【第25条】</p>

新宿区自治基本条例の条文の紹介

4つの区民の権利（第5条）

- ・ 区政に関する情報を知る権利
- ・ 公共サービスを受ける権利
- ・ 区政に参加する権利
- ・ 区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利



新宿区自治基本条例の条文の紹介

区の行政機関の責務（第12条）

- ・ 区民ニーズの的確な把握
- ・ 情報を分かりやすく区民に提供

区政運営の原則（第14条）

- ・ 多様な方法により区民の意見を把握 など



新宿区
SHINJUKU CITY

8

これまでの検証会議について（平成26年度）

平成23年4月に「新宿区自治基本条例」制定後、2回の検証会議を行いました。

1 平成26年7月～平成27年3月（全8回）

- 参加者：学識経験者2名、公募区民3名、
団体推薦による区民10名

- 検証内容

条例施行後初めての検証会議であり、条例に関連する区の制度や事業が条例の趣旨に沿って運用されているかを検証

- ➡ 検証会議では、概ね条例の趣旨に則した区の施策の運営や取組が行われていると評価されました。

新宿区
SHINJUKU CITY

9

これまでの検証会議について（平成30年度）

2 平成31年2月2日～3日（2日間）

- 参加者：50名（無作為抽出と公募により参加者募集）

- 検証内容

区民のみなさんが討議を行い、
区民視点から、条例を推進するための
意見や提案等をいただきました。



〔テーマ〕

- ①区政に参加すること、区政情報を知ること
（区民の権利）
- ②良好な地域社会を創出するために自分に
できること（区民の責務）
- ③住民投票、地域自治組織について

平成30年度討議内容①（区民の権利）

〔テーマ①〕

区政に参加すること、区政情報を知ること（区民の権利）

（主な意見・提案）

❖区政情報を知る権利

- ・公平で透明性のある情報発信、多様で情報格差のない情報提供体制の整備
- ・HPやネットの活用、効果的な情報提供方法の工夫が必要

❖区政に参加する権利

- ・区民対話の機会、区民参加の会議の機会を増やす
- ・区政参加の促進（スマホ・SNSを活用）

❖生涯にわたり学ぶ権利

- ・新宿区の特徴である国際性を活かした講座内容・プログラムの充実
- ・区民により興味を持ってもらうためのPRの工夫・推進

平成30年度討議内容②（区民の責務）

〔テーマ②〕

良好な地域社会を創出するために自分にできること（区民の責務）

（主な意見・提案）

❖健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて

- ・ 交流機会・コミュニティの拡充、相互理解の促進に関する意見
- ・ シニア向けのスマホ講座など高齢者の意識や活動の活性化が必要

❖防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて

- ・ 地域の清掃活動など身近な活動への参加が必要
- ・ 防災や公園づくりなどに対する個人の意識・活動を向上させることが必要

❖地域で支える子育てしやすいまちに向けて

- ・ 子どもと地域のつながり、子どもと大人（高齢者）の交流等が必要
- ・ 外国人との交流・サポートを含めて、PR・情報共有の促進、子育て交流の促進が必要

平成30年度討議内容③ （住民投票と地域自治組織）

〔テーマ③〕

「住民投票」と「地域自治組織」について

自治基本条例に規定している「住民投票」と「地域自治組織」については、実施するにあたっての手續等を別に定めることとしています。

平成30年度討議内容④（住民投票）

1 住民投票について（条例第17条～第20条）

- ・住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、**直接住民の意思を問うための投票制度**を設けるとしています。
- ・また、投票資格者は、区内に住所を有する**18歳以上の者**で別に条例で定めるものとするとしています。



平成30年度討議内容⑤（住民投票）

<平成30年度区民検証会議での意見>

- ・住民投票ができる権利があるなら使いたい
- ・ポイントを絞って民意が問える
- ・住民投票を実施する重大な事項があるのか
- ・区長や区議会の権限を優先すべき
- ・拘束力がないのであれば、アンケートでもよい
- ・住民投票にお金をかけるなら別のことに使ってほしい
- ・投票者は日本国民に限るべき
- ・外国人の参加がなぜ問題となるのか など



(参考) 住民投票の事例

① 武蔵野市の事例

令和3年12月 武蔵野市住民投票条例案が否決されました。

- この条例案に対しては、市民から様々な問い合わせがありました。
投票資格者に外国籍住民を含めること
目的や根拠に関する事
住民投票の対象に関する事
市民への周知 など

出典：武蔵野市HP「武蔵野市住民投票条例案」に対するよくあるお問い合わせについて より抜粋

② 長崎市の事例

令和4年4月 長崎市住民投票条例が施行されました。

<制定された背景>

平成28年5月～平成30年11月の間に、5回の住民投票条例制定の直接請求がなされ、多くの市民が市政に直接訴えたいという行動を市が重く受け止め、常設型の住民投票制度を設けることにいたる。

出典：長崎市HP 令和3年9月市議会総務委員会資料 より抜粋

平成30年度討議内容⑥ (地域自治組織)

2 地域自治組織について (条例第21条)

- ・区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、**地域自治を推進すること。**
- ・地域づくりを行うため、地域の区分ごとに**地域自治組織を置くことができる。**

⇒地域自治組織としてどのような組織とするかは決まっています。

平成30年度討議内容⑦（地域自治組織）

<平成30年度区民検証会議での意見>

- ・既存の町会・自治会の活用についての意見が多数
- ・町会・自治会活動の周知や、誰もが町会・自治会に参加できる開かれた環境づくり、若い方や転入された方の加入促進による組織と活動の活性化の必要性
- ・実現に向けての担い手やエリアの課題 など

<地域コミュニティを取り巻く現状>

数年間のコロナ禍による地域活動の制約により、住民同士のつながりが希薄化している。



区は、地域自治組織の議論の前に、まずは、地域活動の中心である町会・自治会等の地域コミュニティの再起動に向けた取組みを行っていくことを重視しています。

令和4年度 区民検証会議のテーマ

令和4年度区民検証会議のテーマ

- 1 自治基本条例認知度の向上に向けて
- 2 区政参加について

なぜこのテーマ？区が目指すもの

- 1 ◎自治基本条例の認知度が依然低い状況
 - ◎どのように情報発信をすれば認知度が向上するか
- 2 ◎区民参加を推進することが進んでいないとの区民意識調査の結果
 - ◎区民のみなさまに区政に関わっていただき、多くのご意見をいただくことで、よりよいまちづくりを推進していくためには、区がどのように取り組む必要があるか

令和4年度 区民意識調査の結果①

・新宿区自治基本条例について、平成25年度と令和4年度に区民意識調査※を実施
 (※新宿区在住満18歳以上の方から無作為抽出した2,500人対象。区の施策等について何う調査)

(1) 新宿区自治基本条例の認知度

	平成25年度	令和4年度	
内容を知っている	3.7%	<u>1.7%</u>	▲2.0
内容は分からないが、名前は聞いたことがある	19.1%	<u>23.6%</u>	4.5
知らない(このアンケートで初めて知った)	75.9%	<u>73.2%</u>	▲2.7

(2) 新宿区自治基本条例のハンドブックやパンフレットの認知度

(ホームページへの掲載、特別出張所や区政情報センター(本庁舎1階)で配布、図書館で閲覧できることを知っていますか)

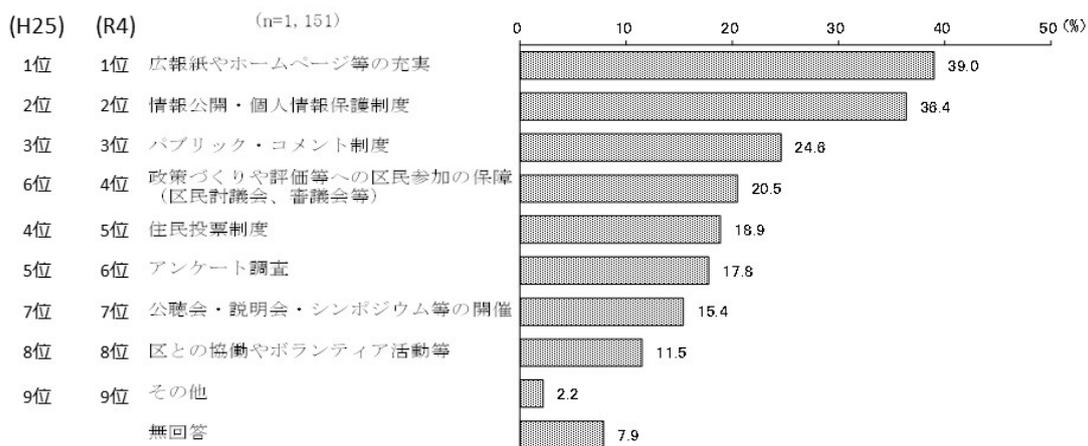
	平成25年度	令和4年度	
知っており、読んだことがある	3.8%	<u>2.1%</u>	▲1.7
知っているが読んだことはない	12.2%	<u>16.9%</u>	4.7
発行されていることを知らなかった	82.3%	<u>79.1%</u>	▲3.2



令和4年度 区民意識調査の結果②

(3) 区政への参加の仕組みにおいて重要なこと

平成25年度、令和4年度ともに、「広報紙やホームページ等の充実」が最も高く、次いで「情報公開・個人情報保護制度」
 「政策づくりや評価等への区民参加の保障」が平成25年度よりも上位へ



令和4年度 区民意識調査の結果③

(4) 区の役割に対する取組状況の評価

平成25年度、令和4年度ともに、上位2項目は同じ

《進んでいると感じる》

①区政運営に関する情報を分かりやすく迅速に発信、公開すること

②区民と協働したまちづくりを推進すること

《進んでいないと感じる》

①区政への区民参加を推進すること（区の事業に運営側として参加、審議会に公募委員として参加、区の計画立案に参加）

②幅広く区民の意見を聴くこと（ホームページのご意見専用ホーム、パブリック・コメント制度、アンケート調査等）

池田 民江	樋口 菜緒美
大澤 瞳子	藤田 健太郎
蒲生 恵理	藤田 恒雄
刈谷 昌司	藤本 由紀子
菊池 康	二尾 麗美
小泉 玲治	本多 優季子
小林 敏和	前川 真梨絵
篠原 梨乃	正木 寛也
杉原 由季	宮村 千明
戴 毛兵	森本 梓
高津 恵里奈	森本 輝夫
高松 奈々	矢口 佳則
田原 恵美	安田 裕子
豊田 美智子	山崎 由希
中村 厚	吉田 節子
貫井 昭博	和氣 由佳
則竹 達朗	

(以上、33名 五十音順、敬称略)

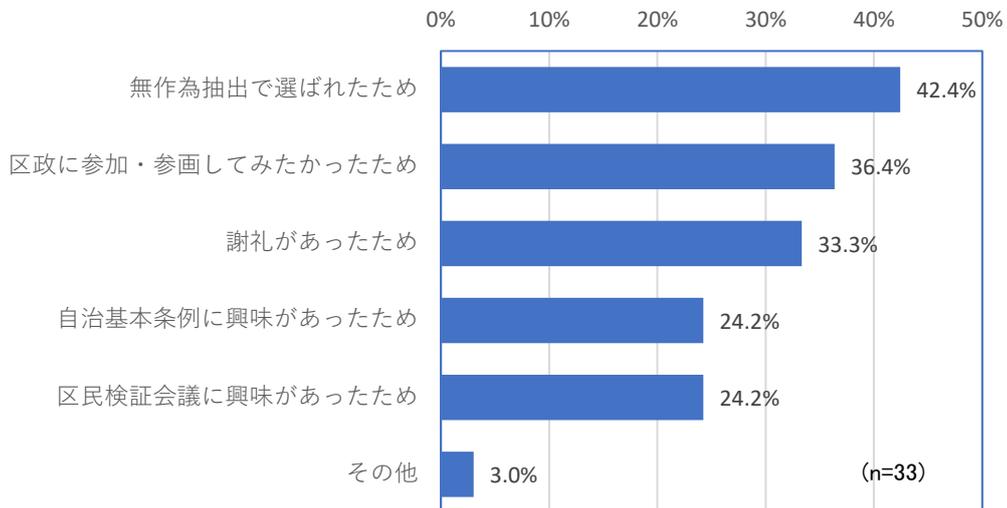
参加者に配布・回収したアンケート結果は以下の通りです。

※百分率（％）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。
項目を足し合わせた値と合計値が合致しない場合があります。

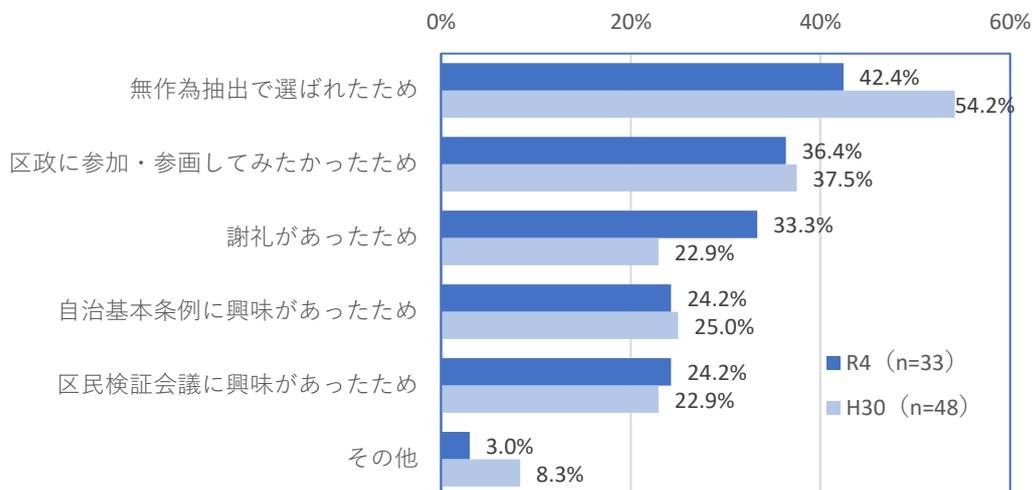
問1 区民検証会議にご参加をお決めになった、主な理由はなんですか。（複数回答）

区民検証会議への参加を決めた理由は、「無作為抽出で選ばれたため」（42.4％）が最も多く、次いで「区政に参加・参画してみたかったため」（36.4％）、「謝礼があったため」（33.3％）となりました。

前回と比較すると、「謝礼があったため」の割合が少し増えています。



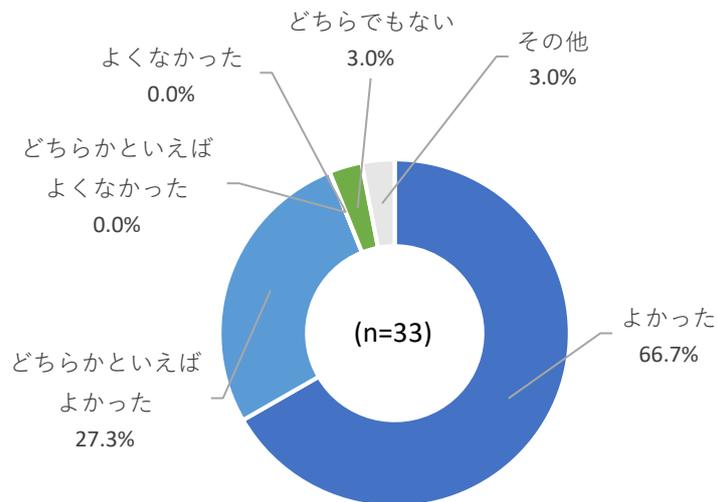
<参考：平成30年度との比較>



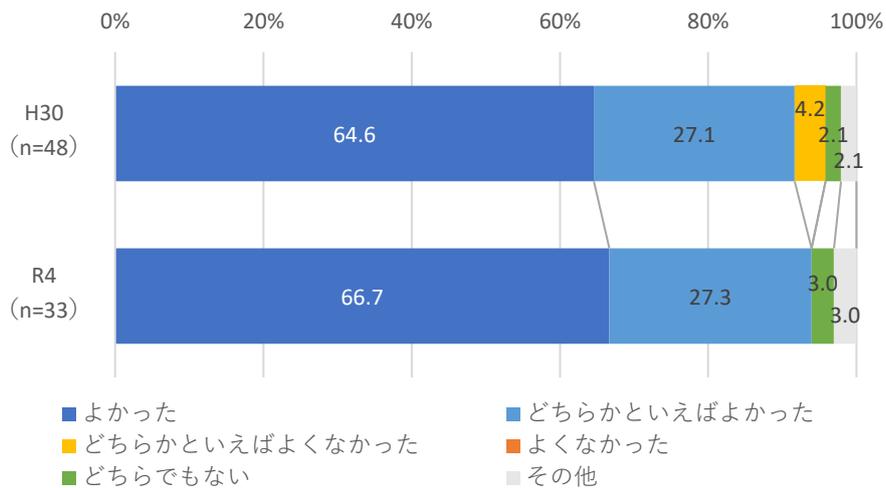
問2 区民検証会議にご参加になって、どのようにお感じになりましたか。(単一回答)

区民検証会議の満足度は、「よかった」(66.7%)、「どちらかといえばよかった」(27.3%)が合わせて94.0%となりました。

前回と比較すると、よかったと感じる人が少し増えています。



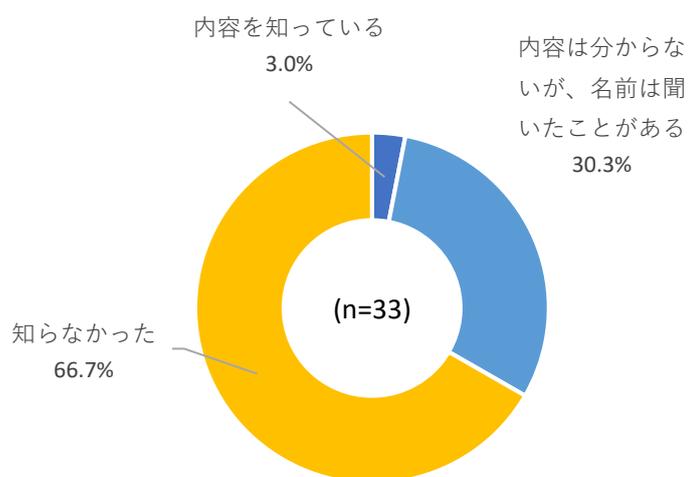
<参考：平成30年度との比較>



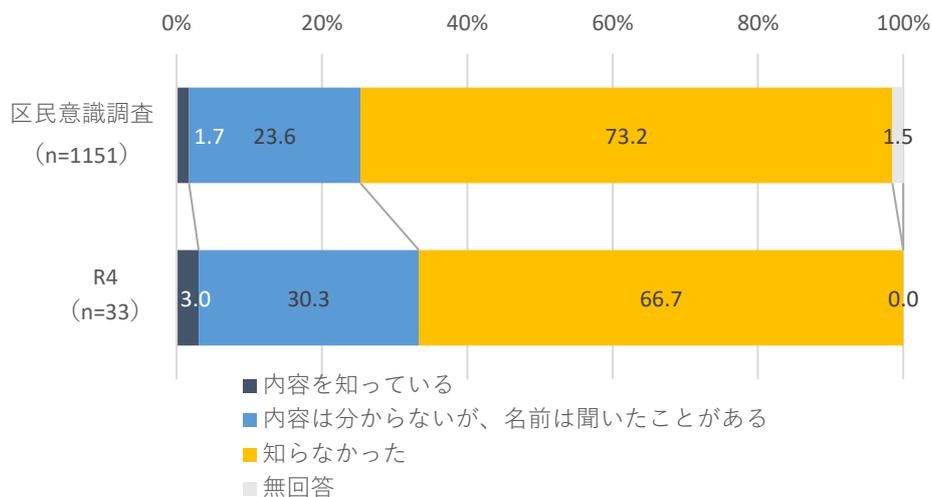
問3 新宿区自治基本条例のことを知っていましたか。(単一回答)

新宿区自治基本条例の認知度については、「内容を知っている」(3.0%)はわずかで、「内容は分からないが、名前を聞いたことがある」(30.3%)と合わせて3分の1となっています。「知らなかった」(66.7%)が3分の2を占めています。

区民意識調査(令和4年度)と比較すると、「内容を知っている」と「内容は分からないが、名前を聞いたことがある」を合わせた割合が少し高くなっています。



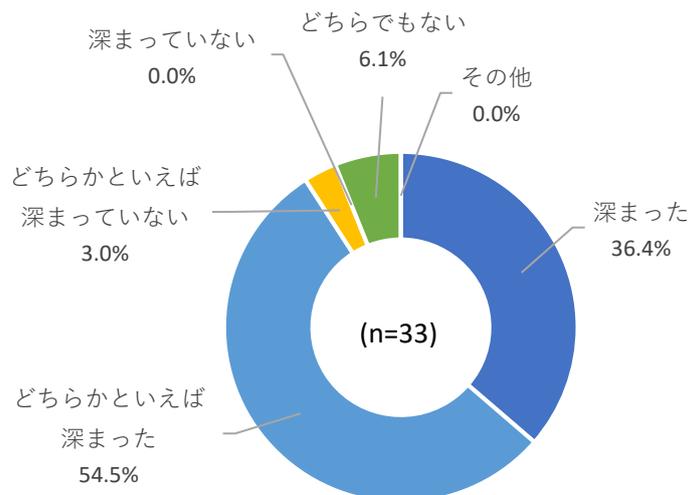
<参考：区民意識調査(令和4年度)との比較>



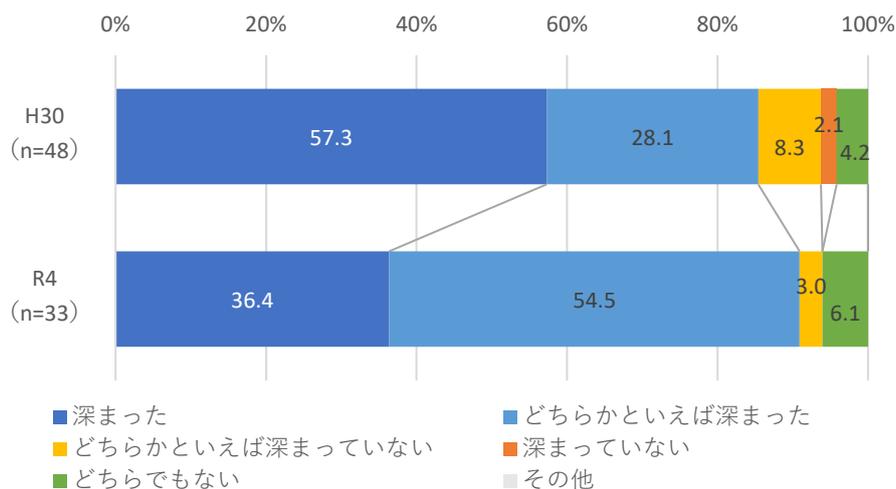
問4 区民検証会議にご参加になって、区政や新宿区自治基本条例にご関心やご理解が深まりましたか。(単一回答)

区政・自治基本条例の関心・理解の深まりは、「深まった」(36.4%)、「どちらかといえば深まった」(54.5%) が合わせて 90.9% となりました。

前回と比較すると、「深まった」の割合は減っていますが、「深まった」と「どちらかといえば深まった」を合わせた割合は少し増えています。

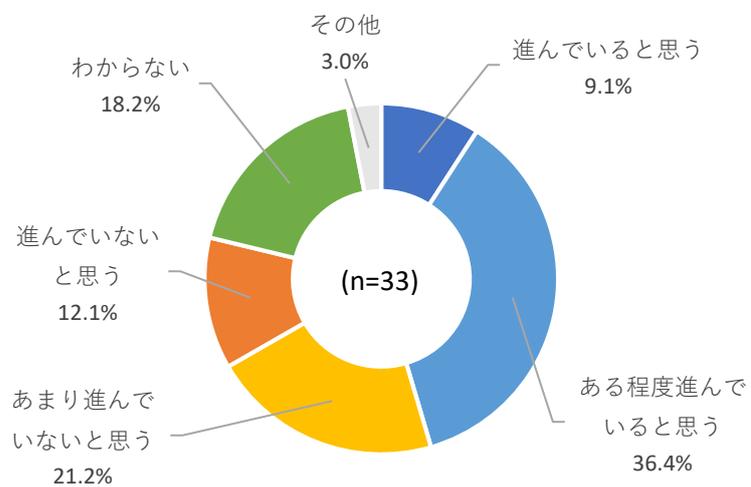


<参考：平成 30 年度との比較>



問5 自治基本条例に基づく区の実施は進んでいると思いますか。(単一回答)

自治基本条例に基づく区の実施の進展状況については、「進んでいると思う」(9.1%)、「ある程度進んでいると思う」(36.4%)が合わせて45.5%となりました。



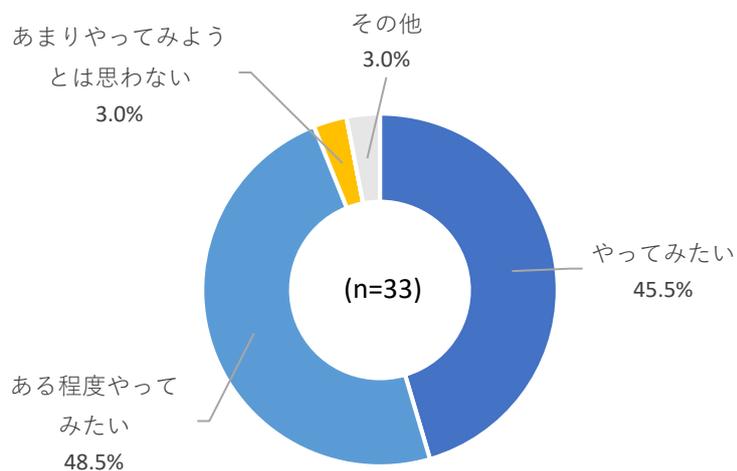
問6 自治基本条例に基づく区の実施について、ご意見があればお書きください。(自由回答)

【主な意見】

- 年代に合わせた相手に届く方法（SNS や Web を活用等）で、自治基本条例があることを周知していただきたい。
- 何度も何度も目に触れ、コンビニなどのように身近になっていくことが重要だと思う。
- 区民が理解できるよう、身近な内容から自治基本条例を広報やLINE で取り上げ、わかりやすいコラムなどで伝えていくとよいのではないかと思う。
- 若い世代は情報を受動的に受け取ることが多いので、条例についての発信が身近であればいいと思います。今回の参加を通して少し身近になったので、共有していきたい。
- 主権者教育（すでにおこなわれている模擬投票だけでは足りない）をより一層充実させ、政治参加や社会を変える方法として何があるのかなどを知ってもらいたいと思う。
- もう少し広まるように広報してほしい。
- 区民参加のインセンティブがあると励みになると思う。参加度合いに応じた表彰制度など。
- 無作為に抽出される当選者にならなければ、自治基本条例に関して考えることもなかったかなあと思った。
- 具体的な内容については、もっと別の機会を通して学びたいと思った。
- 今日のような機会は自治基本条例の14条の5に則しているいい機会であった。

問7 今後、自治の推進や区政参加に取り組みたいと思いますか。(単一回答)

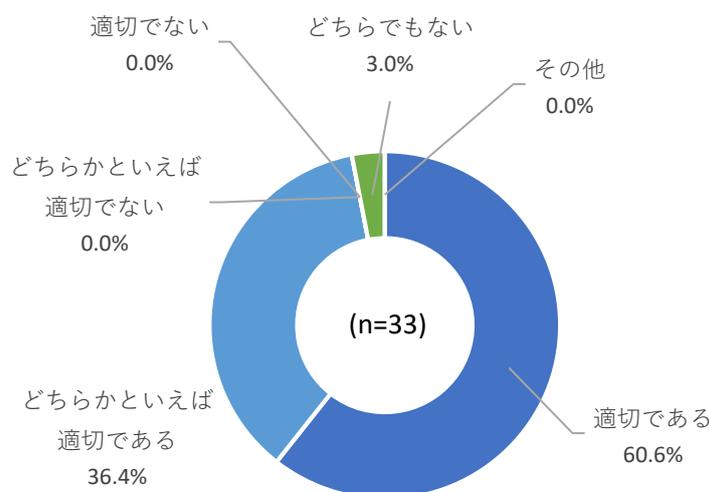
今後、自治の推進や区政参加に取り組みたいかについては、「やってみたい」(45.5%)、「ある程度やってみたい」(48.5%)が合わせて94.0%となりました。



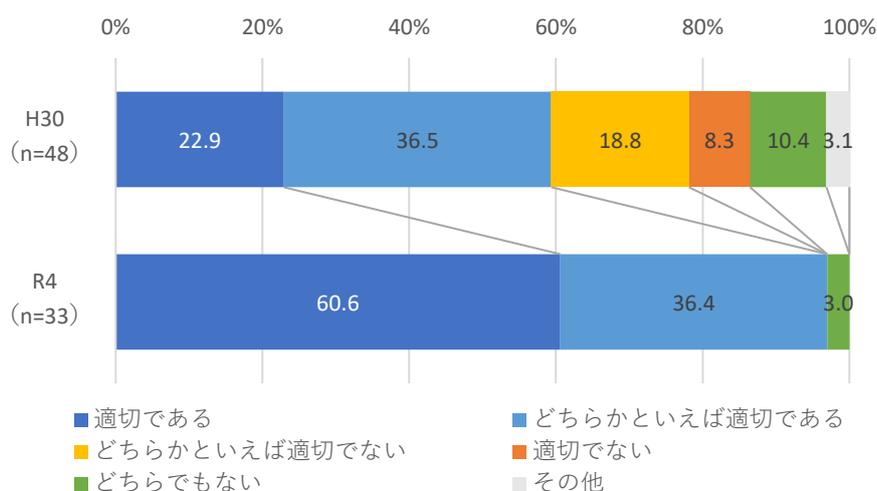
問8 本日の区民検証会議は、無作為抽出で区民に参加をお願いし、ワークショップ方式で話し合いを進める方法で行いました。また、対面方式とオンライン方式を組み合わせ実施しました。こうした区民検証会議の進め方や方法について、どのように感じになりましたか。(単一回答)

区民討議会の進め方や方法については、「適切である」(60.6%)、「どちらかといえば適切である」(36.4%)が合わせて97.0%となりました。

前回と比較すると、適切であると回答する人が大幅に増えています。



<参考：平成30年度との比較>



問9 今回の区民検証会議で取り上げたテーマについて、グループ討議の中でお伝えになれなかったご意見等がございましたらお書きください。(自由回答)

- まずは意見を出してくれている人の声が集まる仕組みが整備されたらいいと思う。
- 区民も区役所の人もDXはどんどん活用したらいいと思う。
- 東京23区内でも多様性が新宿区の特徴だと思います。1人の区民も取りこぼさない政策が実現できるよう、区民の1人として参加・協力できればと感じます。
- 区民情報等の必要性は皆感じているが具体的にどうやって入手していいか分からない。
- 区政を行う方との話し合いの場があると嬉しい。

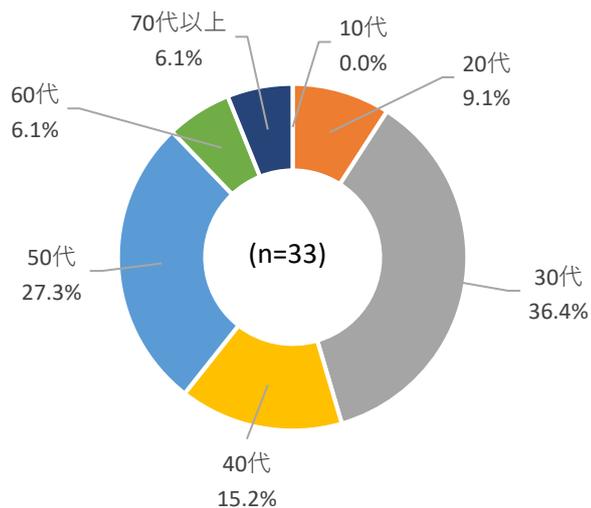
問10 その他、ご意見やお気づきのことがございましたら、ご自由にお書きください。(自由回答)

- リアルとオンラインのハイブリッドの会議で画期的でした。ファシリテーターやグラフィッカーの方に入っていたいただいたのも進行上とても良かった。準備に携わられた行政の方々ありがとうございました。
- 区政について考え、共有することができとてもよい機会になった。
- とても良い機会をいただきありがとうございました。また参加したいです。
- 子ども関係や地域に役立てることがありましたら協力させていただきたいです。貴重な経験をありがとうございました。
- 行政の取組について職場などでも話す機会はないので、世代やバックグラウンドが異なる、同じ新宿区民の方と意見交換する機会がとても楽しかったです。このような機会があればまた参加したいです。
- このような区民参加の機会が増えれば、参加意識が高まるのではないかと思います。私自身は、次回以降継続して参加できる機会があれば、ぜひ参加したいと思います。今回は、リモート参加でしたが、次回はぜひ、対面での現地参加したい所存です。
- 新宿区に引っ越してきて3年になりますが、近所や町内会などお付き合いが希薄で少しさびしい気がします。グループでその事を話したとき、コロナでイベントや祭りなどがなくなったのも一つの原因ではないかということでした。
- 個人個人の意識は高いので、できるだけとりあげて欲しい。オンラインやグラフィックなど、情報などの進化を見て、これからの区政に期待が持てました。

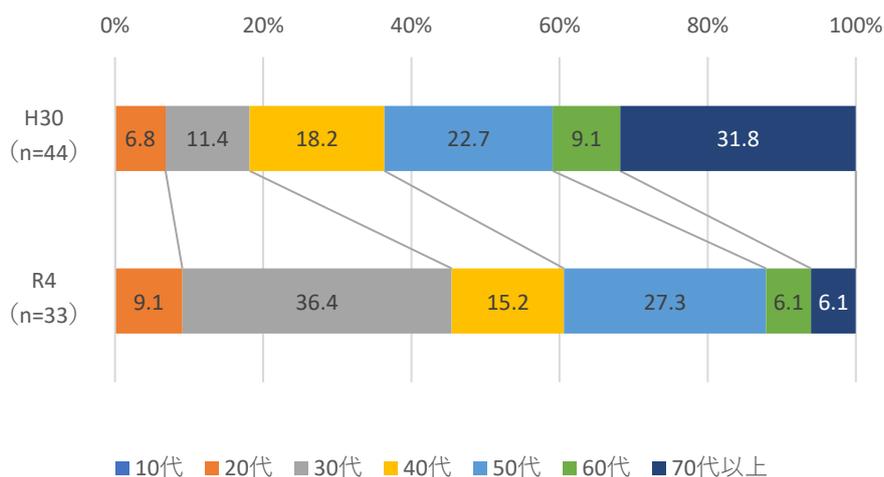
問 11 ご自身について、差し支えない範囲でお答えください。(単一回答)

① 年齢

対面方式とオンライン方式のハイブリッド方式としたことにより、若い世代の参加が増え、20代と30代で合わせて45.5%となりました。

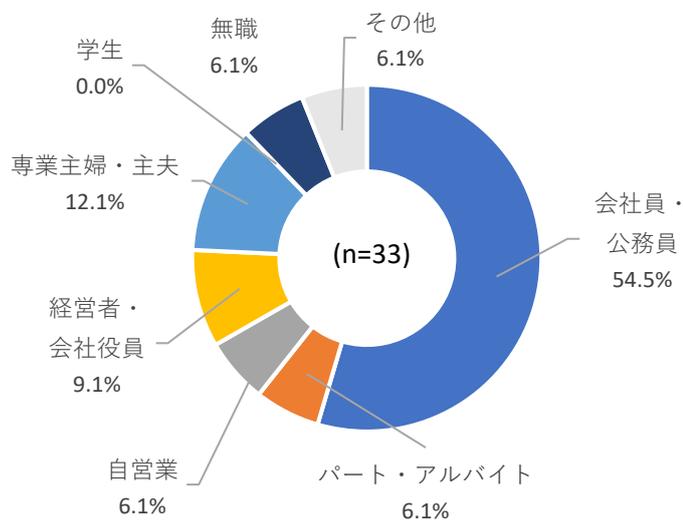


<参考：平成 30 年度との比較>

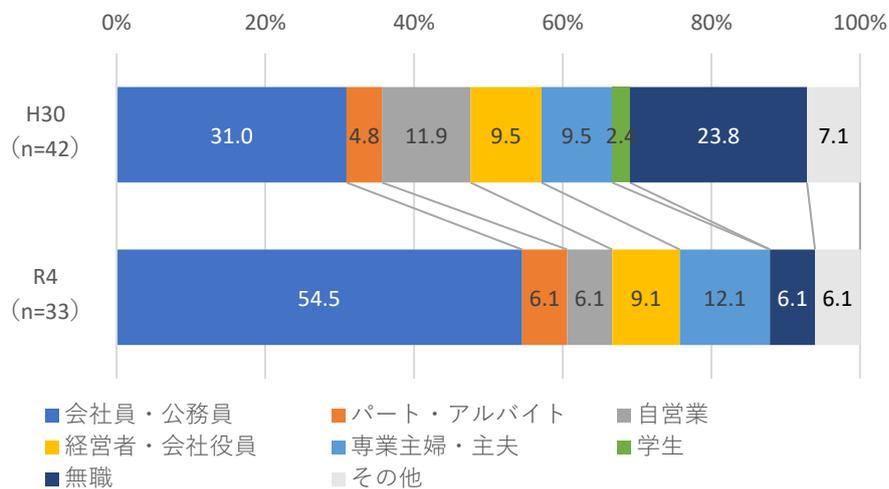


② 職業

若い世代の参加が増えたことにより、「会社員・公務員」が54.5%と半数を超えました。また、「専業主婦・主夫」の方の割合も増えています。一方、「無職」や「自営業」の方の割合が減少しました。



<参考：平成30年度との比較>



新宿区自治基本条例検証報告書

印刷物作成番号

2022 - 31 - 2101

発行年月

令和 5 年 3 月

発 行

新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電 話 03-5273-3502 (直通)
F A X 03-5272-5500